≪資料編≫

目　　次

組織関係　※資料名の後ろの〔〕は、本編の関連ページです。（以下、同様）

資料１　泉大津市防災会議条例〔予防-2〕…… 資 － 1
資料２　泉大津市防災会議委員名簿〔予防-2〕…… 資 － 3
資料３　泉大津市災害対策本部条例〔予防-3、応急-4〕…… 資 － 4
資料４　泉大津市災害対策本部事務分掌〔予防-3、応急-4、5〕…… 資 － 5
資料５　配備体制別職員動員計画〔予防-3、応急-6〕…… 資 -10
資料６　防災関係機関一覧表〔総則-13〕…… 資 -11

防災拠点関係

資料７　府の防災拠点等一覧表〔予防-7〕…… 資 -13
資料８　市の防災拠点等一覧表〔予防-7〕…… 資 -15
資料９　公的空地（オープンスペース）一覧表〔予防-82、応急-157〕…… 資 -16

被害調査関係

資料１０　大阪に被害をもたらした過去の主な地震〔予防-71〕…… 資 -19
資料１１　地震被害想定〔総則-7〕…… 資 -21
資料１２　地震動予測図〔総則-7〕…… 資 -27
資料１３－１　ハザードマップ〔総則-7、予防-97、応急-59〕…… 資 -29
資料１３－２　大津川水系大津川・槇尾川・東槇尾川・父鬼川・松尾川・牛滝川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（平成31年３月）〔総則-9、予防-102〕… 資 -34
資料１４　大阪府に被害をもたらした過去の風水害〔予防-71〕…… 資 -35

消防関係（泉大津市消防本部）

資料１５　組織機構図〔予防-20〕…… 資 -43
資料１６　職員の配置表〔予防-20〕…… 資 -44
資料１７　消防庁舎現況〔予防-20〕…… 資 -45
資料１８　各種車両配置表〔予防-20〕…… 資 -46
資料１９　特殊器具保有状況〔予防-20〕…… 資 -47
資料２０　消防通信指令総合システム〔予防-20、22〕…… 資 -49
資料２１　消防水利状況〔予防-21〕…… 資 -50
資料２２　危険物施設の推移〔予防-109〕…… 資 -51

水防関係

資料２３　水門・樋門・鉄扉・排水口・ポンプ場位置〔予防-102〕 ····· 資 -52

避難関係

資料２４　避難及び誘導 ····· 資 -53
24-1　避難所等〔予防-62、99、応急-100〕 ····· 資 -53
24-2　南海トラフ地震臨時情報等の発表時にとるべき行動〔予防-68〕 資 -58
24-3　警戒レベル等の概要〔予防-68〕 ····· 資 -59

道路・輸送関係

資料２５　広域緊急交通路〔予防-31、応急-109〕 ····· 資 -60
資料２６　市緊急交通路及び防災拠点〔予防-31、応急-109〕 ····· 資 -61
資料２７　避難路一覧表〔予防-83〕 ····· 資 -63
資料２８　都市計画道路一覧表〔予防-83〕 ····· 資 -65
資料２９　泉大津市保有車両一覧表〔応急-45〕 ····· 資 -66
資料３０　災害時用臨時ヘリポート〔予防-31、応急-20、112〕 ····· 資 -68
資料３１　緊急通行車両事前届出書等〔予防-33、応急-111〕 ····· 資 -70

医療関係

資料３２　医療機関一覧表〔予防-24〕 ····· 資 -73
資料３３　医療救護班編成表〔応急-85〕 ····· 資 -78
33-1　医療救護班編成表（医師会）〔予防-24〕 ····· 資 -78
33-2　医療救護班編成表（市立病院）〔予防-25〕 ····· 資 -79

通信関係

資料３４　無線施設〔応急-65〕 ····· 資 -80
34-1　泉大津市防災行政無線（同報系）〔予防-16、応急-74〕 ····· 資 -80
34-2　泉大津市防災行政無線（移動系）〔予防-16〕 ····· 資 -83
34-3　大阪府防災行政無線 ····· 資 -84
34-4　堺泉北地域防災相互無線（泉大津市所管分）〔予防-16〕 ····· 資 -84
資料３５　大阪府防災情報システムの概要〔予防-16、応急-65〕 ····· 資 -85

救援・備蓄関係

資料３６　防災備蓄一覧表‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 資 -86
36-1　食料等保有及び配備一覧表〔予防-48、応急-138〕‥‥‥‥‥‥ 資 -86
36-2　日常生活用品等保有及び配備一覧表〔予防-48、応急-138〕‥‥ 資 -86
36-3　防災資機材等保有及び配備一覧表〔予防-8〕‥‥‥‥‥‥‥‥ 資 -87
資料３７　市内薬局・薬店一覧表〔予防-27〕‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 資 -88
資料３８　大阪広域水道震災対策相互応援協定書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 資 -90
38-1　大阪広域水道震災対策相互応援協定書〔予防-47〕‥‥‥‥‥‥ 資 -90
38-2　「大阪広域水道震災対策中央本部」組織図〔予防-47〕‥‥‥‥ 資 -95
資料３９　災害時応援協定等一覧表〔応急-18、20、推進-4〕‥‥‥‥‥‥‥‥ 資 -96
資料４０　災害時協力井戸〔予防-47〕‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 資-101

広報関係

資料４１　広報の文例〔応急-74〕‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 資-102

災害救助法関係

資料４２　災害救助法による救助の程度、方法及び期間〔応急-131〕‥‥‥‥‥ 資-106
資料４３　激甚災害及び局地激甚災害指定基準〔復旧・復興-2〕‥‥‥‥‥‥‥ 資-112
43-1　激甚災害指定基準‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 資-112
43-2　局地激甚災害指定基準‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 資-115
資料４４　被害状況等報告〔応急-68〕‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 資-117
資料４５　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく復旧
事業及び府の関係部局〔復旧・復興-3〕‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 資-123

その他

資料４６　自衛隊派遣要請書式等〔応急-11、推進-4〕‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 資-125
資料４７　洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設〔予防-104、105〕‥‥‥‥‥ 資-126

資料１　泉大津市防災会議条例

泉大津市防災会議条例

昭和 38 年 3 月 28 日
条例第 11 号

(目的)

第 1 条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、泉大津市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条　防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　泉大津市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4)　前 3 号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条　防災会議は会長及び委員をもって組織する。

2　会長は市長をもって充てる。

3　会長は会務を総理する。

4　会長の事故あるときは、あらかじめその指令する委員がその職務を代理する。

5　委員は次に掲げる者をもって充て、委員の定数は、それぞれ各号に定める人数とする。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者　4 名以内

(2)　大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者　6 名以内

(3)　大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者　2 名以内

(4)　市長がその部内の職員から任命する者　10 名以内

(5)　教育長

(6)　消防長及び消防団長

(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関職員のうちから市長が任命する者　10 名以内

(8)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者　3 名以内

(9)　前各号以外の者で市長が特に必要と認める者　6 名以内

6　第5項第7号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とし、再任をさまたげないものとする。

（専門委員）

第4条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3　専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

（議事等）

第5条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和39年7月27日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和43年10月1日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和47年3月15日条例第5号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附　則（平成12年3月1日条例第3号）

（施行期日）

1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則（平成24年10月23日条例第27号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第1条の規定による改正後の泉大津市防災会議条例第3条第5項第8号の規定により任命された最初の委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、他の委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

資料２　泉大津市防災会議委員名簿

泉大津市防災会議委員名簿

（令和元年12月1日現在）

委員	職　　名
会長	泉大津市長
1号委員	大阪海上保安監部堺海上保安署長
2号委員	大阪府鳳土木事務所長
2号委員	大阪府鳳土木事務所地域防災監兼地域支援・企画課長
2号委員	大阪府港湾局堺泉北港湾事務所長
2号委員	大阪府和泉保健所長
3号委員	大阪府泉大津警察署長
4号委員	泉大津市副市長
4号委員	泉大津市総合政策部長
4号委員	泉大津市危機管理監
4号委員	泉大津市総務部長
4号委員	泉大津市健康福祉部長
4号委員	泉大津市都市政策部長
4号委員	泉大津市立病院長
4号委員	泉大津市立病院看護部長
5号委員	泉大津市教育長
6号委員	泉大津市消防長
6号委員	泉大津市消防団長
7号委員	大阪ガス㈱ネットワークカンパニー南部導管部導管計画チームマネジャー
7号委員	関西電力㈱送配電カンパニー大阪支社南大阪地域統括長
7号委員	西日本電信電話㈱大阪支店設備部長
7号委員	日本通運㈱和歌山支店長
7号委員	南海電気鉄道㈱泉大津駅長
7号委員	西日本旅客鉄道㈱和泉府中駅長
7号委員	光明池土地改良区理事長
8号委員	泉大津市自主防災組織連絡協議会会長
8号委員	関西大学社会安全学部准教授
9号委員	泉大津市医師会会長
9号委員	陸上自衛隊第37普通科連隊第4中隊長
9号委員	泉大津市消防団女性分団長
9号委員	泉大津市人権擁護委員
9号委員	泉大津市民生委員児童委員協議会副会長

資料３　泉大津市災害対策本部条例

○泉大津市災害対策本部条例

昭和 38 年 3 月 28 日

条例第 12 号

（目的）

第 1 条　この条例は災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、泉大津市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条　災害対策本部は本市防災会議と緊密な連絡のもとに地域防災計画に基づき、災害予防及び災害応急対策を実施する。

（本部長及び本部員）

第 3 条　災害対策本部は本部員をもって組織する。

2　災害対策本部長は市長をもって充てる。

3　災害対策副本部長並びに災害対策本部員は市長が部内の職員のうちから任命する。

4　災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、部内の職員を指揮監督する。

5　災害対策副本部長は災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

6　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部及び事務局）

第 4 条　災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部及び事務局を置くことが出来る。

2　部及び事務局に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長及び事務局に事務局長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4　部長はその部及び事務局長はその事務局の事務を掌理する。

（雑則）

第 5 条　前条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日からこれを施行する。

附　則(平成 12 年 3 月 1 日条例第 3 号)

（施行期日）

1　この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 24 年 10 月 23 日条例第 27 号)

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

資料４　泉大津市災害対策本部事務分掌

令和元年10月1日現在

泉 大 津 市 災 害 対 策 本 部 事 務 分 掌

部	班(担当課)	事 務 分 掌
各部局共通	各班	1　部内各班の応援・連絡調整に関すること 2　本部等の指示・要請に従い、各部の応援に関すること 3　本部と調整の上、他市町村等への応援協力要請に関すること 4　部内災害体制・災害応急対策計画に関すること 5　所管施設の被害調査及び応急復旧計画に関すること

部	班	事 務 分 掌	担当課
総合政策部	本部班	1　部内の庶務に関すること 2　本部の設置及び閉鎖に関すること 3　本部会議及び部長会議に関すること 4　本部長命令の伝達に関すること 5　本部長、副本部長への災害、被害、災害対策活動等の状況の報告に関すること 6　自衛隊の派遣(撤収)要請及び知事への応援要請に関すること 7　各班の災害対策活動の総括的掌握に関すること 8　各班の応援体制の調整・指示に関すること 9　各班から本部長への報告文書の保管整理に関すること 10　各種情報の収集、伝達に関すること 11　防災無線の運用に関すること 12　復興事業の企画立案に関すること 13　罹災証明の発行に関すること 14　災害救助法の事務に関すること 15　弔慰金、支援金等に関すること 16　他部の応援に関すること	危機管理課 政策推進課
		1　本部長、副本部長の秘書に関すること 2　災害見舞いの応接に関すること 3　防災関係機関の災害視察の応接に関すること 4　本部長等の現地視察及び被災地見舞いに関すること 5　被害に関する広報及び報道機関との連絡に関すること 6　各地域代表者への連絡調整に関すること 7　災害状況の写真記録に関すること 8　被災者の相談業務に関すること	秘書広報課 市民協働推進課 人権くらしの相談課
		1　職員の把握・調整並びに要員確保に関すること 2　職員の時間外等人件費に関すること 3　職員の食料の調達・配給及び衛生管理に関すること 4　職員の救護、災害給与に関すること	人事課
	商工班	1　商工業者の被害調査、復旧対策に関すること 2　商工業者罹災証明の発行並びに復旧資金の融資あっせん事務に関すること 3　罹災者応急用日用品等の確保、あっせん並びに物価の安定監視に関すること 4　災害時における不正計量防止に関すること 5　大阪府商工労働部との連絡に関すること	地域経済課
	農水班	1　耕地、かんがい用ため池の被害状況調査及び復旧対策に関すること 2　水産業者の被害調査、復旧対策に関すること 3　災害用農林金融あっせんに関すること 4　家畜伝染病の予防及び防疫に関すること 5　家畜関係の被害状況調査及び応急対策並びに保健所との指導連絡に関すること 6　大阪府環境農林水産部との調整に関すること	地域経済課

部	班	事 務 分 掌	担当課
総 務 部	庶務班	1 部内の庶務に関すること 2 所管施設の被害状況の把握に関すること 3 災害用自動車の配置に関すること 4 災害に関する文書の受発に関すること 5 庁内放送に関すること 6 災害対策従事者の食料の調達に関すること 7 災害対策にかかわる物品、応急資材の調達・賃借及び工事等の契約に関すること 8 他部の応援に関すること	総務課 資産活用課
		1 市の起債及び災害融資に関すること 2 市の災害復旧資金計画及び資金の調達に関すること 3 国・府等の補助金に関すること 4 災害関係経費の取りまとめに関すること	財政課
	調査班	1 被害状況の調査に関すること 2 罹災者に対する市税の減免に関すること 3 罹災者に対する市税の徴収猶予、延滞金免除、執行停止、換価猶予及び解除に関すること 4 被害調査事項の取りまとめ及び報告に関すること	税務課
	救護班	1 災害時の食料計画及び主食の特別措置に関すること 2 災害時における主食販売業者の指揮監督に関すること 3 災害応急用食料の調達及び配分に関すること 4 被災者に対する炊き出しに関すること 5 遺体の収容に関すること	市民課

部	班	事 務 分 掌	担当課
健康福祉部	庶務班	1 部内の庶務に関すること 2 ボランティアの受入に関すること 3 社会福祉協議会及び日本赤十字社等への協力要請及び連絡調整に関すること 4 災害援護資金の支給に関すること 5 弔慰金、支援金等の支給に関すること 6 低所得世帯の被災者に対する世帯更正資金に関すること 7 義援金品に関すること 8 大阪府の行う災害生業資金の貸付業務に関すること 9 高齢者及び障がい者の救護対策に関すること 10 被災児童の児童福祉に関すること 11 福祉関係施設の避難所の設置、管理及び運営指導に関すること 12 避難者の援護状況の調査に関すること 13 所轄施設の被害状況の把握に関すること 14 他部の応援に関すること	福祉政策課 高齢介護課 障がい福祉課 生活福祉課 子育て応援課 こども育成課
	医療班	1 医療関係機関との連絡調整に関すること 2 救護班編成・救護所設置及び救護班との連絡調整に関すること 3 災害医療隊の出動要請に関すること 4 救護班活動の把握、救護班活動継続の必要の有無の判定、及びこれらの報告に関すること 5 救護班・医療要員・医療用資器材・医薬品等の府、市町村、関係機関等への支援要請に関すること 6 医療機関の被害調査に関すること 7 予防接種に関すること	健康づくり課 子育て応援課
	調査班	1 罹災者に対する国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免及び国民年金保険料の免除に関すること 2 罹災者に対する国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料及び国民年金保険料の徴収猶予、延滞金免除、及び解除に関すること 3 罹災者に対する福祉年金受給者所得制限の緩和に関すること	保険年金課 高齢介護課

部	班	事 務 分 掌	担当課
都市政策部	庶務班	1 部内の庶務に関すること 2 所管施設の被害状況の把握に関すること 3 活動報告、応援要請または応援可能要員の報告に関すること 4 部内の災害対策に関する資機材の調達・賃借に関すること 5 他部の応援に関すること	都市づくり政策課
	建築班	1 市営住宅の被害状況の調査及び住民対策に関すること 2 被災者の住宅対策及び復旧相談に関すること 3 被災者用仮設住宅等の建設及び入居あっせんに関すること 4 建築物等の応急危険度判定に関すること	建築住宅課
	土木班	1 都市計画幹線道路等の危険箇所の調査・応急復旧・復旧計画等に関すること 2 部内の災害対策に関する資機材等の調達・賃借に関すること 3 建設業者への協力要請及び機械等の動員に関すること 4 道路等の危険箇所の調査・応急復旧・復旧計画に関すること 5 交通規制に関すること 6 道路等の障害物の除去に関すること 7 緊急輸送路の確保に関すること 8 水防活動に関すること	土木課
	公園班	1 公園等の被害調査・応急復旧・復旧計画に関すること 2 公園等への避難者の状況把握に関すること	都市づくり政策課
	防疫班	1 災害時における感染症予防に関すること 2 伝染病患者の収容に関すること 3 疾病、負傷者などの調査及び収容に関すること 4 環境衛生施設の被害状況に関すること 5 大阪府健康福祉部との連絡協議に関すること 6 災害による大気、河川、土壌、その他の汚染に関すること	環境課
	清掃班	1 塵介収集の応急処理に関すること 2 し尿収集の応急処理に関すること 3 泉北環境整備施設組合との連絡に関すること 4 委託業者の指導監督に関すること	
	下水班	1 下水道施設の応急対策に関すること 2 水門等の管理状況の把握及び応急対策に関すること 3 下水道施設等の被害状況調査・応急・復旧計画等に関すること	下水道課
	給水班	1 飲料水の確保に関すること 2 応急給水に関すること 3 水質管理に関すること 4 水道施設の被害調査・応急復旧・復旧計画等に関すること	水道課

部	班	事 務 分 掌	担当課
教育委員会 事務局	庶務班	1 部内の庶務に関すること 2 所轄施設の被害状況の把握に関すること 3 社会教育関係施設及び文化財の被害調査・応急復旧・復旧計画に関すること 4 他部の応援に関すること	教育政策課 生涯学習課 スポーツ青少年課
	施設班	1 学校教育施設の被害調査・応急復旧・復旧計画に関すること 2 避難所の開設、管理及び運営の協力に関すること 3 避難者の援護状況の調査に関すること	教育政策課
	保護班	1 学校との連絡に関すること 2 休校・休園処置に関すること 3 学用品等の調達に関すること 4 就学援助金等の支給に関すること 5 給食施設の利用に関すること 6 教職員の避難所にかかる業務協力に関すること 7 教職員及びその家族の被災状況の把握に関すること	指導課
	管理班	1 社会教育関係施設の避難所の設置、管理及び運営指導に関すること 2 避難者の援護状況の調査に関すること	生涯学習課 スポーツ青少年課
市立病院	医療班	1 病院内及び救護所に救護収容された傷病者の応急治療に関すること	診療局 看護部
	救護班	1 病院内及び救護所に救護収容された傷病者の応急治療及び救護に関すること	
	避難 誘導班	1 入院患者等の避難・誘導に関すること	
	庶務班	1 病院内の庶務に関すること 2 所轄施設の被害状況の把握に関すること 3 部の医療計画並びに医療救護班に関すること 4 部内各班の連絡調整に関すること	事務局 医事課 総務課
	通信 連絡班	1 救助情報の収集・報告及び記録、資料の作成、保管に関すること	
	資材 工作班	1 施設、機器等の安全管理及び維持・修繕等に関すること	
	防災班	1 避難者の安全措置に関すること	
	給食班	1 傷病者等の食料確保及び供給に関すること	
会計課 市議会事務局 選挙管理委員会 事務局 監査委員事務局 公平委員会事務局 農業委員会事務局	経理班	1 経理に関すること	会計課
	議会班	1 市議会議員の連絡に関すること	市議会事務局
	庶務班	1 局・課内の庶務に関すること 2 他部の応援に関すること	会計課 市議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 公平委員会事務局 農業委員会事務局
消防本部	消防班	1 消火活動に関すること 2 避難援護のための防ぎょ活動に関すること 3 人命救助、救急活動に関すること 4 消防通信業務に関すること	警防課 消防署
	情報班	1 情報収集に関すること	予防課
	庶務班	1 部内の庶務に関すること 2 所轄施設の被害状況の把握に関すること	総務課

資料５　配備体制別職員動員計画

（令和元年10月1日現在）　（人）

部・局	課	事前警戒	警戒配備第1号	警戒配備第2号	非常配備Ａ号	非常配備Ｂ号	合計
総合政策部			2				2
（出向職員6名及び派遣職員2名を除く研修生1名を含む）	政策推進課		1	2	1	2	6
	地域経済課		2	1	2	4	9
	危機管理課	8					8
	秘書広報課		2		1	4	7
	人事課		1	2	1	4	8
	市民協働推進課		2		1	1	4
	人権くらしの相談課		1	1	1	2	5
総務部			1				1
	総務課		1	1	2	2	6
	財政課		1	1	1	3	6
	税務課		1		4	21	26
	市民課		1	2	3	7	13
	資産活用課		1	1	1	1	4
健康福祉部			2				2
（幼稚園職員及び保育所職員及び研修生1名を含む）	福祉政策課		1	2		3	6
	高齢介護課		1	1	5	6	13
	障がい福祉課		1	1	1	4	7
	生活福祉課		1	1	2	12	16
	子育て応援課		1	1	5	11	18
	こども育成課		1	13	20	69	103
	健康づくり課		1	1	1	3	6
	保険年金課		1	1	5	7	14
都市政策部			2				2
	都市づくり政策課		1	2	4	6	13
	建築住宅課		1	1	4	2	8
	土木課	1	6	7			14
	環境課		1	1	2	6	10
	水道課		1	4	5	5	15
	下水道課	1		3	2	2	8
会計課			2		2	1	5
市立病院事務局			2				2
	市立病院総務課		1	2	2	3	8
	市立病院医事課		1	1	2	3	7
	地域医療連携室			3	1	2	6
教育委員会事務局			2				2
	教育政策課		1	1	3	5	10
	指導課		3	6	1	1	11
	生涯学習課		1	2	4	6	13
	スポーツ青少年課		1	1	2	2	6
議会事務局			2	1	2	1	6
選管・監査・公平・農業委員会事務局			2		1	2	5
	小　計	10	57	67	94	213	441
	合　計	**10**	**67**	**134**	**228**	**441**	

資料６　防災関係機関一覧表

防災関係機関一覧表

	機　関　名	通　信　窓　口		連　絡　手　段	
		担　当	所　在　地	電　話	大阪府防災行政無線
国関係	大阪管区気象台	気象防災部 予報課	大阪市中央区大手前4-1-76 （合同庁舎４号館）	06-6949-6313 06-6949-6303	816-8930 （緊急時）
	近畿地方整備局大阪国道事務所南大阪維持出張所	所長	泉大津市我孫子 99-6	0725-23-1051	
	堺海上保安署	海上防災係	堺市西区石津西町 20	072-244-1771	813-1
	近畿農政局	大阪府拠点 地方参事官室	大阪市中央区大手前1-5-44 （合同庁舎１号館）	06-6943-9691 06-6941-9062	804-8900
	泉大津労働基準監督署	署長	泉大津市旭町 22-45 テクスピア大阪６階	0725-27-1211 0725-27-1212	
	陸上自衛隊第 37 普通科連隊	第３科	和泉市伯太町官有地	0725-41-0090	825-8900
	第五管区海上保安本部 （大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会）	警備救難部 環境防災課	神戸市中央区波止場町 1-1 （第２地方合同庁舎）	078-391-6551	
	ハローワーク泉大津	所長	泉大津市旭町 22-9	0725-32-5181	
府関係	大阪府（本庁）		大阪市中央区大手前２	06-6941-0351	
	大阪府（咲洲庁舎）		大阪市住之江区南港北 1-14-16	06-6941-0351	
	大阪府政策企画部	危機管理室	大阪市中央区大手前3-1-43	06-6944-6022	200-4871 220-8920
	大阪府都市整備部河川室		大阪市中央区大手前 3-2	06-6944-9293	200-2932
	大阪府鳳土木事務所	地域支援・ 企画課	堺市西区鳳東町 4-390-1	072-273-0123	302-8910
	大阪府港湾局	総務企画課	泉大津市なぎさ町 6-1	0725-21-1411	322-8910
	大阪府和泉保健所	企画調整課	和泉市府中町 6-12-3	0725-41-1342	622-8900
	大阪府泉大津警察署	警備課	泉大津市田中町 2-12	0725-23-1234	
	大阪府大阪水上警察署	警備課	大阪市港区海岸通 1-5-1	06-6575-1234	
	大阪府泉州農と緑の総合事務所	所長	岸和田市野田町 3-13-2	072-439-3601	303-8920
	大阪府泉北府税事務所	総務課	堺市堺区中安井町 3-4-1	072-238-7221	
	大阪府立消防学校		大東市平野屋 1-4-1	072-872-7151	240-310-8900
	大阪府立泉大津高等学校	校長	泉大津市北豊中町 1-1-1	0725-32-2876	

	機関名		通信窓口		連絡手段	
			担当	所在地	電話	大阪府防災行政無線
	大阪府立信太高等学校		校長	和泉市葛の葉町 3-6-8	0725-23-3631	
隣接市町	堺市役所		危機管理室	堺市堺区南瓦町 3-1	072-233-1101	501-8900
	和泉市役所		公民協働推進室 (危機管理担当)	和泉市府中町 2-7-5	0725-41-1551	519-8900
	高石市役所		総務部 危機管理課	高石市加茂 4-1-1	072-265-1001	525-8900
	忠岡町役場		町長公室 自治政策課	泉北郡忠岡町忠岡東 1-34-1	0725-22-1122	536-8900
消防本部	泉大津市消防本部		通信指令室	泉大津市池浦町 1-9-9	0725-21-0119	406-8900
	堺市消防局		警防部 通信指令課	堺市堺区大浜南町 3-2-5	072-238-0119	401-8900
	和泉市消防本部		通信指令室	和泉市一条院町 140-2	0725-41-0119	419-8900
	忠岡町消防本部		指令室	泉北郡忠岡町忠岡北 1-1-23	0725-32-0119	436-8900
その他（指定地方公共機関等）	南海電気鉄道㈱泉大津駅		駅長	泉大津市旭町 19-1	0725-32-0209	
	西日本旅客鉄道㈱和泉府中駅		駅長	和泉市府中町 1-1-18	0725-41-0259	
	西日本電信電話㈱大阪南支店		設備部長	大阪市浪速区日本橋 5-8-21	06-4300-4754	
	関西電力㈱岸和田配電営業所		所長	岸和田市藤井町 3-4-4	072-424-0024	
	大阪ガス㈱ネットワークカンパニー 南部導管部			堺市堺区住吉橋町 2-2-19	(平日昼間) 072-238-2375 (夜間休日) 072-238-2716 (ガス漏れ) 0120-3-19424	
	阪神高速道路㈱大阪管理部		大阪管理部 総務課	大阪市港区石田 3-1-25	06-6576-3881	
	日本赤十字社大阪府支部		事業課	大阪市中央区大手前 2-1-7	06-6943-0743	837-8980
	泉大津市医師会		事務局	泉大津市宮町 2-25	0725-32-2536	
	光明池土地改良区		理事長	和泉市王子町 1020-1	0725-41-0214	
	日本通運㈱和歌山支店		支店長	和歌山市西浜 796-1	073-431-3101	
	泉大津郵便局		局長	泉大津市小松町 1-85	0725-32-0800	
	泉北環境整備施設組合	総務部総務課		高石市取石 6-9-40	0725-46-0150	
		第1事業所		泉大津市汐見町 98	0725-32-5491	
		泉北クリーンセンター		和泉市舞町 87	0725-41-2030	
	日本放送協会大阪放送局		報道部	大阪市中央区大手前 4-1-20	06-6941-0431	838-1
	いずみの農業協同組合泉大津支店		支店長	泉大津市寿町 6-33	0725-21-4121	

資料７　府の防災拠点等一覧表

府の防災拠点等一覧表

広域防災拠点	1　大阪北部 2　大阪中部（八尾空港周辺） 3　大阪南部（りんくうタウン）	吹田市千里万博公園 78-4 八尾市空港 1 丁目 209-7 泉南市りんくう南浜 2-14
後方支援活動拠点	※1　日本万国博覧会記念公園 ※2　服部緑地 3　大阪城公園 4　鶴見緑地 5　長居公園 ※6　寝屋川公園 ※7　久宝寺緑地 8　山田池公園 ※9　大泉緑地 10　錦織公園 11　蜻蛉池公園	吹田市千里万博公園 1-1 豊中市服部緑地 1-1 大阪市中央区大阪城 大阪市鶴見区緑地公園 大阪市東住吉区長居公園 寝屋川市寝屋川公園 1707 八尾市西久宝寺 323 枚方市山田池公園 1-1 堺市北区金岡町 128 富田林市錦織 1560 岸和田市三ヶ山町大池尻 701
輸送基地	○陸上輸送基地 1　日本万国博覧会記念公園 2　北大阪トラックターミナル 3　大阪府立消防学校 4　東大阪トラックターミナル 5　大阪城公園（東部地区） 6　大阪府北部広域防災拠点 7　大阪府中部広域防災拠点 8　大阪府南部広域防災拠点 ○航空輸送基地 1　大阪国際空港 2　関西国際空港 3　八尾空港 ○海上輸送基地 1　大阪南港（A 岸壁） 2　堺泉北港（堺浜 1 号岸壁-7.5m） 3　堺泉北港（汐見 5 号岸壁-12m） 4　堺泉北港（助松 1 号岸壁-9m） 5　堺泉北港（助松 9 号岸壁-12m）	 吹田市千里万博公園 1-1 茨木市宮島 2 大東市平野屋 1-4-1 東大阪市本庄中 1-87 大阪市中央区大阪城 吹田市千里万博公園 5-5 八尾市空港 1 丁目 209-7 泉南市りんくう南浜 2-14 豊中市蛍池西町 3-555 泉南郡田尻町泉州空港中 1 八尾市空港 2-12 大阪市住之江区南港南 3 堺市堺区築港八幡町 泉大津市汐見町 泉大津市小津島町 高石市南高砂

河川輸送基地	【大阪府設置】	
	1 防災船着場（神崎川／高浜）	吹田市内本町３
	2 防災船着場（神崎川／榎木）	吹田市芳野町
	3 防災船着場（神崎川／三国）	大阪市淀川区新高５
	4 防災船着場（神崎川／佃）	大阪市西淀川区佃２
	○5 防災船着場（神崎川／西島）	大阪市淀川区西島２
	6 船着場（堂島川／国際会議場前港）	大阪市北区中之島５
	7 船着場（木津川／ドーム前千代崎港）	大阪市西区千代崎３
	8 船着場（尻無川／ドーム前岩崎港）	大阪市西区千代崎３
	9 船着場（大川／八軒屋浜港）	大阪市中央区天満橋京町
	10 船着場（堂島川／福島港）	大阪市福島区福島１
	□11 船着場（安治川／仮称・中央卸売市場前港）	大阪市福島区野田１
	□12 船着場（安治川／仮称・富島港）	大阪市西区川口２
	□13 船着場（大川／仮称・桜ノ宮港）	大阪市都島区中野町２
	※ ○整備中 □計画中	
	【国土交通省設置】	
	14 防災船着場（淀川／大塚）	高槻市大塚
	15 防災船着場（淀川／枚方）	高槻市大塚３
	16 防災船着場（淀川／点野）	寝屋川市点野１
	17 防災船着場（淀川／鳥飼）	摂津市鳥飼下１
	18 防災船着場（淀川／佐太）	摂津市鳥飼和道１
	19 防災船着場（淀川／毛馬）	大阪市都島区毛馬町４
	20 防災船着場（淀川／新北野）	大阪市淀川区新北野
	21 防災船着場（淀川／柴島）	大阪市東淀川区柴島２
	22 防災船着場（淀川／海老江）	大阪市福島海老江３

原子力災害緊急事態応急対策拠点

施　設　名	所　　在　　地	対象原子力事業所
大阪府熊取オフサイトセンター	熊取町朝代西２丁目	京都大学原子炉実験所 原子燃料工業(株)熊取事業所
大阪府東大阪オフサイトセンター	東大阪市新上小坂１番	近畿大学原子力研究所

資料８　市の防災拠点等一覧表

市の防災拠点等一覧表

防災拠点	泉大津市役所（災害対策本部） 泉大津市消防本部	泉大津市東雲町 9-12 泉大津市池浦町 1-9-9
地域防災拠点	東雲公園 穴師公園 畦田公園 古池公園 三十合池公園 助松公園 東港公園	泉大津市東雲町 182-1 泉大津市池浦町 3-633-1 泉大津市千原町 2-104 泉大津市曽根町 3-312-1 泉大津市我孫子 624 泉大津市助松町 4-1 泉大津市東港町 16
地区防災拠点	戎小学校 旭小学校 穴師小学校 上條小学校 浜小学校 条東小学校 条南小学校 楠小学校 東陽中学校 誠風中学校 小津中学校	泉大津市河原町 3-7 泉大津市昭和町 2-27 泉大津市我孫子 1-12-10 泉大津市東助松町 3-13-1 泉大津市小松町 5-6 泉大津市千原町 2-12-1 泉大津市宮町 9-1 泉大津市我孫子 2-4-7 泉大津市池浦町 4-4-1 泉大津市池浦町 4-1-1 泉大津市助松町 2-13-1
輸送拠点	○陸上輸送基地 総合体育館 ○臨時ヘリポート 古池公園 泉北７区汐見公園多目的広場	 泉大津市宮町 2-50 泉大津市曽根町 3-312-1 泉大津市汐見町 111

資料９　公的空地（オープンスペース）一覧表

公的空地（オープンスペース）一覧表

名　　称	場　　所	面　積 (ha)	防災上の機能・設備及び災害時の利用区分					備　考
			一時避難場所	仮設住宅	廃棄物			
東助松１号公園	東助松町１丁目地内	0.01						
東助松２号公園	東助松町２丁目地内	0.01						
東助松３号公園	東助松町２丁目地内	0.05						
助松南公園	助松町３丁目地内	0.06						
助松町３丁目公園	助松町３丁目地内	0.03						
助松公園	助松町４丁目地内 松之浜町１丁目地内	5.54	○	○				
松之浜１号公園	松之浜町２丁目地内	0.01						
畦田公園	千原町２丁目地内	1.30	○					
森のみどり公園	森町２丁目地内	0.05						
北豊中２丁目公園	北豊中町２丁目地内	0.03						
豊中南児童公園	東豊中町１丁目地内	0.07						
豊中公園	豊中町１丁目地内	0.96						
豊中加茂公園	豊中町２丁目地内	0.20						
豊中古池公園	豊中町３丁目地内	0.08						
豊中北公園	北豊中町２丁目地内	0.16						
豊中東児童公園	北豊中町３丁目地内	0.06						
豊中１号公園	和泉市池上町地内	0.01						
池園町公園	池園町地内	0.12						
条南１号公園	条南町地内	0.01						
古池公園	曽根町３丁目地内	2.24	○	○				
宮児童遊園	宮町地内	0.05						
三十合池公園	我孫子地内	1.20	○	○				
要池児童公園	池浦地内	0.08						
穴師公園	池浦町３丁目地内	2.76	○					
池浦１号公園	池浦町５丁目地内	0.02						
池浦２号公園	池浦町５丁目地内	0.02						
東雲公園	東雲町地内	1.32	○	○				

名　　称	場　　所	面　積 (ha)	防災上の機能・設備及び災害時の利用区分					備　考
			一時避難場所	仮設住宅	廃棄物			
浜児童遊園	菅原町地内	0.03						
さつき児童公園	虫取町２丁目地内	0.05						
板原４号公園	板原町３丁目地内	0.01						
板原１号公園	板原町４丁目地内	0.40						
板原２号公園	板原町４丁目地内	0.10						
板原３号公園	板原町５丁目地内	0.15						
板原公園	板原町５丁目地内	0.90						
大津川緑地	大津川右岸河川敷 汐見町、河原町、清水町、高津町、式内町、虫取町２丁目、板原町３丁目各地内	2.83						
上之町公園	上之町地内	0.12						
清水町児童遊園	清水町地内	0.05						
河原町１号公園	河原町地内	0.01						
東港公園	東港町地内	1.20	○					
東港ライオン公園	東港町地内	0.04						
西港１号公園	西港町地内	0.01						
戎町公園	戎町地内	0.37						
助松団地公園	助松団地地内	0.38						
松之浜２号公園	松之浜町２丁目地内	0.02						
上之町２号公園	上之町地内	0.02						
板原三角公園	板原町５丁目地内	0.01						
板原５号公園	板原町１丁目地内	0.01						
助松東公園	助松町３丁目地内	0.02						
清水町１号公園	清水町地内	0.01						
昭和町１号公園	昭和町地内	0.03						
板原６号公園	板原町３丁目地内	0.02						
板原７号公園	板原町３丁目地内	0.04						
虫取１号公園	虫取町２丁目地内	0.03						
板原８号公園	板原町３丁目地内	0.04						
末広町１号公園	末広町１丁目地内	0.01						
河原町２号公園	河原町地内	0.02						

名　　称	場　　所	面　積 (ha)	防災上の機能・設備及び災害時の利用区分					備　考
			一時避難場所	仮設住宅	廃棄物			
清水町 2 号公園	清水町地内	0.01						
昭和町 2 号公園	昭和町地内	0.02						
清水町 3 号公園	清水町地内	0.02						
我孫子 1 号公園	我孫子 2 丁目地内	0.02						
曽根町 2 号公園	曽根町 2 丁目地内	0.01						
河原町 3 号公園	河原町地内	0.03						
濱公園	若宮町地内	0.01						
宮町コブシ公園	宮町地内	0.03						

資料１０　大阪に被害をもたらした過去の主な地震

大阪に被害をもたらした過去の主な地震

	発生年月日		規模	震央	主な被害地	大阪での被害状況	タイプ
	西　暦	和　暦	M				
1	887.8.26	仁和 3.7.30	8~8.5	紀伊半島沖	五畿七道	大阪湾に津波被害	海溝型
2	1099.2.22	承徳 3.1.24	8~8.3	紀伊半島沖	南海道		海溝型
3	1099.9.20	承徳 3.8.27		河内	河内	小松寺の講堂倒る	直下型
4	1360.11.22	正平 15.10.5	7.5~8		紀伊･摂津	23 日津波が大阪湾に浸入。人馬多く死す。	海溝型
5	1361.8.3	正平 16.6.24	8.25~8.5	紀伊半島沖	畿内･土佐･阿波	大阪湾に津波浸入	海溝型
6	1498.9.20	明応 7.8.25	8.2 ~8.4		東海道全般		海溝型
7	1510.9.21	永正 7.8.8	6.5~7	摂津･河内	摂津･河内	大阪湾に津波浸入。潰死者あり。	
8	1579.2.25	天正 7.1.20	6.0	摂津	摂津		直下型
9	1586.1.18	天正 13.11.29	7.8		畿内･東海･東山･北陸		
10	1596.9.5	文禄 5.7.13	7.5	京都･畿内	京都･畿内（伏見大地震）	大阪でも潰家多く、堺で死者 600 余人	直下型
11	1605.2.3	慶長 9.12.16	7.9		東海･南海･西海		海溝型
12	1662.6.16	寛文 2.5.1	7.25~7.6		山城･大和･河内･和泉･丹後･若狭等	大阪では石垣、櫓、塀等に被害あり	直下型
13	1707.10.28	宝永 4.10.4	8.4	五畿七道	東南海･東山･西海諸道･畿内（宝永地震）	崩家 1,074､崩橋 61、死者 542、津波被害あり	海溝型
14	1854.7.9	嘉永 7.6.15	7.25	伊賀･伊勢･大和	伊賀･伊勢･大和	堺で死者 1	直下型
15	1854.12.23	嘉永 7.11.4	8.4	東海･東山･南海道	東海･東山･南海道（安政東海地震）	大阪震度Ⅵ（推定）	海溝型
16	1854.12.24	嘉永 7.11.5	8.4	畿内･東海･東山･南海	畿内･東海･東山･北陸･南海･山陰･山陽道（安政南海地震）	津波が木曽川、安治川を逆流し、碇泊中の船多数（8,000）破損し、橋をこわし､死多数(7,000)、潰痛家も多かった（1,000）	海溝型

	発生年月日		規模	震央	主な被害地	大阪での被害状況	タイプ
	西　暦	和　暦	M				
17	1891.10.28	明治 24	8.0	岐阜県西部	愛知県･岐阜県（濃尾地震）	摂津では死 23、傷 76、全潰 247、半潰 148、堤防崩壊 3。和泉では死 1、傷 16、全潰 14、半潰 2、河内では傷 2、全壊 750、半壊 558	直下型
18	1899.3.7	明治 32	7.0	紀伊半島南東部	奈良県･三重県･和歌山県	大阪市では煉瓦煙突 1 ヶ破壊し、小学校 1 棟破損	直下型
19	1927.3.7	昭和 2	7.3	京都府北西部	京都府･兵庫県北部（北丹後地震）	大阪府では死者 21、負傷者 126、全潰 127、半潰 117	直下型
20	1936.2.21	昭和 11	6.4	奈良県北部	奈良･大阪の府県境（河内大和地震）	大阪府の震央に近い地域に被害多く、死者 9、負傷者 59、全半壊 148、山地に小さながけ崩れ	直下型
21	1944.12.7	昭和 19	7.9	東海道沖	東海･近畿各県（東南海地震）	大阪小被害	海溝型
22	1946.12.21	昭和 21	8.0	紀伊半島沖	中部から九州に至る各県（南海地震）	大阪府の被害状況：死者 32、負傷者 46、住家全壊 234、半壊 194、非住家全壊 27、半壊 23、家屋焼失 1	海溝型
23	1952.7.18	昭和 27	6.8	奈良県中部	奈良県（吉野地震）	大阪では死者 2、負傷者 75､住家全壊 9、半壊 7、破損 3、非住家全被害 13､道路破損 2、橋梁破損 3	直下型
24	1995.1.17	平成 7	7.3	淡路島	兵庫県･大阪府（平成 7 年兵庫県南部地震）	大阪府の被害：死者 30、負傷者 3,589、全壊 895、半壊 7,221、一部破損 87,879	直下型
25	2000.10.6	平成 12	7.3	鳥取県西部	鳥取県西部	負傷者 4	直下型
26	2004.9.5	平成 16	7.4	紀伊半島南東沖		負傷者 10	海溝型
27	2013.4.13	平成 25	6.3	淡路島付近	兵庫県南部	負傷者 5（平成 25 年 5 月 14 日現在、消防庁調べ）	直下型
28	2018.6.18.	平成 30	6.1	大阪府北部	大阪府北部	死者 6、負傷者 385、住家全壊 20、住家半壊 443（平成 31 年 2 月 12 日、消防庁調べ）	直下型

（資料）「大阪の気象百年」（大阪管区気象台）
「府県別地震、津波災害年表」（大阪管区気象台）
「理科年表」（丸善）
「平成 7 年 1 月 17 日　阪神・淡路大震災の記録」（大阪府）
「大阪府に被害を及ぼした主な地震」（地震調査研究本部）

資料１１　地震被害想定

1.大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）概要

1.1　調査目的

兵庫県南部地震を契機に実施された前回調査（大阪府地震被害想定調査報告書、平成 9 年 3 月）は、内陸直下型地震を想定した地震防災対策を検討し、地域防災計画を見直すために、当時最新の情報、技術と知見により地震現象と災害規模を想定したものであった。そしてその後約 10 年間においては、以下のような調査等を実施し、地震現象を評価するための基礎情報の充実を図ってきた。

- 上町断層帯に関する調査（平成 8-10 年度）
- 大阪平野の地下構造調査（平成 14-16 年度）
- 東南海・南海地震津波対策検討（平成 15-16 年度）

今回調査は、これらの情報を基礎に、最新の知見と技術に基づいて地震現象（地震ハザード）を想定し、地域の地盤環境や社会・生活環境の災害脆弱性を綿密に把握したうえで、このような大規模地震が発生した場合に府域が被る物的・人的被害、ライフラインの途絶等の様相を予測し、経済的な影響量を把握するとともに、大阪府地域防災計画の改正等、今後の防災対策を進めるにあたって必要となる基本的な考え方を検討するために実施したものである。

1.2　前提条件

(1) 想定地震　　（海溝型地震は平成 26 年に新たな被害想定が公表されているため除く。）

大阪府域への影響が考えられる内陸断層および東南海・南海地震について、地震動予測の中で段階的な検討を行い、最終的に以下の 5 断層の地震を対象とした。

内陸直下型地震

① 上町断層帯地震
② 生駒断層帯地震
③ 有馬高槻断層帯地震
④ 中央構造線断層帯地震

(2) 想定時期

想定時期は、地震火災や人的被害等で影響の大きい「冬季の夕刻」を基本とし、季節・時間帯による災害事象への影響を考慮した検討も加えた。比較対象とした時間帯は次のとおりである。

ａ）早朝（AM5:00 頃）…人の活動がほとんどない時間帯
ｂ）昼間（PM2:00 頃）…日常の活動時における平均的な人口分布の時間帯
ｃ）夕刻（PM6:00 頃）…通勤・通学の移動人口が多く、火器使用率も高い時間帯

(3) 想定項目

調査項目と想定単位

調査項目		調査内容	想定単位
地震ハザード （地震現象）	地震動 液状化 津波	計測震度等 液状化危険度等 津波高、到達時間、津波浸水等	500m メッシュ （大阪市域は 250m） 沿岸域
物的被害	建物被害 地震火災 危険物 斜面災害	全壊・半壊棟数、層破壊棟数 炎上出火件数、延焼範囲等 可燃性物質等 斜面災害危険箇所等	市町村単位等 市町村単位等 市町村単位等 市町村単位等
機能障害	交通機能 ライフライン機能	緊急交通路機能障害等 影響人口、復旧期間等	府域 市町村単位等
人的被害		死者・負傷者数等	市町村単位等
経済的影響		直接被害、間接被害	府域

1.3 被害想定結果（平成 19 年 3 月大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書）

項目＼想定地震				上町断層帯（B）			生駒断層帯			有馬高槻断層帯			中央構造線断層帯		
地震の規模	マグニチュード			7.5~7.8			7.3~7.7			7.3~7.7			7.7~8.1		
	震度			4~7			4~7			3~7			3~7		
建物被害	被害の程度			全壊	半壊	合計	全壊	半壊	合計	全壊	半壊	合計	全壊	半壊	合計
	泉大津市			5,554	4,504	10,058	4	11	15	0	0	0	202	456	658
	大阪府内			219,222	212,859	432,081	275,316	244,221	519,537	85,700	93,222	178,922	28,142	41,852	69,994
炎上出火件数	被害の程度			地震後1時間	地震後1日		地震後1時間	地震後1日		地震後1時間	地震後1日		地震後1時間	地震後1日	
	泉大津市			3	7		0	0		0	0		0	0	
	大阪府内			127	254		176	349		52	107		7	20	
人的被害	被害の程度			死者	負傷者		死者	負傷者		死者	負傷者		死者	負傷者	
	泉大津市			152	1,037		0	3		0	0		0	154	
	大阪府内			4,426	67,475		7,647	80,535		1,684	31,602		233	11,060	
機能被害	ライフライン	電気（停電）	泉大津市	6,311 軒			0 軒			0 軒			337 軒		
			府内	601,271 軒			886,814 軒			408,322 軒			147,911 軒		
			復旧所要日数	約 5 日			約 6 日			約 2 日			約 1 日		
		ガス（供給停止）	泉大津市	24 千戸			0 千戸			0 千戸			0 千戸		
			府内	1,276 千戸			1,420 千戸			642 千戸			83 千戸		
			復旧所要期間	約 1~2 ヶ月			約 0.5~1.5 ヶ月			約 0.5~1 ヶ月			約 2 週間		
		水道（断水）	泉大津市	6.8 万人			2.0 万人			0 万人			1.5 万人		
			府内	372.0 万人			489.6 万人			230.0 万人			110.5 万人		
			復旧日数	26 日			45 日			21 日			9 日		
		通信（固定電話）	泉大津市	13,217 回線			98 回線			0 回線			979 回線		
			府内	417,047 回線			447,174 回線			171,112 回線			78,889 回線		
			復旧期間	約 2 週間			約 2 週間			約 2 週間			約 5 日		
罹災者等	罹災者		泉大津市	38,708 人			53 人			1 人			2,470 人		
			府内	1,514,995 人			1,900,441 人			743,066 人			229,628 人		
	避難所生活者数		泉大津市	11,226 人			16 人			1 人			717 人		
			府内	454,068 人			569,129 人			217,440 人			66,968 人		

※　地震の規模は「地震被害想定の概要（平成 18 年 10 月）」（大阪府）による。

※　人的被害は建物被害（夕刻）・火災（夕刻・超過確率 1%風速）によるものの合計。

※　水道の復旧体制が整うのに 3 日を要するものとする。

※　上町断層帯地震には、上町断層帯地震 A（断層帯の北中部で揺れが大きいケース）と上町断層帯地震 B（断層帯の南部で揺れが大きいケース）が想定されているが、本市に対する被害が大となる上町断層帯地震 B を掲載。

※　海溝型地震である南海トラフ巨大地震の被害想定は、資-26 に掲載。

2. 南海トラフ巨大地震被害想定結果（ 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会報告）

2.1　被害想定の概要

南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会において、科学的、客観的な立場から南海トラフ巨大地震に対する災害対策等を検討することを目的とし、最新の知見を有する学識経験者参画のもと、大阪府防災会議に「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」を設置し、津波浸水想定を実施した。

（具体的検討項目）

・国の被害想定の検証
・府内市町村ごとの詳細な被害想定（地震動、津波の高さ、人的被害、建物被害等）
・被害想定に対する災害対策の方向性

2.2　前提条件等

(1)　検討条件

想定した地震のマグニチュードは「Mw＝９．１」とし、津波断層モデルは、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11ケースから大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられる4つのモデルを選定した。

ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた３つのシミュレーション結果を重ね合わせた。

ケース③「紀伊半島沖～四国沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定	ケース④「四国沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定
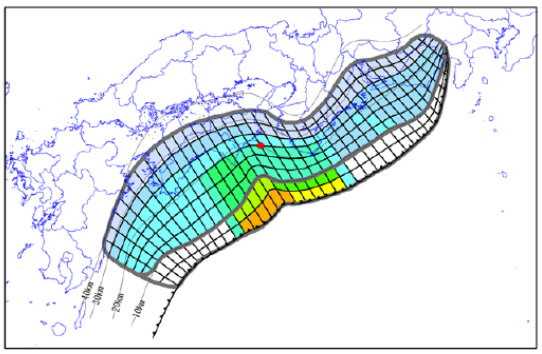	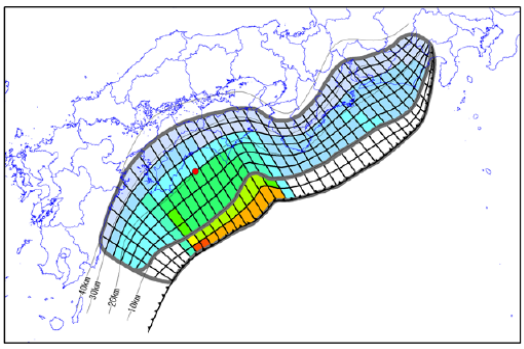
ケース⑤「四国沖～九州沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定	ケース⑩「三重県南部沖～徳島県沖」と「足摺岬沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定
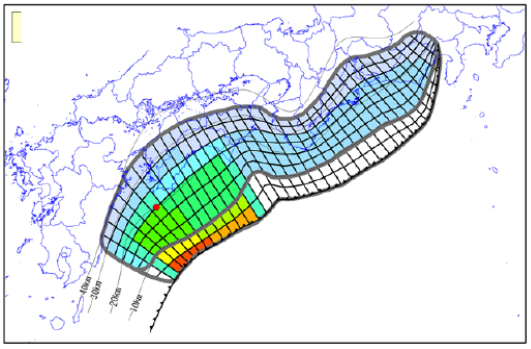	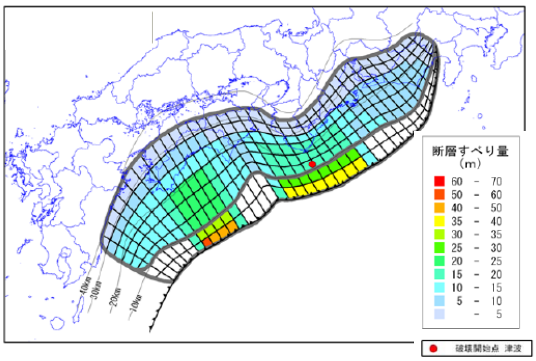

また、構造物条件としては、以下に設定された。

・防潮堤等：耐震や液状化に対する技術的評価結果を踏まえた沈下量を考慮する場合及び、沈下しない場合を設定
・水門・陸閘等：常時閉鎖の施設は閉条件とし、これ以外は開放・閉鎖を設定
・建築物：建物の代わりに津波が遡上する時の粗度（津波が侵入するときに阻害される度合）を設定

(2)　検討項目

・津波高：各市町村の最大値、および全体を概観できるように平均値でも整理
・津波到達時間：１ｍ、３ｍ、５ｍ、10ｍ、20ｍの津波高を到達時間ごとに整理
・浸水域
・震度分布

2.3　被害想定結果

(1)　津波浸水想定

府が公表した浸水面積、最大津波水位及び最短津波到達時間は、以下のとおりである。なお、津波は自然現象で不確実性を伴うものであり、この想定を上回る津波が発生する可能性があることも指摘されている。（大阪府「津波浸水想定について（解説）平成 25 年 8 月 20 日公表」）

表　市の浸水想定結果

浸水面積 （浸水深 0.1m以上）	521ha
最大津波水位 （海岸線から沖合約 30m地点）	4.4m
地震発生後 最短津波到達時間（+1m）	95 分

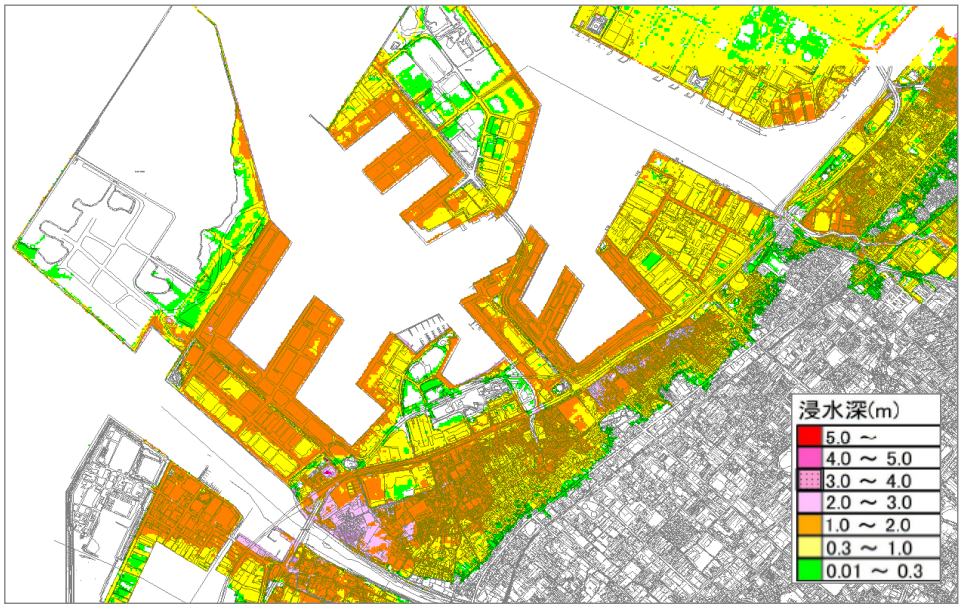

図　大阪府津波浸水想定（詳細図：泉大津市拡大）

(2)　被害想定結果

表　市における被害の想定

被害内容			単位	想定結果
気象庁マグニチュード				9.0～9.1
建物被害	揺れ	全　　壊	棟	42
		半　　壊	棟	1,006
	液状化	全　　壊	棟	623
		半　　壊	棟	1,667
	津波	全　　壊	棟	359
		半　　壊	棟	4,581
	出火	焼　　失	棟	0
人的被害	建物倒壊	死　　者	人	2
		負 傷 者	人	145
	火　　災	死　　者	人	0
		負 傷 者	人	0
	津　　波	死　　者	人	2,205
		負 傷 者	人	1,276
出火件数		全出火	件	2
		炎上出火	件	0(0)
避難所生活者数			人	19,226
ライフライン	停　　電		割合（戸）	49.0%
	ガス供給停止		戸	3,025
	水道断水人口		割合（人）	100%
	固定電話被災		割合（回線）	94.1%

※死者、負傷者数は建物被害（夕刻）・火災（夕刻、超過確率１％風速）によるものの合計

※出火件数は地震後１時間の件数（　）は１日の件数

※津波による死者は、早期避難者率が低い場合

資料１２　地震動予測図

上町断層帯地震Ｂの地震動予測図（計測震度・地表面）

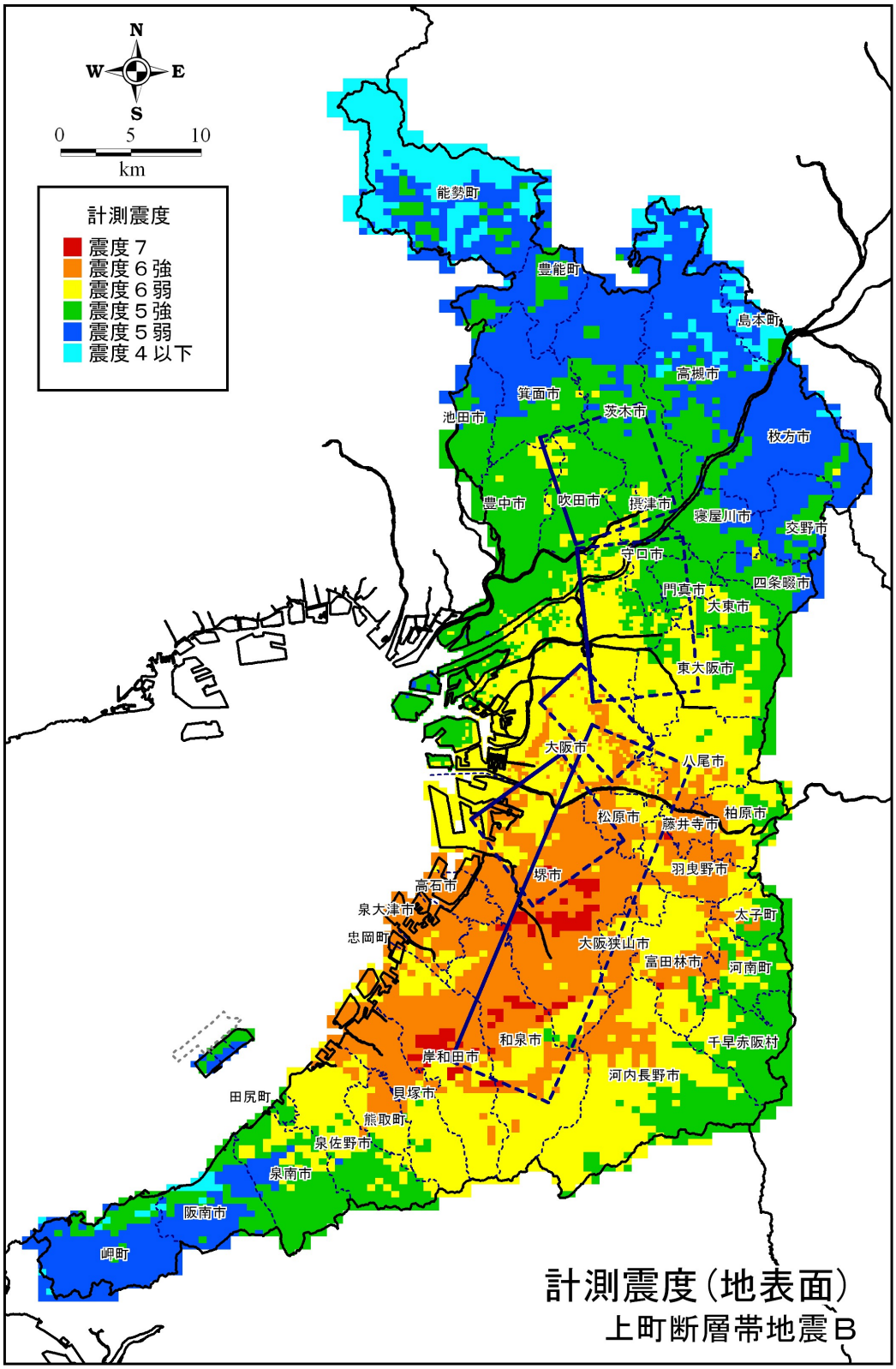

（平成 19 年 3 月大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書）

南海トラフ巨大地震の地震動予測図（計測震度）

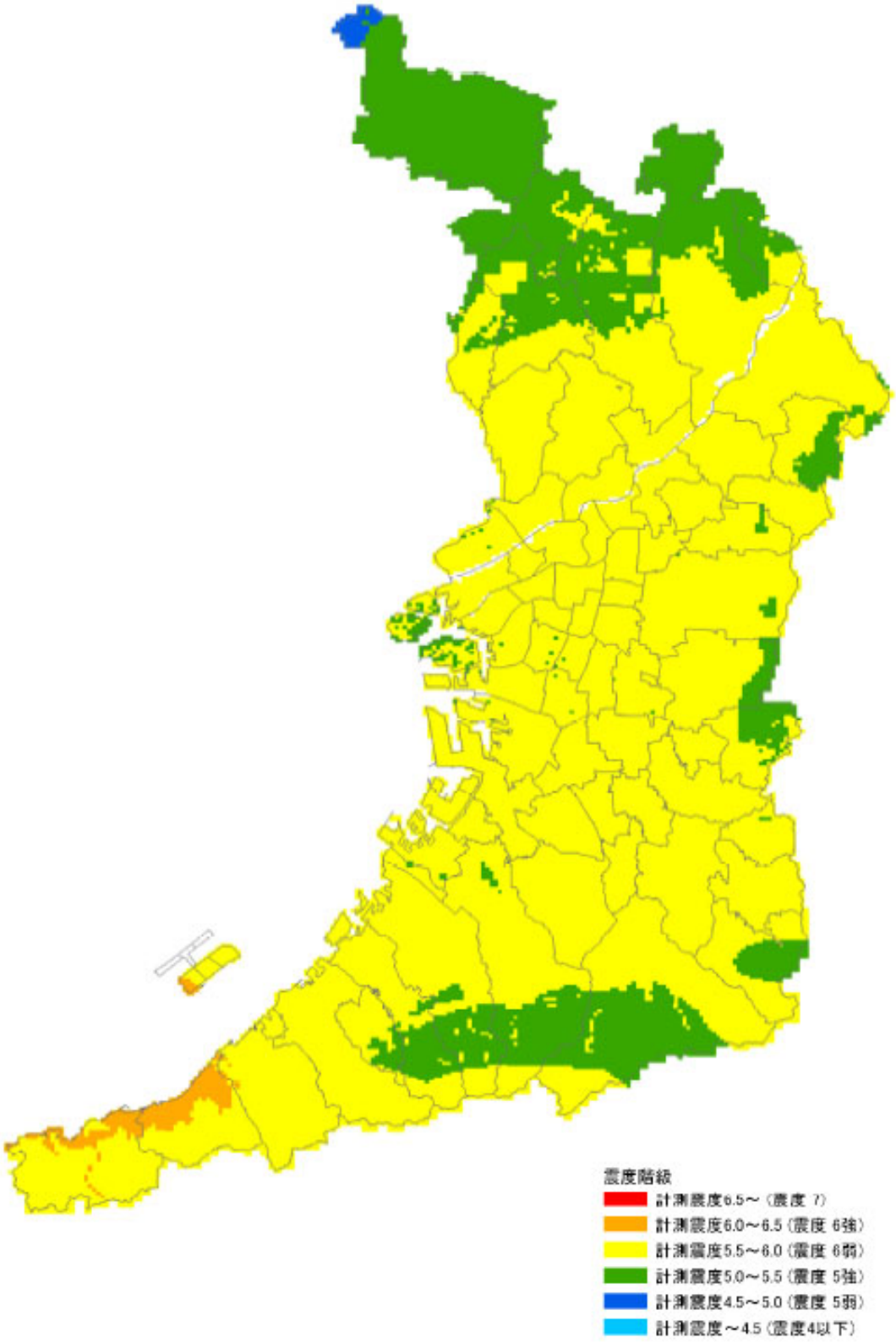

（平成 25 年 8 月　第３回南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（資料―２））

資料１３－１　ハザードマップ①

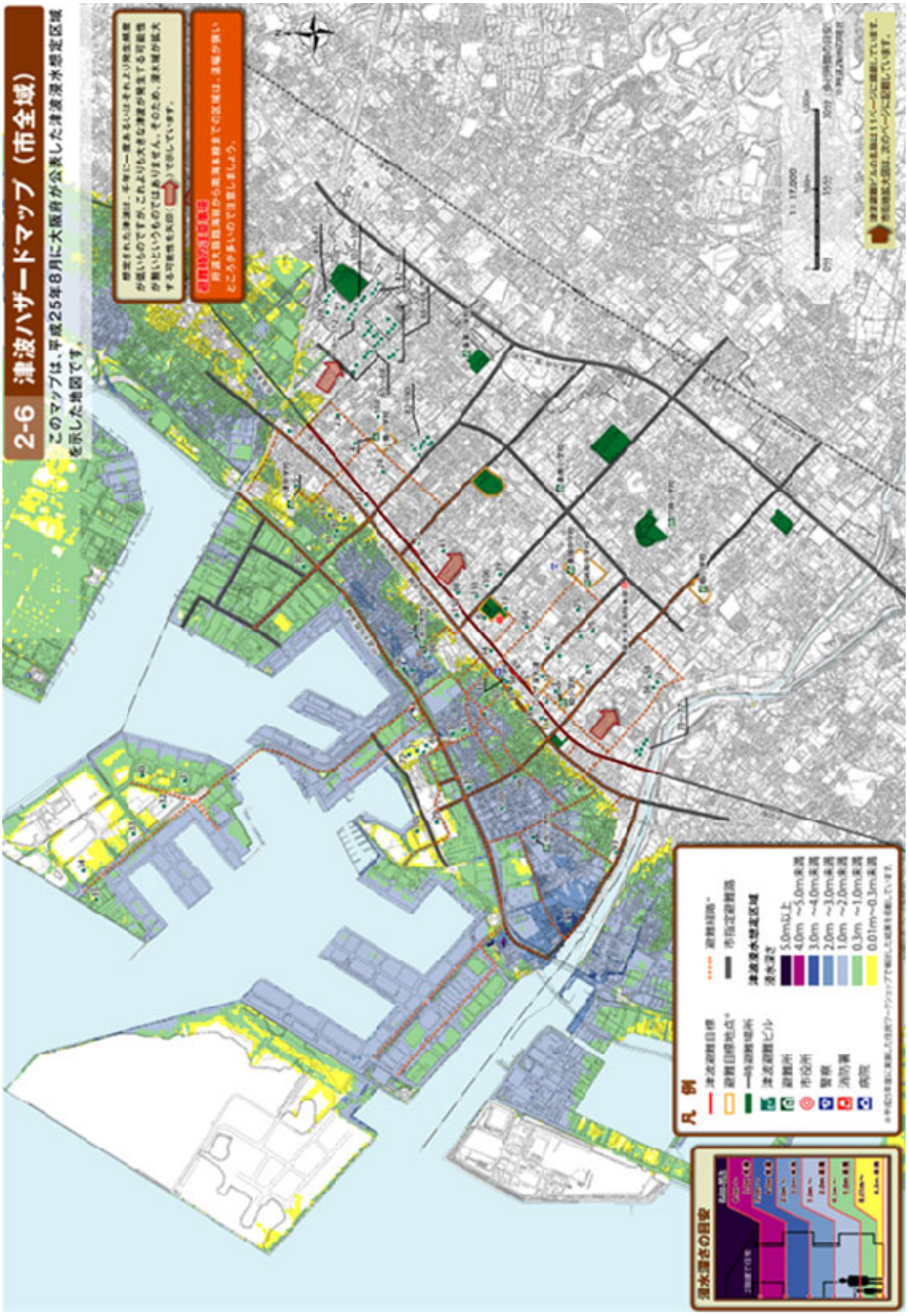

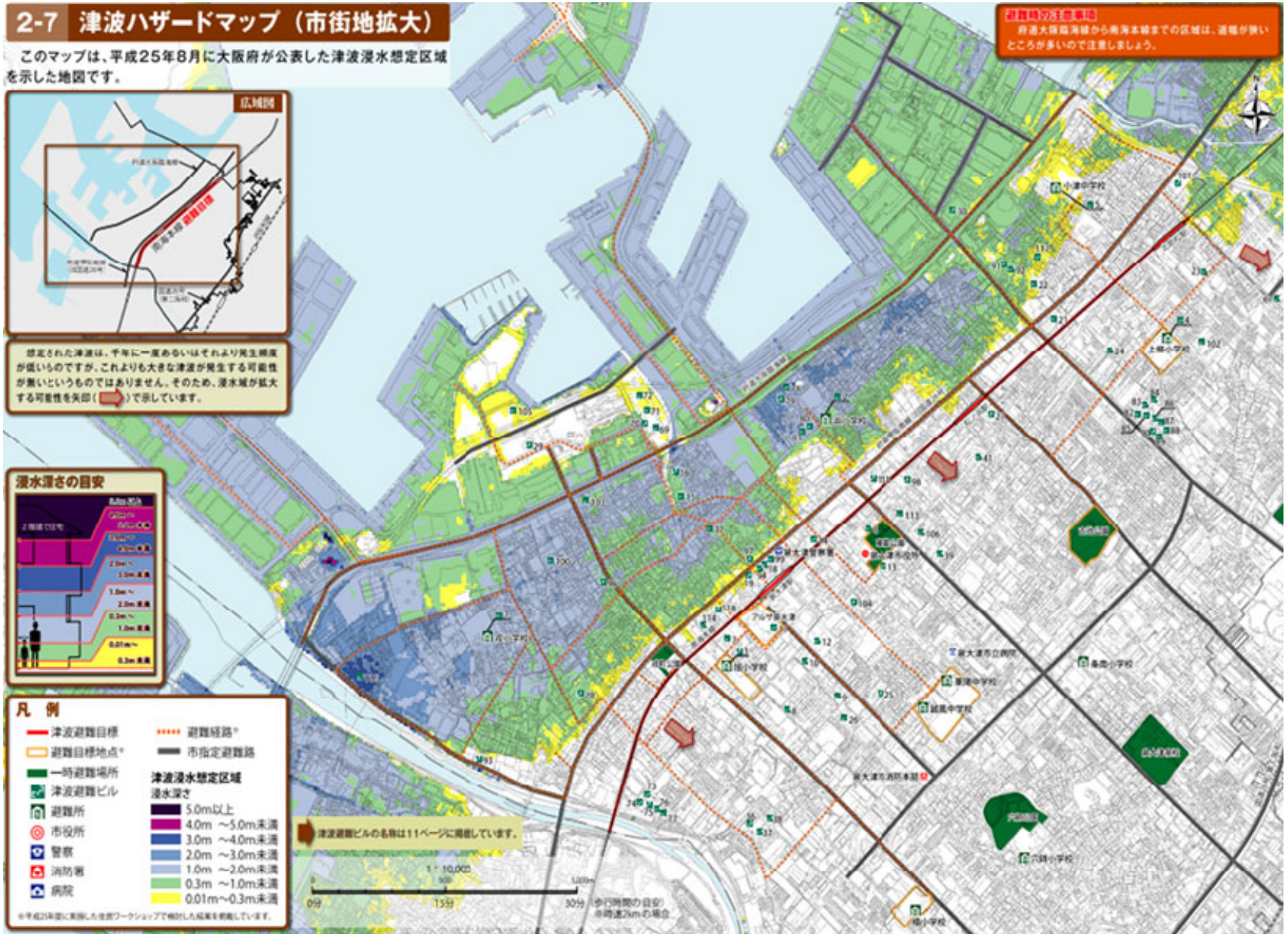
2-7 津波ハザードマップ（市街地拡大）
このマップは、平成25年8月に大阪府が公表した津波浸水想定区域を示した地図です。
広域図
想定された津波は、千年に一度あるいはそれより発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。そのため、浸水域が拡大する可能性を矢印（　）で示しています。
浸水深さの目安
凡　例
津波避難目標
避難目標地点*
一時避難場所
津波避難ビル
避難所
市役所
警察
消防署
病院
避難経路*
市指定避難路
津波浸水想定区域
浸水深さ
5.0m以上
4.0m ～5.0m未満
3.0m ～4.0m未満
2.0m ～3.0m未満
1.0m ～2.0m未満
0.3m ～1.0m未満
0.01m～0.3m未満
津波避難ビルの名称は11ページに掲載しています。
1：10,000
0分
15分
30分
（歩行時間の目安）
※時速2kmの場合
避難時の注意事項
府道大阪臨海線から南海本線までの区域は、道幅が狭いところが多いので注意しましょう。

資料１３－１　ハザードマップ②

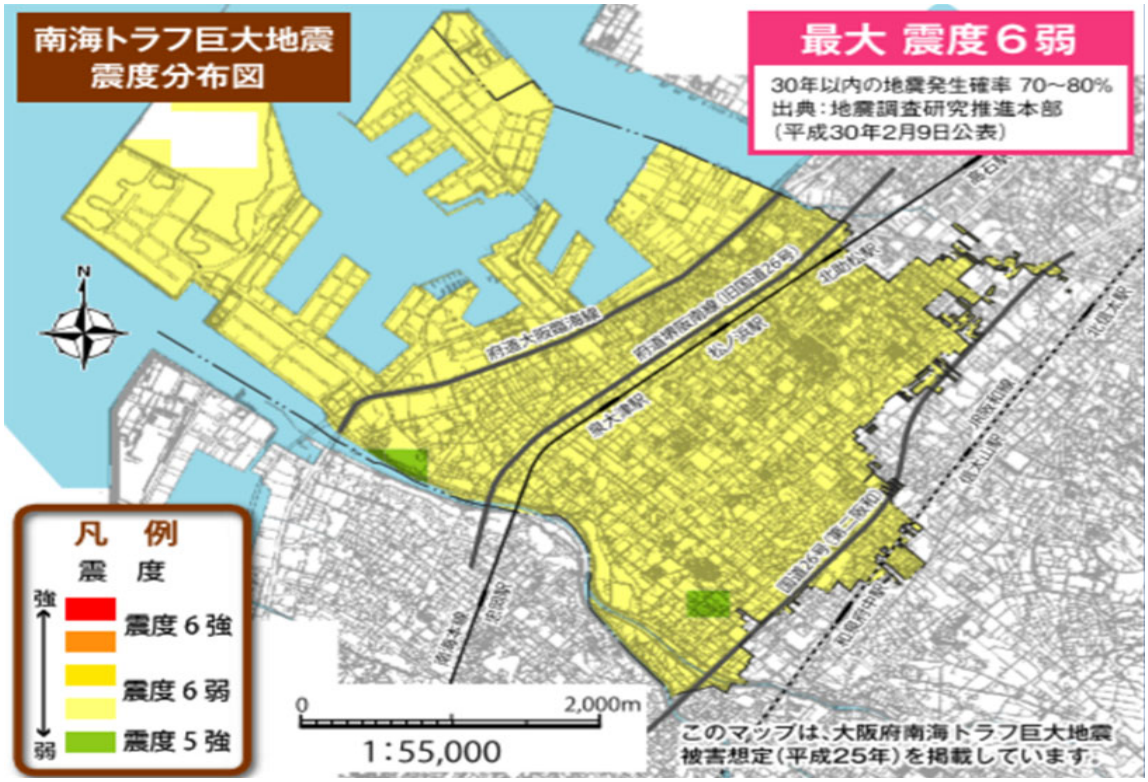

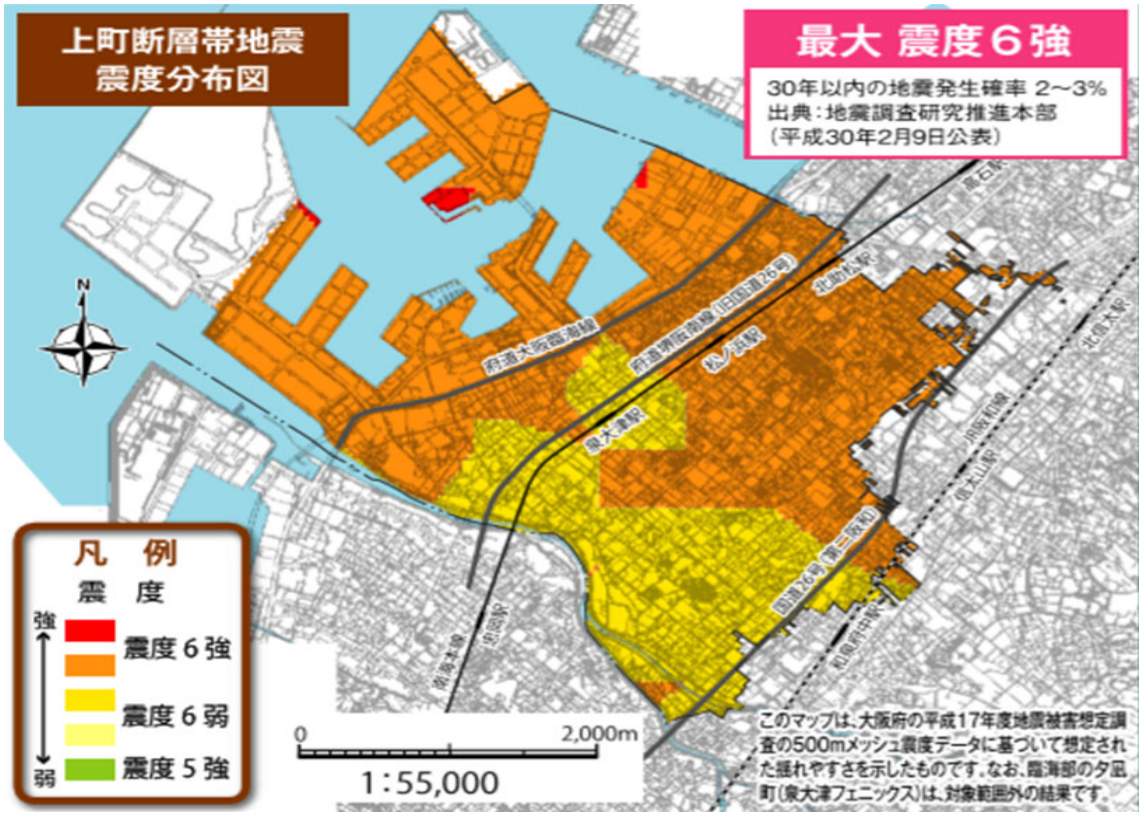

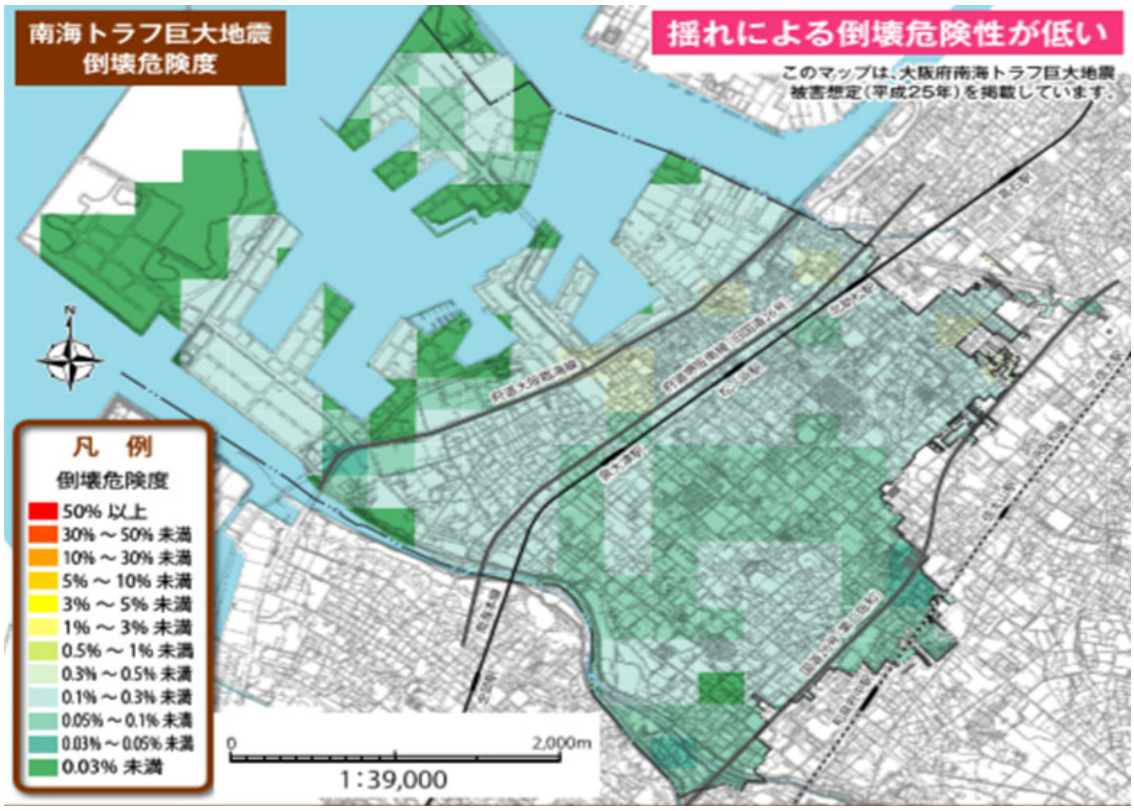
南海トラフ巨大地震
倒壊危険度
揺れによる倒壊危険性が低い
このマップは、大阪府南海トラフ巨大地震
被害想定（平成25年）を掲載しています。
凡　例
倒壊危険度
50% 以上
30% ～ 50% 未満
10% ～ 30% 未満
5% ～ 10% 未満
3% ～ 5% 未満
1% ～ 3% 未満
0.5% ～ 1% 未満
0.3% ～ 0.5% 未満
0.1% ～ 0.3% 未満
0.05% ～ 0.1% 未満
0.03% ～ 0.05% 未満
0.03% 未満
0
2,000m
1:39,000

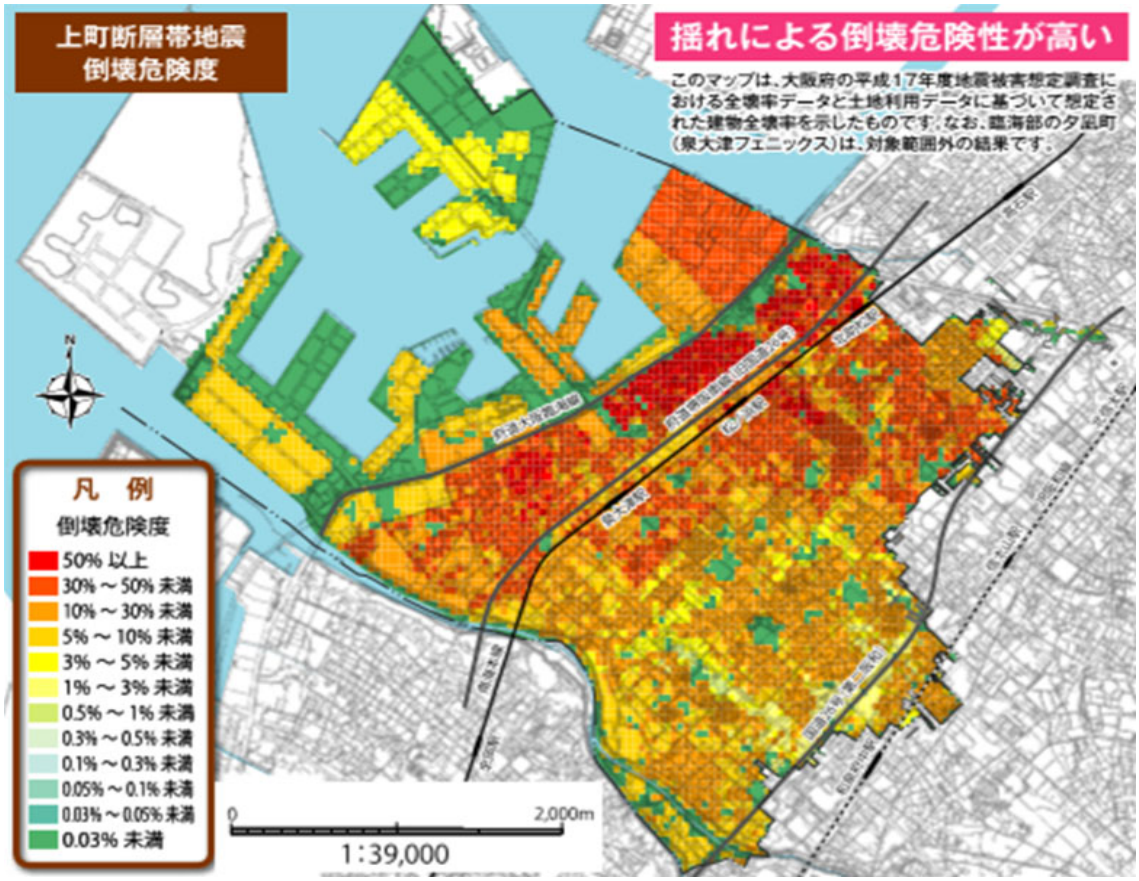
上町断層帯地震
倒壊危険度
揺れによる倒壊危険性が高い
このマップは、大阪府の平成17年度地震被害想定調査における全壊率データと土地利用データに基づいて想定された建物全壊率を示したものです。なお、臨海部の夕凪町（泉大津フェニックス）は、対象範囲外の結果です。
凡　例
倒壊危険度
50% 以上
30% ～ 50% 未満
10% ～ 30% 未満
5% ～ 10% 未満
3% ～ 5% 未満
1% ～ 3% 未満
0.5% ～ 1% 未満
0.3% ～ 0.5% 未満
0.1% ～ 0.3% 未満
0.05% ～ 0.1% 未満
0.03% ～ 0.05% 未満
0.03% 未満
0
2,000m
1:39,000

資料１３－１　ハザードマップ③

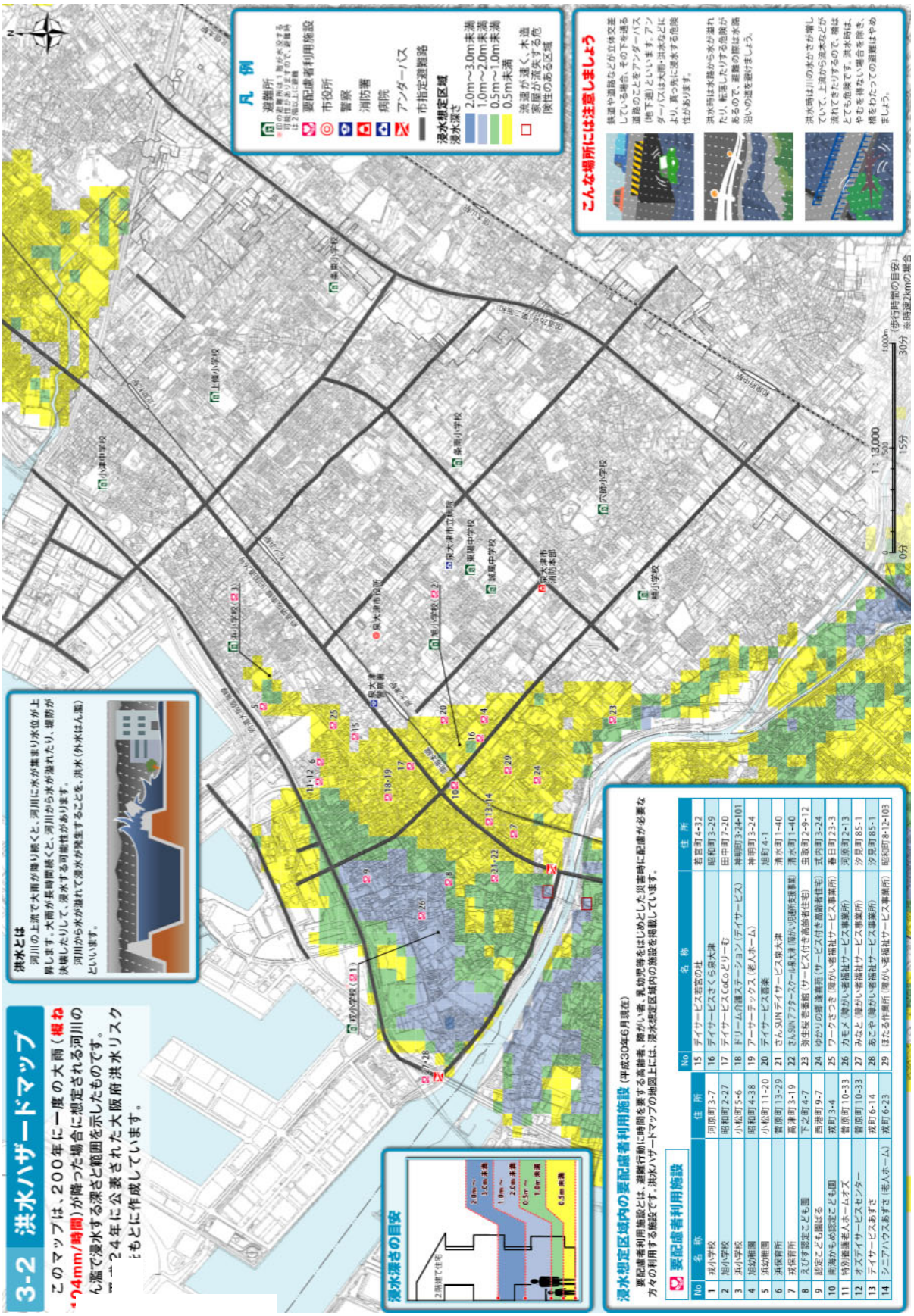

資料１３－２　大津川水系大津川・槇尾川・東槇尾川・父鬼川・松尾川・牛滝川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（平成 31 年３月）

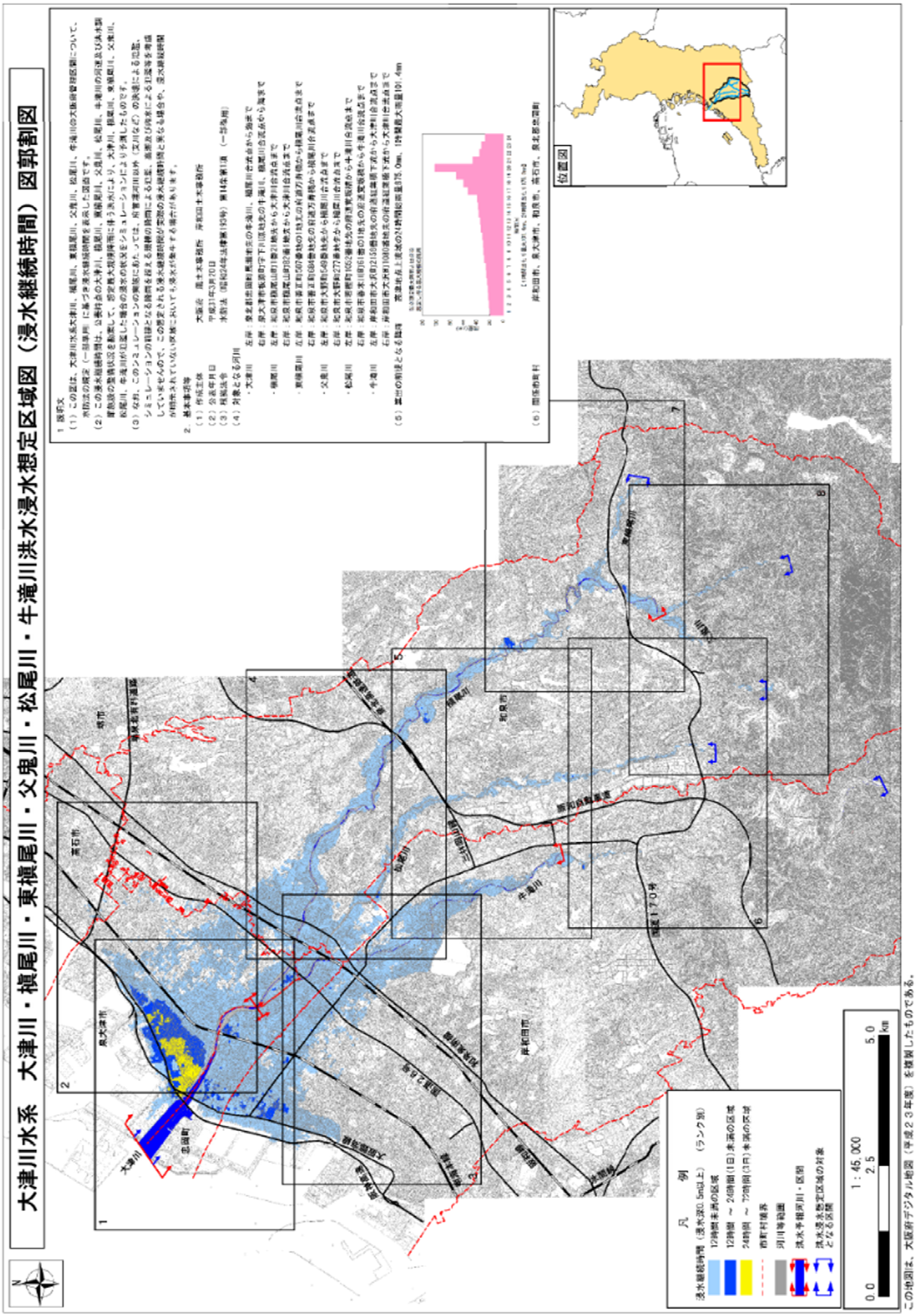

資料１４　大阪府に被害をもたらした過去の風水害

過去の風水害

災害名					室戸台風	
発生年月日		昭和4年8月15日	昭和5年8月1日	昭和8年9月4日	昭和9年9月21日	昭和10年8月11日
気象	最低気圧	987.9hPa	995.8hPa	986.1hPa	954.4hPa	995.3hPa
	最大風速	14.5m/s	9.3m/s		48.4m/s	42.0m/s
	最大瞬間風速				60m/s	
	雨量	28.4mm	134.9mm		223mm	182.7mm
人的被害	死者		2人		1,812人	
	行方不明者				76人	
	重傷者				8,932人	10人
	軽傷者					
	計		2人		10,820人	10人
家屋被害	全壊（流失）		13,328戸		14,368戸	116戸
	半壊				15,674戸	74戸
	床上浸水	2,080戸		27,000戸	142,910戸	3,632戸
	床下浸水				40,830戸	43,669戸
	計	2,080戸	13,328戸	27,000戸	213,782戸	47,491戸
田畑被害	水田流没冠水		1,103ha		42,500ha	
	畑流没冠水					
	計		1,103ha		42,500ha	
災害救助法適用地区						
備考		高潮	豪雨による水害	高潮	高潮、大風水害	

（大阪府地域防災計画関連資料集平成31年3月修正）

災害名				台風16号	台風20号	枕崎台風
発生年月日		昭和10年8月28~29日	昭和13年9月5日	昭和19年9月17日	昭和19年10月7日	昭和20年9月18日
気象	最低気圧	985.0hPa	980.5hPa	986.0hPa	978.3hPa	981.1hPa
	最大風速	13.8m/s	13.2m/s	18.6m/s	18.6m/s	19.0m/s
	最大瞬間風速	21.6m/s	19.0m/s	21.8m/s	21.8m/s	22.5m/s
	雨量	74.4mm	18.9mm	53.3mm	52.3mm	2.8mm
人的被害	死者				58人	4人
	行方不明者				45人	
	重傷者				37人	
	軽傷者					
	計				140人	4人
家屋被害	全壊（流失）				1,132戸	
	半壊				863戸	
	床上浸水	1,304戸	1,919戸	8,591戸	5,358戸	28,234戸
	床下浸水	12,994戸	13,870戸	7,266戸		10,800戸
	計	14,298戸	15,789戸	15,857戸	7,353戸	39,034戸
田畑被害	水田流没冠水					267ha
	畑流没冠水					
	計					267ha
災害救助法適用地区						
備考			高潮	各地に豪雨被害大	和歌山県、滋賀県、三重県	台風16号高潮

（大阪府地域防災計画関連資料集平成31年3月修正）

災害名		阿久根台風	ジェーン台風	昭和27年7月豪雨	昭和28年台風13号	昭和32年台風5号
発生年月日		昭和20年10月11日	昭和25年9月3日	昭和27年7月10日	昭和28年9月25日	昭和32年6月26~27日
気象	最低気圧	981.1hPa	970.3hPa		977.4hPa	998.5hPa
	最大風速	19.0m/s	28.1m/s		22.0m/s	14.4m/s
	最大瞬間風速	15.5m/s	44.7m/s		28.9m/s	22.8m/s
	雨量	3.2mm	64.7mm	388.7mm	176.1mm	293.0mm
人的被害	死者	1人	240人	41人	26人	6人
	行方不明者	3人	16人		1人	
	重傷者		21,215人	38人	47人	4人
	軽傷者			416人	406人	
	計	4人	21,471人	495人	480人	10人
家屋被害	全壊（流失）	805戸	10,625戸	187戸	877戸	20戸
	半壊		60,708戸		3,354戸	
	床上浸水	10,034戸	54,139戸	192,238戸	13,434戸	121,819戸
	床下浸水	19,550戸	40,025戸		150,354戸	
	計	30,389戸	165,497戸	192,425戸	168,019戸	121,839戸
田畑被害	水田流没冠水	267ha	7,486.05ha		43ha	2,314ha
	畑流没冠水		2,305.80ha		1,122.4ha	429ha
	計	267ha	9,791.85ha		1,165.4ha	2,743ha
災害救助法適用地区			大阪府下全域	大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、八尾市、泉南郡、泉北郡 7市2郡	高槻市、茨木市、三島郡（三箇牧村、鳥飼村、王島村、島本町）、北河内郡（四条畷町、四条町） 2市3町3村	大阪市（東成区、生野区、西成区、住吉区、東住吉区、阿倍野区）、堺市、枚岡市、布施市、河内市、岸和田市、八尾市、高石町 7市6区1町
備考		台風20号 高潮	台風28号 高潮			東大阪水害 （6月水害）

（大阪府地域防災計画関連資料集平成31年3月修正）

災害名		昭和36年台風6号	第二室戸台風	昭和39年台風20号	昭和42年7月豪雨	昭和43年7月豪雨
発生年月日		昭和36年6月24-30日	昭和36年9月16日	昭和39年9月25日	昭和42年7月8日	昭和43年7月2日
気象	最低気圧	1,003.2hPa	937.3hPa	987.4hPa		
	最大風速	9.8m/s	33.3m/s	19.0m/s		
	最大瞬間風速	12.0m/s	50.6m/s	31.7m/s		
	雨量	295.5mm	44.2mm	41.4mm	152mm	200mm
人的被害	死者	1人	32人		5人	
	行方不明者				2人	
	重傷者		211人	17人	11人	
	軽傷者		2,181人		159人	
	計	1人	2,424人	17人	177人	
家屋被害	全壊（流失）	11戸	3,386戸	104戸	62戸	
	半壊		21,356戸	15戸	110戸	
	床上浸水	2,855戸	61,488戸	10,563戸	16,684戸	1,200戸
	床下浸水	32,205戸	59,729戸		119,976戸	24,083戸
	計	35,071戸	145,959戸	10,682戸	136,832戸	25,283戸
田畑被害	水田流没冠水	2,428ha	30,484.0ha	93ha	3,079.5ha	
	畑流没冠水	70ha	2,708.9ha			
	計	2,498ha	33,192.9ha	93ha	3,079.5ha	
災害救助法適用地区			大阪市（11区）、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、枚方市、八尾市、泉佐野市、富田林市、枚岡市、寝屋川市、河内市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、忠岡町、田尻町、岬町、泉南町、南海町、狭山町、登美丘町、美原町、美陵町、門真町、交野町、四条畷町 18市11区12町	泉大津市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市 4市	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町 7市1町	
備考		梅雨前線豪雨大水害		兵庫県、徳島県、高知県被害大	兵庫県被害大、台風7号崩れ	台風3号による梅雨前線の刺激

（大阪府地域防災計画関連資料集平成31年3月修正）

災害名		昭和44年豪雨	昭和47年7月豪雨	昭和47年台風20号	昭和50年7月豪雨	昭和54年6月豪雨
発生年月日		昭和44年6月25日	昭和47年7月12日	昭和47年9月16日	昭和50年7月4日	昭和54年6月29日
気象	最低気圧					
	最大風速					
	最大瞬間風速					
	雨量	106mm	300mm	117.5mm		497mm
人的被害	死者			3人		
	行方不明者					
	重傷者		3人	1人		
	軽傷者		7人	8人		
	計		10人	12人		
家屋被害	全壊（流失）		23世帯	8世帯		3世帯
	半壊		42世帯	90世帯		1世帯
	床上浸水	1,008戸	6,186世帯	9,283世帯	1,933世帯	1,336世帯
	床下浸水	28,239戸	40,346世帯	60,146世帯	22,493世帯	22,865世帯
	計	29,247戸	46,597世帯	69,527世帯	24,426世帯	24,205世帯
田畑被害	水田流没冠水		851ha	385ha		1,233ha
	畑流没冠水		72ha			106ha
	計		923ha	385ha		1,339ha
災害救助法適用地区			大東市、東大阪市、門真市、八尾市 4市	大東市、東大阪市、門真市 3市	大東市 1市	
備考		梅雨前線の刺激	西日本被害大梅雨前線の活動		梅雨前線による大雨	梅雨前線による大雨

（大阪府地域防災計画関連資料集平成31年3月修正）

災害名		昭和54年台風16号	昭和57台風10号・豪雨	平成6年9月豪雨	平成24年8月豪雨	平成29年台風第21号
発生年月日		昭和 54 年 9 月 30 日	昭和57年8月1~3日	平成6年9月6~7日	平成24年8月13日~14日	平成29年10月13日~
気象	最低気圧		985.2hPa			
	最大風速		13.4m/s			
	最大瞬間風速					
	雨量	149mm	209mm		213mm	
人的被害	死者	1人	8人		1人	2名
	行方不明者					
	重傷者	1人				
	軽傷者	4人	4人	3人	2人	28名
	計	6人	12人	3人	3人	
家屋被害	全壊（流失）		70世帯			
	半壊	19世帯	一部破損含99世帯	1世帯		6件
	一部破損					129件
	床上浸水	5,088世帯	10,610世帯	1,428世帯	2,572世帯	14件
	床下浸水	41,489世帯	63,460世帯	4,375世帯	13,289世帯	53件
	計	46,596世帯	74,239世帯	5,804世帯	15,861世帯	
田畑被害	水田流没冠水	291ha	1,145ha			
	畑流没冠水	9ha		5.5ha		
	計	300ha	1,145ha	5.5ha		
非住家被害						
災害救助法適用地区			松原市、堺市、東大阪市 3市	豊中市、池田市 2市		
備考			台風とその後の低気圧による大雨		京都府被害大	※1

（大阪府地域防災計画関連資料集平成31年3月修正）

※1：大阪府を襲った主な災害より

災害名		平成30年7月豪雨	平成30年台風第21号			
発生年月日		平成３０年７月５日~	平成30年8月28日			
気象	最低気圧					
	最大風速					
	最大瞬間風速					
	雨量					
人的被害	死者	2名	8名			
	行方不明者					
	重傷者		6名			
	軽傷者		487名			
	計					
家屋被害	全壊（流失）	1棟	約30件			
	半壊		約445件			
	一部破損	9棟	約65,932件			
	床上浸水	7棟				
	床下浸水	25棟				
	計	－	―			
田畑被害	水田流没冠水					
	畑流没冠水					
	計					
非住家被害		8棟	約2,446件			
災害救助法適用地区						
備考		※２	※３			

※２：平成３０年７月５日からの大雨に係る被害状況等について（第16報）大阪府防災・危機管理指令部

※３：台風21号にかかる被害状況等について（第 30 報）大阪府危機管理室

過去の高潮潮位（大阪港）

明治以降の高潮被害記録

年　月　日	台　風　の　勢　力		備　考
	最大風速（m/ssc）	高潮潮位（O.P+m）	
明治 44.6.18	SW 30.1	2.45	
大正 1.9.22	WSW25.9	3.10	
大正 10.9.25	W　25.0	2.70	
昭和 4.8.15	SW 14.5	2.44	
昭和 6.10.13	NE 12.7	2.40	
昭和 8.10.20	S　13.0	2.64	
昭和 9.9.21	S　欠測	4.50	室戸台風
昭和 12.9.11	SW 14.5	2.70	
昭和 13.9.5	SE 13.2	2.66	
昭和 19.9.17	SW 18.6	2.80	
昭和 20.9.18	S　19.0	3.20	
昭和 25.9.3	S　28.1	3.85	ジェーン台風
昭和 26.10.15	WSW15.7	2.95	ルース台風
昭和 28.9.25	NNW22.0	2.62	13 号台風
昭和 34.9.26	NE 28.9	2.54	伊勢湾台風
昭和 36.9.16	SSE33.3	4.12	第 2 室戸台風
昭和 39.9.25	SSW19.0	3.72	20 号台風
昭和 40.9.10	S　17.3	3.19	23 号台風

山崩れ

年　月　日	直接原因	場　所	災害の様相
昭和 15.7.15	集中豪雨 雨量 120 ミリ	生駒山グライダー場	大阪側 500 ㎥ 奈良側 300 ㎥
昭和 28.9.25	13 号台風	中河内地区	堰堤満砂し荒廃、植林地崩壊
昭和 32.6.26 ～6.28	集中豪雨 雨量 300 ミリ	生駒山系 枚岡市	水源山地の崩壊 渓流の荒廃
昭和 35.8.29 ～8.30	台風 16 号 豪雨 460 ミリ	小和田川西側流域 立谷	崩壊 120 ヶ所 94,000 ㎥ 土砂堆積 129,350 ㎥ 最深部┐ 大崩壊 山腹 渓岸表土崩壊

（大阪府地域防災計画関連資料集平成 31 年 3 月修正）

資料１５　組織機構図

泉大津市消防本部組織機構図

（令和元年 10 月 1 日現在）

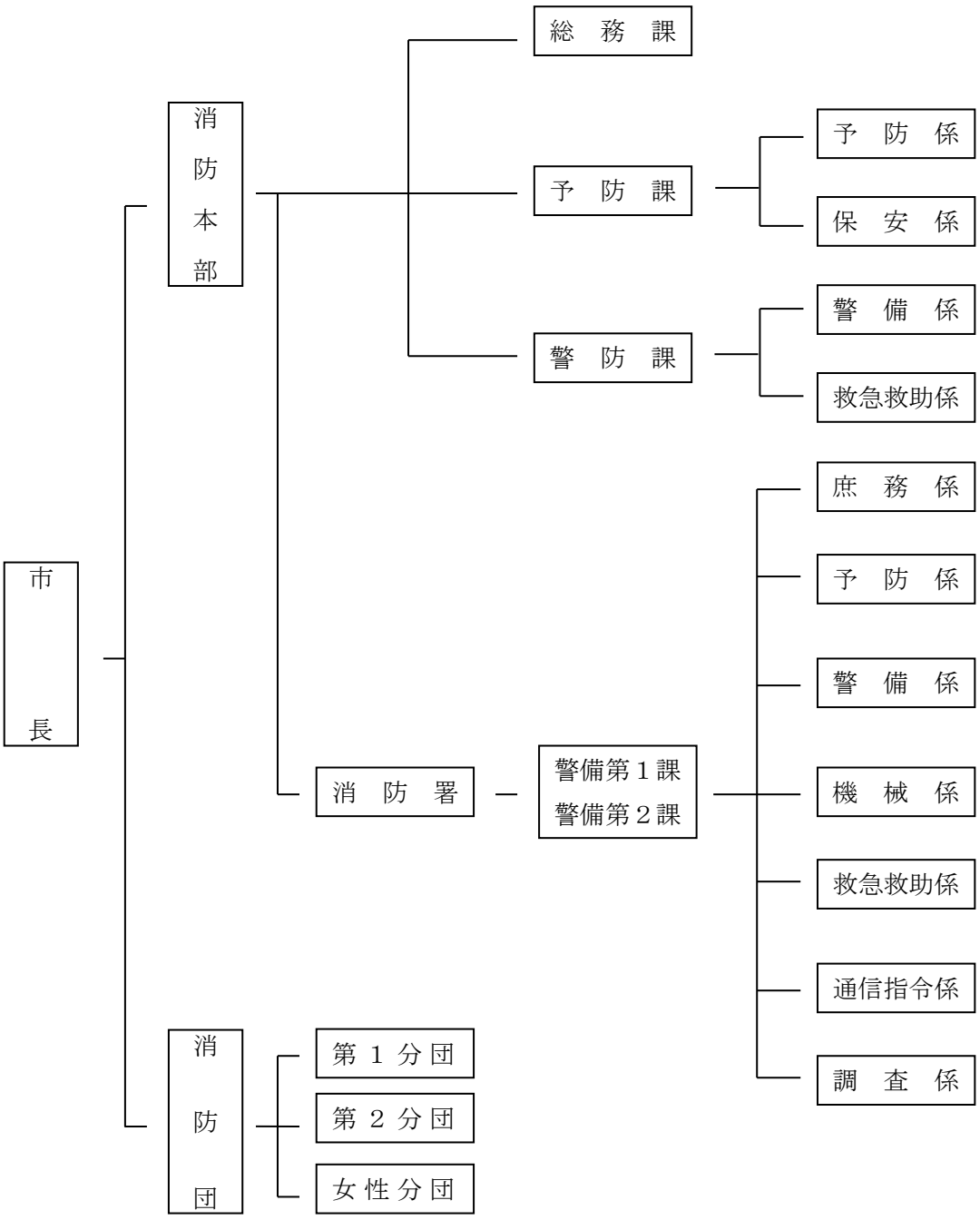

資料１６　職員の配置表

（令和元年10月1日現在）

区分			消防吏員					計	備考
			消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防士		
消防本部	消防長		1					1	
	次　長			1				1	
	部参事			1				1	
	総務課	毎日勤務者		2	2	2	5	11	市出向者1名含む（消防士長・主査）
		（消防署隔日勤務者）					(4)	(4)	
	予防課	毎日勤務者 消防署毎日勤務者含む		2 ※【1】	1	1		4 ※【1】	※【部参事兼務（消防司令・予防課長）】
		（消防署隔日勤務者）				(5)	(7)	(12)	
	警防課	毎日勤務者		2				2	
		（消防署隔日勤務者）		(3)	(5)	(13)	(14)	(35)	
消防署	署　長			◎【1】				◎【1】	◎【次長兼務】
	警備第一課			2	2	13	18	35	
	警備第二課			3	4	10	17	34	
合計			1	13	9	26	40	89	

・（　）は、消防署を兼務している者を計上

・合計数は、【　】及び（　）を除く

資料１７　消防庁舎現況

（令和元年 10 月 1 日現在）

消防庁舎現況

名称	所在地
泉大津市消防本部（署）・(消防団本部)	泉大津市池浦町一丁目９番９号

庁舎別 ＼ 区分	庁舎棟数	庁舎 構造	経過年数 5年未満	5年～10年	10年～20年	20年～30年	30年～40年	40年以上	面積（㎡） 敷地面積	建築面積	延面積
合　計	7		7						2,550.46	1,472.51	2,547.58
庁舎棟（車庫棟）	1	RC 造 3 階（一部 S 造）	平成 29 年 12 月竣工						—	1,271.40	2,265.86
訓練棟	1	RC 造 4 階							—	59.39	140.00
その他（※）	5	RC 造他							—	141.72	141.72

（※）薬剤倉庫、油庫、駐輪場(2 か所)、受水槽ポンプ室

名称	所在地
消防団屯所	泉大津市宮町２番５２号

庁舎別 ＼ 区分	庁舎棟数	庁舎 構造	経過年数 5年未満	5年～10年	10年～20年	20年～30年	30年～40年	40年以上	面積（㎡） 敷地面積	建築面積	延面積
合　計	1							1	255.00	151.88	220.88
消防団屯所	1	RC 造 2 階	昭和 47 年 2 月 19 日						255.00	151.88	220.88

※旧消防出張所を改修工事（平成 30 年度）

資料１８　各種車両配置表

令和元年10月1日現在

項目／配置	種　別	登録年	登録番号	総排気量（ℓ）	自動車種類	積載水量等	ポンプ別
消防本部	公用車	H23	和泉301た1574	1.79	普通		
〃	広報車	H26	和泉800す6692	1.49	普通		
〃	査察車	H24	和泉880あ1210	0.65	普通		
消防署	化学消防ポンプ自動車	H19	和泉830そ911	10.52	大型	泡原液1500ℓ 水500ℓ積載	A1級
〃	15mはしご付消防ポンプ自動車	H23	和泉830さ1006	6.40	中型		A2級
〃	化学消防ポンプ自動車 （キャフス・ホームプロ装置付）	H22	和泉830す1002	6.40	中型	泡原液500ℓ 水1500ℓ積載	A2級
〃	水槽付消防ポンプ自動車 （キャフス装置付）	H25	和泉831さ1001	6.40	中型	水1500ℓ積載	A2級
〃	救助工作車	H26	和泉830せ1003	6.40	中型		A2級
〃	水槽付消防ポンプ自動車	H14	和泉800さ5248	4.90	準中型	水900ℓ積載	A2級
〃	消防資材搬送車	H25	和泉800す5793	4.00	準中型		
〃	消防ポンプ自動車	H17	和泉831も119	4.00	準中型		A2級
〃	消防ポンプ自動車（予備）	H21	和泉830ぬ1010	4.00	準中型		A2級
〃	指揮車	H20	和泉830た1013	1.99	普通		
〃	高規格救急車（予備）	H22	和泉830さ991	2.69	普通		
〃	高規格救急車	H24	和泉830さ992	2.69	普通		
〃	高規格救急車	H28	和泉830さ993	2.69	普通		
消防団	可搬式小型動力ポンプ積載車	H21	和泉810な1	1.99	普通	可搬式小型動力ポンプ積載	B2級

資料１９　特殊器具保有状況

令和元年10月1日現在

種　　別		数量	種　　別		数量
放水器具	ターレット(ブリッツライト含む)	5	救助器具	油圧ホース	3
	無反動ノズル	21		油圧ホースリール	1
	プロジェットガン	11		レスキューブロック	1
	CAFS専用ノズル(エコファイターノズル)	1		マット型空気ジャッキ(大1中1小1)	3
	放水銃	2		ガス溶断器	2
	高発泡ノズル	2		空気呼吸器	37
	低発泡ノズル	8		酸素呼吸器	4
	集水器	8		簡易呼吸器	2
	簡易組立水槽2(エアー水槽1)	3		発動発電機	24
救急訓練資器材	レサシアン	3		耐電衣一式	10
	レサシアンジュニア	5		耐電用具	20
	リトルアン	17		熱画像直視装置	1
	リトルジュニア	9		削岩機	3
	ベビーアン	14		小型動力ポンプ	15
救助器具	油圧ジャッキ(ホルマトロ　エクステンドラム)	1		エアーテント	1
	油圧ジャッキ(ホルマトロ　ラムサポーター)	1		除染シャワー	1
	大型油圧スプレッダー(ホルマトロ)	1		空気圧縮機	1
	大型油圧切断機(ホルマトロ)	1		空気式救助マット	1
	油圧ミニカッター(ホルマトロ)	1		三連式(チタン2･ステン2)はしご	4
	車両用油圧ジャッキ	9		救命索発射銃	1
	油圧スプレッダー(ウェーバー)	1		シットハーネス	4
	油圧切断器(ウェーバー)	1		ベルトスリング	4
	油圧エンジンポンプ(ホルマトロ･ウェーバー)	2		セキュネット	1
	油圧ハンドポンプ	2		エンジンカッター	7

種　　別		数量			数量
救助器具	チェーンソー	6	救助器具	救命胴衣	14
	マンホール救助器具	1	測定器	放射能測定器(2)、ポケット型線量計(7)	9
	ワイヤーロープ	17		可燃性ガス測定器	1
	ワイヤー用滑車	3		消火栓探知機	1
	チェーンセット(スプレッダー)	1			
	可搬式ウインチ	4			
	化学防護服	4			
	簡易化学防護服一式	5			
	空気工具一式(国富)	1			
	万能斧(弁慶)	11			
	携帯用コンクリート破壊器具(ストライカー)	1			
	ハンマー	4			
	携帯警報器	4			
	排煙機	4			
	防塵メガネ	4			
	簡易画像探査機(サーチライフAK－20)	1			
	携帯拡声器	11			
	救助用降下器	1			
	ロープ登降機(ペツル)	2			
	携帯投光器	22			
	投光器	10			
	資機材収納バック	6			
	救命ゴムボート	2			
	ウエットスーツ一式	4			
	救命浮環	10			

資料２０　消防通信指令総合システム

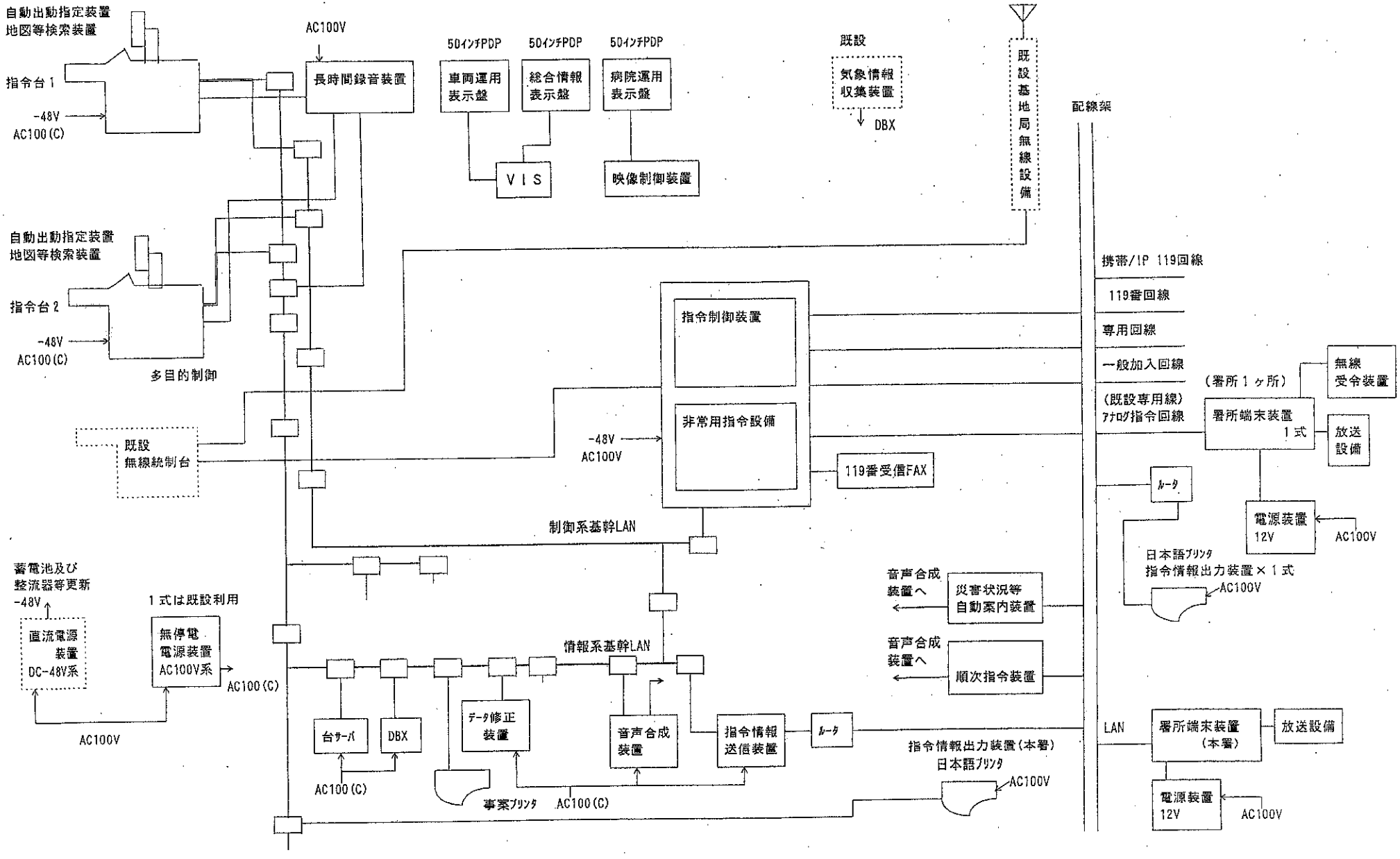

資料２１　消防水利状況

（令和元年 10 月 1 日現在）

種別／区分	消　火　栓	防　火　水　槽		
		40t 未満	40t 以上	飲料水兼用耐震性貯水槽 100t
公　設	1,634		32	2
私　設		43	185	
合　計	1,634	43	217	2

種別／区分	防　火　井　戸		消防水利に適合するその他の水利		
	補給弁有	補給弁無	河　川	池	プール合　計
公　設	1	20	85		10
私　設				2	
合　計	1	20	85	2	10

資料２２　危険物施設の推移

（令和元年 10 月 1 日現在　単位：箇所）

種別＼年度別		平成 30 年度	推移状況			
			平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
製造所		6	6	6	6	6
貯蔵所	屋内貯蔵所	51	53	55	53	52
	屋外タンク貯蔵所	57	58	59	59	60
	屋内タンク貯蔵所	3	5	7	10	11
	地下タンク貯蔵所	30	32	32	31	31
	簡易タンク貯蔵所					
	移動タンク貯蔵所	83	88	82	84	82
	屋外貯蔵所	6	6	6	6	6
	計	230	242	241	243	242
取扱所	給油取扱所	31	31	31	31	30
	一般取扱所	34	34	36	35	35
	計	65	65	67	66	65
合計		301	313	314	315	313

資料２３　水門・樋門・鉄扉・排水口・ポンプ場位置

水門・樋門・鉄扉・排水口・ポンプ場位置

番号	符号	名　称	位　置	施　設 管理者	操作責任者		摘　要
					名　称	電　話	
1	樋	緑　　川 防潮樋門	松之浜町	大阪府 港湾局	泉大津市 都市政策部 下水道課	(0725) 22-4867	SS 製電動式 1 門 （手動可）
2	〃	堅　　川 防潮樋門	小松町	〃	〃	〃	SS 製電動式 2 門 （手動可）
3	排水機場	堅川緑川 排水機場	〃	〃	〃	〃	横軸斜流 φ1,600　2 台 機 320PS 5.5 ㎥/s
4	水門	新　　川 防潮水門 （大津水門）	菅原町	〃	〃	(0725) 32-5325	SUS 製電動式 2 門 （手動可）
5	排水機場	新　　川 排水機場	〃	〃	〃	〃	横軸斜流 φ1,000　3 台 φ　900　1 台 2 ㎥/s 主機 120PS　3 台 1.5 ㎥/s 96PS　1 台
6	排水機場	八　軒　川 排水機場	なぎさ町	〃	〃	(0725) 21-2494	立軸斜流 φ1,000　2 台 2.13 ㎥/s 主機 230PS　2 台
7	樋	八　軒　川 防潮樋門	〃	〃	〃	〃	SUS 製電動式 1 門 （手動可）
8	扉	旧市民会館裏 防潮鉄扉	小松町	〃	〃	(0725) 33-1131	手動アルミゲート 12.0m

資料２４　避難及び誘導

24-1　避難所等

１．指定避難所（防災拠点）

避難所名	所在地	電話番号	建物延床面積[A]（㎡）	敷地面積（㎡）	収容人員[B]（人）	収容対象地区（原則）
戎小学校	河原町 3-7	21-2000	7,479	7,534	2,266	青葉町・上之町・戎町・河原町・汐見町・式内町・下之町・清水町・神明町・高津町・田中町・西港町・東港町・本町・夕凪町・若宮町
旭小学校	昭和町 2-27	21-2002	7,765	4,674	2,353	旭町・池浦町・板原町・下条町・東雲町・昭和町・式内町・神明町・田中町・虫取町・若宮町
穴師小学校	我孫子 1-12-10	21-2004	6,892	3,938	2,088	穴田・我孫子・池浦・池浦町・要池住宅・豊中・豊中町・東豊中町・虫取町
上條小学校	東助松町 3-13-1	21-2006	5,124	5,692	1,553	綾井・条南町・末広町・助松団地・助松町・東助松町・森町・臨海町
浜小学校	小松町 5-6	21-2008	6,125	4,630	1,856	小津島町・春日町・小松町・新港町・菅原町・助松町・田中町・なぎさ町・東港町・松之浜町・臨海町・若宮町
条東小学校	千原町 2-12-1	21-2012	6,724	3,541	2,038	綾井･池園町･尾井千原・尾井千原町・末広町・助松団地・曽根町・千原町・豊中・南曽根・森・森町
条南小学校	宮町 9-1	21-2022	6,878	6,130	2,084	池園町・北豊中町・寿町・東雲町・条南町・曽根町・二田町・宮町
楠小学校	我孫子 2-4-7	22-0051	5,600	4,868	1,697	穴田・我孫子・板原・板原町・宇多・楠町西・楠町東・豊中・宮・虫取町
東陽中学校	池浦町 4-4-1	33-5461	9,254	6,047	2,804	下条町・寿町・東雲町
誠風中学校	池浦町 4-1-1	33-5761	8,155	7,928	2,471	池浦町
小津中学校	助松町 2-13-1	22-6501	7,699	9,657	2,333	助松町・臨海町

※　収容人員[B]＝建物延床面積[A]×有効面積[C]／収容基準[D]

- 建物延床面積[A]：プール附属室を除く保有面積
- 有効面積[C]：建物延床面積の 50%
- 収容基準[D]：3.3 ㎡あたり 2 人

※　敷地面積は運動場用地面積

２．二次避難所

避難所名	所在地	電話番号	建物延床面積［A］（㎡）	敷地面積（㎡）	収容人員［B］（人）
旭幼稚園	昭和町 4-38	32-2130	1,379	350	418
穴師幼稚園	我孫子 1-12-1	32-2213	1,567	1,246	475
条東幼稚園	千原町 2-11-1	21-2015	1,692	1,877	513
条南幼稚園	寿町 16-16	21-2014	1,750	1,337	530
要保育所	池浦 515-6	22-0564	792	1,010	240
戎保育所	高津町 3-19	21-1471	357	437	108
条東保育所	千原町 2-1-3	21-0221	416	469	126
浜保育所	菅原町 13-29	33-5432	443	350	134
くすのき認定こども園	我孫子 2-7-1	22-0057	1,779	1,726	539
かみじょう認定こども園	東助松町 4-8-18	32-2212	2,967	1,366	899
えびす認定こども園	下之町 4-7	32-0855	1,442	981	437
北公民館	東助松町 4-8-4	23-0505	1,588		481
南公民館	楠町西 1-7	33-1764	1,683		510
総合体育館	宮町 2-50	33-1200	5,736		1,738
図書館	下条町 11-35	32-0562	1,800		545
勤労青少年ホーム	下条町 11-28	32-6432	1,020		309
総合福祉センター	東雲町 9-15	23-1390	2,466		747
保健センター	宮町 2-25	33-8181	1,856		562
高齢者保健・福祉支援センター	東雲町 9-54	21-0294	629		191
池上曽根弥生学習館	千原町 2-12-45	20-1841	934		283
テクスピア大阪	旭町 22-45	31-4401	2,402		728

※　二次避難所は地震災害等の避難者が多数想定される場合に避難所（防災拠点）とともに開設する

※　収容人員[B]＝建物延床面積[A]×有効面積[C]／収容基準[D]

- 有効面積[C]：建物延床面積の 50%
- 収容基準[D]：3.3 ㎡あたり 2 人

※　敷地面積は運動場用地面積

３．大規模災害時に避難所として協力を依頼する施設

避難所名	所在地	電話番号
認定こども園アイビースクール	二田町 3-5-32	31-4545
認定こども園アンビー	旭町 22-28	20-2001
みらいずこども園	北豊中町 1-2-15	23-0253
南海かもめ認定こども園	戎町 3-4	23-8068
認定こども園ぱる	西港町 9-7	32-0375
とれぞあ子ども園	池浦町 3-5-8	33-3003
泉大津高等学校	北豊中町 1-1-1	32-2876
信太高等学校	和泉市葛の葉町 3-6-8	23-3631
和泉中学校	和泉市伯太町 1-2-1	41-0094

４．大規模災害時に福祉避難所として協力を依頼する施設

避難所名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム　百楽園	板原町 1-9-18	21-1250
特別養護老人ホーム　オズ	菅原町 10-33	33-6001
特別養護老人ホーム　覚寿園	曽根町 2-2-38	33-1000
特別養護老人ホーム ローズガーデン条南苑	東豊中町 2-4-26	40-5800
特別養護老人ホーム　美休	河原町 11-6	22-3622
小規模特別養護老人ホーム オズだいすき倶楽部	池浦町 3-10-16	32-8330
みなと	汐見町 85-1	20-3710
カモメ	河原町 2-13	32-3710
ワークさつき	春日町 23-3	22-8981
ワークショップかりん	豊中町 2-8-19	21-2943
ホテルレイクアルスターアルザ泉大津	旭町 18-5	20-1121
ホテルきららリゾート関空	なぎさ町 5-1	20-1111
大阪府立和泉支援学校	和泉市池上町 2-4-6	45-9555

５．指定緊急避難場所（津波避難ビル）

（令和元年 10 月 1 日現在）

施設名	所在地	施設名	所在地
戎小学校	河原町 3-7	さつき団地 1 号棟～3 号棟	虫取町 2-2
浜小学校	小松町 5-6	ネバーランド泉大津シエスト	東雲町 14-54
旭小学校	昭和町 2-27	（株）日新　助松埠頭倉庫	小津島町 4-1
上條小学校	東助松町 3-13-1	ミム松之浜	二田町 3-4-16
小津中学校	助松町 2-13-1	北助松第一次住宅 1 号棟～3 号棟	尾井千原町 3 番
総合福祉センター	東雲町 9-15	北助松第四次団地 11 号棟～13 号棟	末広町二丁目 5 番
ルピナス泉大津	旭町 1-13	助松団地　7 号棟、9 号棟、11 号棟、28 号棟～34 号棟、37 号棟～41 号棟、100 号棟、101 号棟	助松団地 1、2、3
エフォールナガイ	旭町 7-15	助松団地　16 号棟、17 号棟、23 号棟、24 号棟	和泉市富秋町三丁目 11
ポルト泉大津	旭町 14-14	府営　泉大津なぎさ住宅 1 号棟～4 号棟	なぎさ町 1-15
エルグランデ OZU	旭町 16-12	府営　泉大津式内住宅 1 号棟～5 号棟	式内町 1-13
アルザ泉大津	旭町 18-3	泉大津小松住宅 1 号棟～4 号棟	小松町 13-1、12-2、4-3、4-4
テクスピア大阪	旭町 22-45	府営　泉大津東助松住宅 1 号棟～9 号棟	東助松町三丁目 6、7
パルテール東雲	東雲町 9-54	府営　泉大津助松住宅 1 号棟、2 号棟	助松町三丁目 12-20、11-10
シャリエ泉大津	春日町 1-11	ユニライフ泉大津	清水町 3-27
ルミエールフカキⅡ	菅原町 10-30	ディークラディア泉大津	田中町 3-3
ルミエールフカキ	菅原町 10-38	北助松第三次住宅 10 号棟	末広町 2-3-10
エンデバー泉大津	若宮町 9-22	ユニライフ泉大津ライクシーガル	下之町 7-38
アムール・M	田中町 3-13	ハイネスクラウズ泉大津駅前	田中町 11-27
ローズステージ泉大津駅前	田中町 4-19	シャルマンフジ泉大津	東雲町 11-6
フェルティ・パーク泉大津	上之町 6-21	ユニライフ泉大津駅前	田中町 2-5
エクセラート松ノ浜	助松町 3-1-15	タイムス泉大津	西港町 8-10
シャルマンコーポ松之浜	助松町 3-9-40	エクセラート北助松	助松町 1-3-33
LiAnge 泉大津	東助松町 1-9-23	助松パーク・ホームズ	東助松町 2-3-4
シルフィード東助松	東助松町 4-4-3	ルモン泉大津	東港町 11-25
株式会社Kスカイ池浦寮	池浦町 1-2-19	グラン・コート泉大津	東雲町 4-35
ディオ・フェルティ泉大津	池浦町 1-17-27	堺泉北港ポートサービスセンタービル	なぎさ町 6-1
あすと松之浜	二田町 1-13-16	シャルマンフジロイアルクレセント　泉大津東雲公園	東雲町 14-65
リーデンススクエア泉大津	末広町 1-9-21	北助松第二次住宅　4 号棟～9 号棟	尾井千原町 3、末広町 2-2
ホテルきららリゾート関空	なぎさ町 5-1	シャルマンフジ泉大津東雲公園	東雲町 13-28

施設名	所在地	施設名	所在地
丸全昭和運輸（株） 泉北倉庫営業所	臨海町 1-48	ルネ泉大津ロイヤルコート	田中町 6-1
大阪泉大津花き地方卸売市場	小津島町 4	ジュネス泉大津アレグロ	春日町 4-16
（株）大都 国際複合物流センター	小津島町 4-12	河原町市営住宅	河原町 13-1
藤浪倉庫（株）泉北支店	小津島町 6-2	社会福祉法人 和泉乳児院	助松町 3-8-7
センコー（株）南大阪支店 泉北ＰＤセンター第１係	小津島町 7-3	シャルマンフジソフィア泉大津駅前	田中町 6-12
センコー（株）南大阪支店 泉北ＰＤセンター第２係	小津島町 2-9		

24-2　南海トラフ地震臨時情報等の発表時にとるべき行動

<table>
<tr><th></th><th>プレート境界のＭ８以上の地震※1</th><th>Ｍ７以上の地震※2</th><th>ゆっくりすべり※3</th></tr>
<tr><td>発生直後
「ゆっくりすべりケース」は検討が必要と認められた場合</td><td colspan="2">●　個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始</td><td>●個々の状況に応じて防災対応を準備・開始</td></tr>
<tr><td>（最短）
２時間程度

１週間</td><td>巨大地震警戒対応

●日頃からの地震への備えを再確認する等
●地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難
●地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難</td><td>巨大地震注意対応

●日頃からの地震への備えを再確認する等
（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td rowspan="3">巨大地震注意対応

●日頃からの地震への備えを再確認する等</td></tr>
<tr><td>２週間※4</td><td>巨大地震注意対応

●日頃からの地震への備えを際確認する等
（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td rowspan="3">●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
<tr><td>すべりが収まったと評価されるまで</td><td rowspan="2">●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
<tr><td>大規模地震発生まで</td><td>●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
</table>

※１　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※２　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※３　ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

※４　２週間とは、巨大地震警戒対応期間（１週間）＋巨大地震注意対応期間（１週間）

上表内の対応は標準を示したものであり、個々の状況に応じて変わるものである

24-3　警戒レベル等の概要

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル５	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※１ ※１可能な範囲で発令	氾濫発生情報	（大雨特別警報（浸水害））※３	（大雨特別警報（土砂災害））※３
警戒レベル４	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示（緊急）※２ ※２緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布（非常に危険）	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）※４
警戒レベル３	高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）
警戒レベル２	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布（注意）	・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒レベル１	災害への心構えを高める。	警報級の可能性			

※３ 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル５相当情報［洪水］や警戒レベル５相当情報［土砂災害］として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル５の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※４ 「極めて危険」については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注$_1$）市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注$_2$）本ガイドラインでは、土砂災害警戒判定メッシュ情報（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、都道府県が提供する土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

資料２５　広域緊急交通路

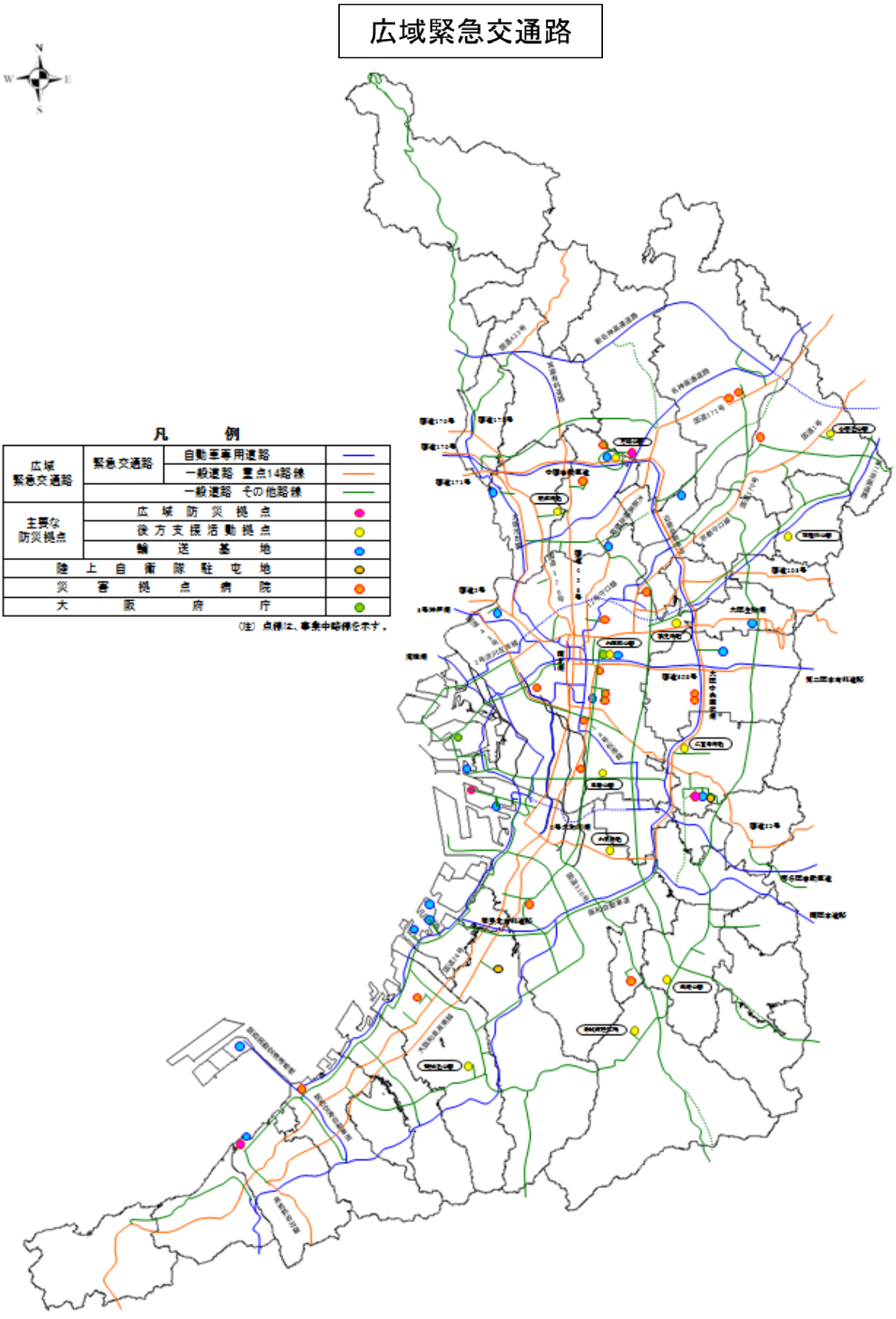

資料２６　市緊急交通路及び防災拠点

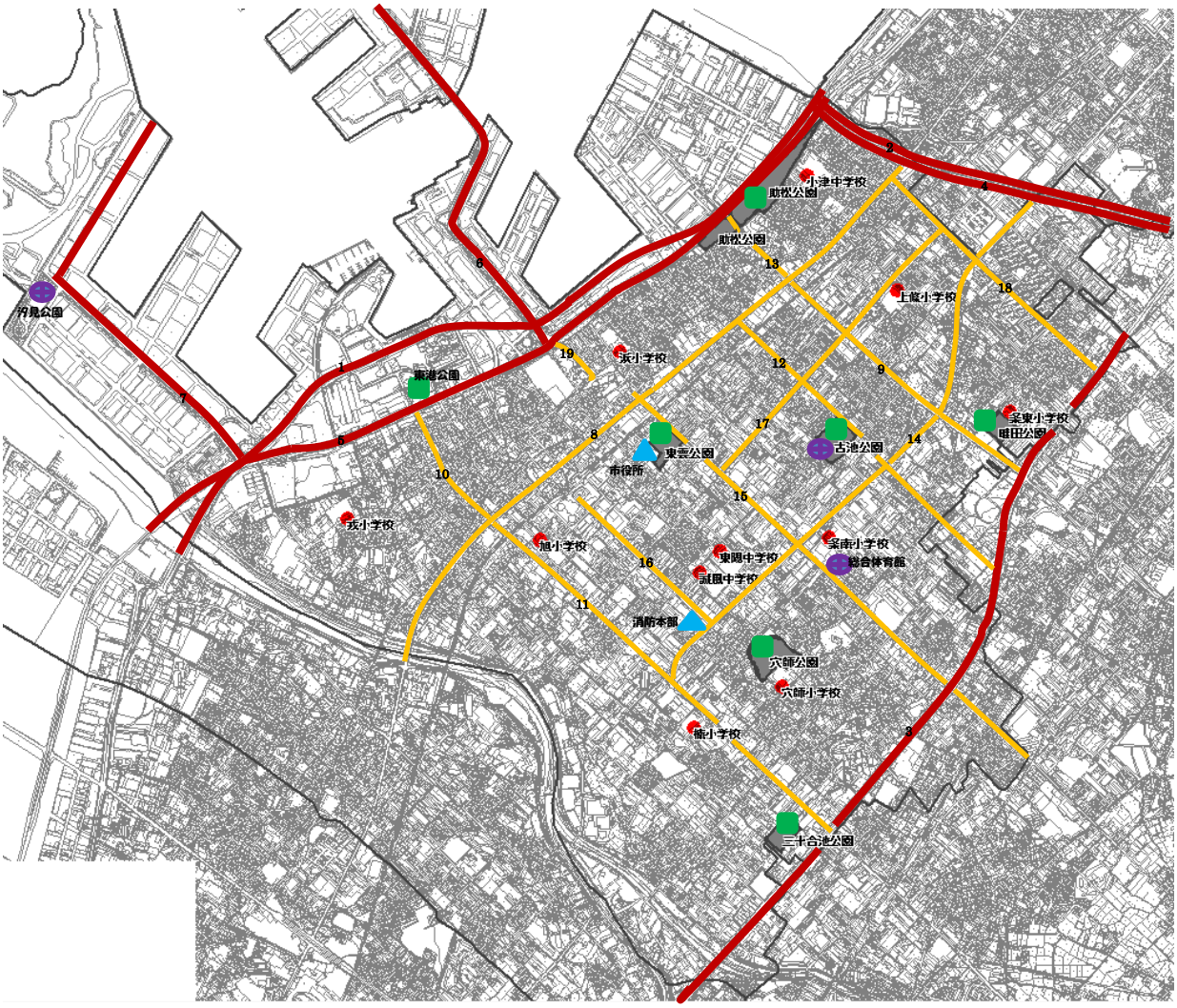

凡例

▬	広域緊急交通路
▬	地域緊急交通路
▲	防災拠点
■	一時避難場所（地域防災拠点）
●	一次避難所（地区防災拠点）
⬭	輸送拠点

広域緊急交通路

	管理者	路線名
1	阪神高速道路株式会社	阪神高速 4 号湾岸線
2	西日本高速道路株式会社	国道 26 号（堺泉北道路）
3	国	国道 26 号
4	府	（新）泉大津美原線
5	府	大阪臨海線
6	府	臨港道路（新港町、小津島町地内）
7	府	臨港道路（汐見町地内）

地域緊急交通路

	管理者	路線名
8	府	堺阪南線
9	府	富田林泉大津線
10	府	大津港線
11	府	（新）富田林泉大津線
12	府	泉大津美原線
13	市	松之浜曽根線
14	市	南海中央線
15	市	泉大津中央線
16	市	泉大津駅池浦線
17	市	助松式内線
18	市	助松千原線
19	市	小松町 4 号線

資料２７　避難路一覧表

避難路一覧表

【国道】

番号	路　線　名	延　長 (m)	備　考
1	国道 26 号	4,323.0	

【府道】

番号	路　線　名	延　長 (m)	備　考
2	堺阪南線	3,370.0	
3	富田林泉大津線	2,023.0	
4	大津港線	717.0	
5	(新)富田林泉大津線	1,830.0	
6	泉大津美原線	1,860.0	
7	大阪臨海線	3,720.0	
8	大阪府港湾道路	1,170.0	

【市道】

番号	路　線　名	路面幅員	延　長 (m)	区　間（起点）	備　考
		最大（m）		区　間（終点）	
		最小（m）			
9	松之浜曽根線	40.50	391.8	助松町三丁目 107 番地の 1 先	
		21.90		助松町三丁目 708 番地の 110 先	
10	南海中央線	51.40	2,878.9	高石市綾園五丁目 157 番地の 3 先	
		20.80		虫取 38 番地の 1 先	
11	泉大津中央線	22.10	2,513.0	春日町 60 番地先	
		11.67		豊中 28 番地の 136 先	
12	台場線	24.80	1,420.2	清水町 178 番地先	
		5.80		汐見町 98 番地の 3 先	

番号	路線名	路面幅員	延長 (m)	区間（起点）	備考
		最大（m）		区間（終点）	
		最小（m）			
13	臨海1号線	22.05	512.6	臨海町一丁目42番地先	
		21.90		臨海町一丁目18番地先	
14	臨海2号線	22.00	799.4	臨海町二丁目11番地先	
		16.00		臨海町一丁目28番地先	
15	臨海3号線	22.00	613.5	臨海町一丁目29番地先	
		16.00		臨海町一丁目38番地先	
16	臨海4号線	22.00	389.8	臨海町一丁目32番地先	
		22.00		臨海町一丁目31番地先	
17	泉大津駅池浦線	21.05	905.0	旭町236番地の5先	
		17.50		池浦町一丁目434番地の1先	
18	築港5号線	12.40	91.0	東港町154番地の2先	
		12.10		東港町157番地の9先	
19	築港4号線	34.20	164.5	東港町159番地の5先	
		11.10		なぎさ町5番地先	

※　国道・府道の延長は図上計測による

※　市道の路面幅員・延長・区間は認定路線台帳（平成30年度更新）による

資料２８　都市計画道路一覧表

都市計画道路一覧表

番号	路　線　名	事　業 実施者	幅員 (m)	延長 (m)	備　考
1	大阪湾岸線	－	20	3,780	整備済
2	大阪臨海線	－	36	3,720	整備済
3	松原泉大津線	－	37	500	整備済
4	国道 26 号	－	30	2,130	整備済
5	南海中央線	市	22	4,020	
6	大津港我孫子線	府	22	4,500	
7	松之浜曽根線	－	20	1,700	整備済
8	泉大津駅池浦線	－	18	830	整備済
9	堺阪南線	－	16	3,340	整備済
10	泉大津中央線	市	16	2,920	
11	松之浜駅前通り線	府	16	940	
12	泉大津駅前通り線	市	16	230	
13	助松式内線	市	12	2,810	
14	泉大津駅南通り線	－	12	360	整備済
15	板原曽根線	－	8	990	整備済
16	南海東 1 号線	市	6	280	整備済
17	南海東 2 号線	市	6	770	整備済
18	南海東 3 号線	市	6	690	整備済
19	南海西 1 号線	市	6	1,200	整備済
20	南海西 2 号線	市	6	700	整備済
21	泉大津駅東通り線	市	10	100	整備済
22	松之浜駅東通り線	市	10	80	整備済

資料２９　泉大津市保有車両一覧表

泉大津市保有車両一覧表

（令和元年 10 月 1 日現在）

部	所属	登録番号	車種	形状	種別・用途	無線	駐車場位置	備　考
総合政策部	地域経済課	和泉 400 て 9318	ニッサンＡＤバン	バン	小型・貨物			
総務部	資産活用課	和泉 301 せ 7805	トヨタエスティマ	箱型	普通・乗用		5	
		和泉 480 き 5244	ダイハツハイゼットカーゴ	バン	軽自・貨物			
		和泉 581 ち 9558	ニッサンディズ	箱型	軽自・乗用		18	広報設備・青色回転灯付
		和泉 480 こ 3392	マツダスクラム	バン	軽自・貨物			
		和泉 480 て 4274	ニッサンクリッパー	バン	軽自・貨物		2	
		和泉 301 に 5492	トヨタヴェルファイア	箱型	普通・乗用		3	
		和泉 400 て 6346	トヨタダイナ	キャブオーバ	小型・貨物			
		和泉 400 ち 231	トヨタプロボックス	バン	小型・貨物	有	12	
		和泉 480 あ 9932	ダイハツハイゼットカーゴ	バン	軽自・貨物		16	広報設備・青色回転灯付
		和泉 480 あ 9934	ダイハツハイゼットカーゴ	バン	軽自・貨物		28	広報設備・青色回転灯付
		和泉 480 う 8343	スズキエブリィ	バン	軽自・貨物		14	広報設備・青色回転灯付
		和泉 480 か 6693	ホンダアクティバン	バン	軽自・貨物		35	広報設備付
		和泉 480 か 6694	ホンダアクティバン	バン	軽自・貨物		13	
		和泉 480 か 6695	ホンダアクティバン	バン	軽自・貨物		30	
		和泉 480 く 9200	マツダスクラム	バン	軽自・貨物		17	広報設備付
		和泉 501 ら 248	ホンダフィット	箱型	小型・乗用		8	
		和泉 501 ら 250	ホンダフィット	箱型	小型・乗用		9	
		和泉 501 ほ 9253	日産ウイングロード	ステーションワゴン	小型・乗用		10	
		和泉 501 む 583	マツダベリーサ	ステーションワゴン	小型・乗用		7	
		和泉 501 む 584	マツダベリーサ	ステーションワゴン	小型・乗用	有	11	
		和泉 501 ら 8448	ホンダフリード	箱型	小型・乗用		6	
健康福祉部	福祉政策課	和泉 200 さ 1178	ハイエース	キャブオーバ	普通・乗用			
		和泉 200 さ 1380	ハイエース	キャブオーバ	普通・乗用			
		和泉 200 さ 1056	ハイエース	キャブオーバ	普通・乗用			
都市政策部	環境課	和泉 100 す 1929	日野 DUTRO	ダンプ	普通・貨物			
		和泉 400 す 4941	トヨタダイナ	キャブオーバ	小型・貨物	有		防疫車
		和泉 800 す 371	日野 DUTRO	塵芥車	普通・特種			
		和泉 480 て 3802	スズキキャリー	バン	軽自・貨物			
	都市づくり政策課	和泉 480 せ 2233	スズキ	キャブオーバ	軽自・貨物			
		和泉 100 す 3610	いすゞ	ダンプ	普通・貨物			
		和泉 480 さ 5894	スズキ	キャブオーバ	軽自・貨物		15	
	土木課	和泉 800 す 7114	いすゞエルフ	キャブオーバ	普通・貨物	有		ジェット
		和泉 400 ち 4698	トヨタハイエース	バン	小型・貨物	有	19	広報設備付
		和泉 480 あ 9933	ダイハツハイゼットカーゴ	バン	軽自・貨物	有		広報設備・青色回転灯付
		和泉 800 す 8874	トヨタダイナ	道路作業車	普通・特種	有		パトロール
		和泉 800 す 1716	日産エクストレイル	公共応急作業車	普通・特種	有	29	泉州水防
		和泉 800 す 3209	いすゞエルフ	道路作業車	普通・特種	有		ダンプ
	水道課	和泉 51 た 2129	ホンダライフ	箱型	軽自・乗用			
		和泉 480 た 4909	ニッサンクリッパー	ワンボックス	軽自・貨物		33	広報設備付
		和泉 480 た 4910	ニッサンクリッパー	ワンボックス	軽自・貨物			広報設備付

部	所属	登録番号	車種	形状	種別・用途	無線	駐車場位置	備　考
		和泉 480 て 3557	ダイハツハイゼットカーゴ	ワンボックス	軽自・貨物		34	広報設備付
		和泉 43 け 2155	ダイハツ	デッキバン	軽自・乗用			くらしの水センター
		和泉 400 た 2339	いすゞ	キャブオーバ	小型・貨物			くらしの水センター
	下水道課	和泉 400 た 5208	トヨタプロボックス	バン	小型・貨物	有	27	広報設備付
		和泉 400 つ 4062	ダイハツハイゼットカーゴ	バン	軽自・貨物	有		リース
		和泉 480 つ 4708	スズキエブリィ	バン	軽自・貨物			
教育委員会	生涯学習課	和泉 400 さ 7367	トヨタ	バン	小型・貨物			北公民館
		和泉 480 て 3638	ニッサン	バン	軽自・貨物			南公民館
		和泉 581 あ 5959	スズキワゴンR	バン	軽自・乗用			リース・図書館
		和泉 480 う 8993	ダイハツ	バン	軽自・貨物			池上曽根弥生学習館
	スポーツ青少年課	和泉 420 あ 7533	ホンダ	バン	軽自・貨物			総合体育館
消防本部		和泉 301 た 1574	トヨタプリウス	箱型	普通・乗用			公用車
		和泉 830 さ 1006	日野	消防車	普通・特種			15m はしご付き消防ポンプ自動車
		和泉 830 ぬ 1010	日野	消防車	普通・特種			消防ポンプ自動車（予備）
		和泉 831 さ 1001	日野	消防車	普通・特種			水槽付消防ポンプ自動車（キャフス装置付）
		和泉 830 せ 1003	日野	消防車	普通・特種			救助工作車
		和泉 880 あ 1210	日産	消防車	軽自・特種			査察車
		和泉 830 す 1002	日野	消防車	普通・特種			化学消防ポンプ自動車（キャフスフォームプロ装置付き）
		和泉 800 す 5793	トヨタ	消防車	普通・特種			消防資材搬送車
		和泉 830 さ 991	トヨタ	救急車	普通・特種			高規格救急車（予備）
		和泉 830 さ 992	トヨタ	救急車	普通・特種			高規格救急車
		和泉 800 さ 5248	トヨタ	消防車	普通・特種			水槽付消防ポンプ自動車
		和泉 830　3993	トヨタ	救急車	普通・特種			高規格救急車
		和泉 810 な 1	トヨタ	消防車	普通・特種			可搬式小型動力ポンプ積載車（消防団）
		和泉 830 そ 911	日野	消防車	普通・特種			化学消防ポンプ自動車
		和泉 830 た 1013	日産	消防車	普通・特種	有		指揮車
		和泉 800 す 1142	トヨタ	消防車	小型・特種			広報車
		和泉 831 も 119	日野	消防車	普通・特種			消防ポンプ自動車

◎区分別集計

区　分	台　数	備　考	区　分	台　数	備　考
軽貨物	24		普通特種	18	
小型貨物	8		軽乗用	2	
普通貨物	3		小型乗用	6	
軽自特種	1		普通乗用	6	
小型特種	1		合　計	69	

資料３０　災害時用臨時ヘリポート

（1）ヘリポート表

No.1

<table>
<tr><td colspan="2">ヘリポート名</td><td colspan="4">泉北７区汐見公園多目的広場</td></tr>
<tr><td rowspan="3">所在地</td><td colspan="2">地名・地番</td><td colspan="4">泉大津市汐見町</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所有者又は
管理者</td><td>住所</td><td colspan="4">泉大津市東雲町 9-12</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="4">泉大津市教育委員会事務局
教育部スポーツ青少年課</td></tr>
<tr><td rowspan="3">土地の状況</td><td colspan="2">長さ×幅＝面積</td><td colspan="4">112m×75m＝8,400 ㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">勾配</td><td>縦断勾配</td><td>0 度</td><td>横断勾配</td><td>0 度</td></tr>
<tr><td colspan="2">表面</td><td colspan="4">土</td></tr>
<tr><td colspan="2">付近障害物の状況</td><td colspan="4">全面…周囲ネットフェンスあり（約ｈ＝8m）</td></tr>
<tr><td colspan="2">発着可能機数</td><td colspan="4">（中型）１機　（小型）２機</td></tr>
</table>

（2）ヘリポート位置図

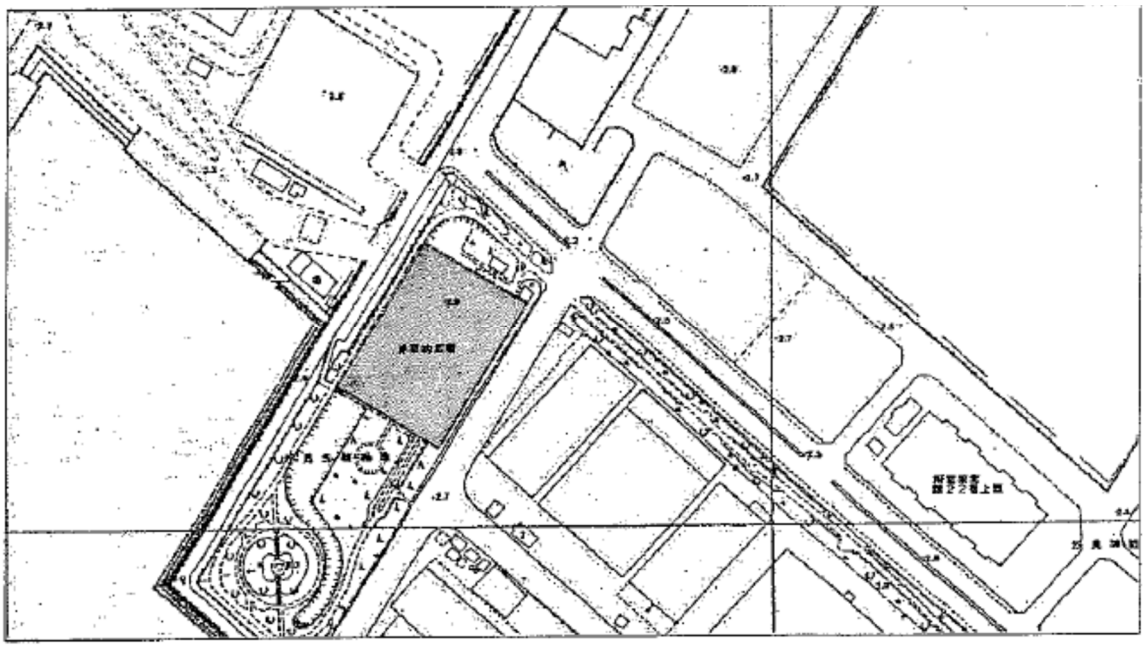

(1) ヘリポート表

No.2

ヘリポート名			古池公園			
所在地	地名・地番		泉大津市曽根町三丁目 312-1			
	所有者又は管理者	住所	泉大津市東雲町 9-12			
		氏名	泉大津市都市政策部都市づくり政策課			
土地の状況	長さ×幅＝面積		125m×130m＝16,250 ㎡			
	勾配		縦断勾配	0 度	横断勾配	0 度
	表面		土			
付近障害物の状況			グラウンド周辺にフェンスあり 北西…バックネット（約 8m）			
発着可能機数			（大型）1 機　（中型）2 機　（小型）4 機			

(2) ヘリポート位置図

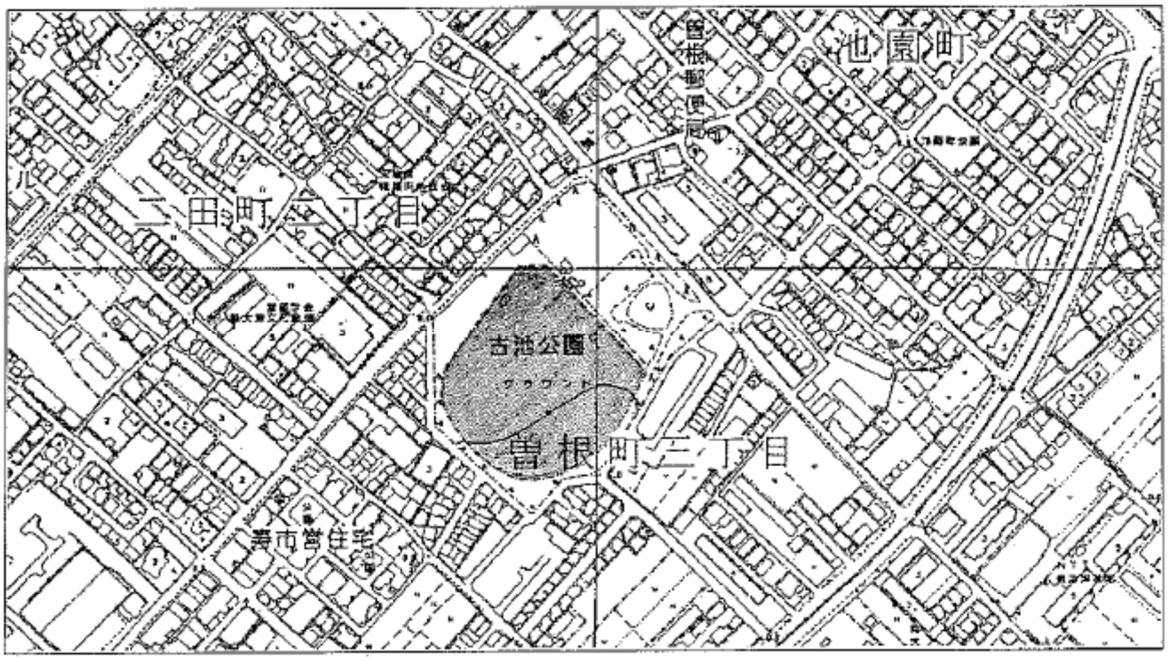

緊 急 通 行 車 両 事 前 届 出 書 及 び 事 前 届 出 済 証

別記様式第1号　（表）

（　　）第　　号

緊急通行車両事前届出書

年　月　日

大阪府公安委員会　殿

申請者住所
（電　話）
氏　名　　印

行政機関等の名称等	1　指定行政機関 3　地方公共団体（執行機関を含む。） 5　指定地方公共機関		2　指定地方行政機関 4　指定公共機関	
	名　称（　　）			
業　務　の　内　容	1　警報の発令等 4　児童等の教育 7　社会秩序の維持 10　その他（　　）	2　消防等の応急措置 5　施設等の応急復旧 8　緊急輸送の確保	3　救難救助等 6　保健衛生 9　災害の防御等	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
大阪府以外での災害応急対策に関する活動計画の策定の有無及びその活動地域	有	滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県		無
		その他の都道府県（　　）		
車両の使用者	住　所	（　）　局　　番		
	氏　名			
番号標に表示されている番号				
出　発　地				

注：この届出書を2通作成し、申請に係る車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署（指定行政機関等の保有する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の上申書の写し1通を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署）に提出すること。

（裏）

（　　）第　　号

年　月　日

緊急通行車両事前届出済証

大阪府公安委員会　　印

注意事項

1　災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。
2　特別な事情により事前届出を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。
3　届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。
4　事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。
（1）緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
（2）当該車両が廃車となったとき。
（3）その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

別記様式第3号

緊急通行車両確認申請書

年　月　日

大阪府公安委員会　殿

申請者住所
（電話番号）
氏　名　　印

行政機関等の名称等	1 指定行政機関	2 指定地方行政機関	
	3 地方公共団体（執行機関を含む。）	4 指定公共機関	
	5 指定地方公共機関	6 その他（　　）	
	名 称（　　）		
業務の内容	1 警報の発令等	2 消防等の応急措置	3 救難救助等
	4 児童等の教育	5 施設等の応急復旧	6 保健衛生
	7 社会秩序の維持	8 緊急輸送の確保	9 災害の防御等
	10 その他（　　）		
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
車両の使用者 住所	電話番号（　　）		
車両の使用者 氏名			
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

災害対策基本法施行規則別記様式第４号

第　　号

年　月　日

緊急通行車両確認証明書

印
大阪府公安委員会

番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
車両の使用者	住所	電話番号（　　）	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備　考　用紙は、日本工業規格A5とする。

標　章

別記様式第３（第６条関係）（平７総府令 39・全改、平８総府令１・旧様式第２繰下）

備考　１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月および日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料３２　医療機関一覧表

医院、診療所、病院

（令和元年 10 月 1 日現在）

機　関　名	氏　名	診療科目	所　在　地	電　話
あずま医院	東　　一夫	内	池園町 14-18	32-0897
あずま耳鼻咽喉科	東　　博二	耳	池園町 14-15	32-4000
油谷クリニック	油谷令尹子	内、胃、循、児	豊中町 2-5-10	32-5111
伊賀クリニック	伊賀　正英	心、神、精	田中町 4-5	23-5055
いずみ脳神経内科	和手　麗香	脳神、リハ	池浦町 4-9-48	23-8885
伊藤医院	伊藤　　努	内、消、糖内	池浦町 4-2-25	22-0230
井庭医院	井庭　　健	内、児	田中町 2-24	21-0443
いのうえ消化器内科クリニック	井上　拓也	消、内視、内	松之浜町 2-4-15	90-5457
眼科いまいクリニック	今居　寅男	眼	池浦町 1-3-21	33-7722
うえにし乳腺消化器クリニック	上西　幹洋	乳、甲、肛、消、内視	二田町 1-13-13	33-0724
うちだこどもクリニック	内田　　宏	児、ア	旭町 22-64	20-6360
戎野内科医院	戎野　昌二	内、循	東助松町 1-7-3	32-5511
おおぞの眼科	大薗　澄江	眼	東豊中町 1-5-55 サンストア府中	47-0477
小川医院	小川　博正	内、消	東豊中町 1-5-55	45-3463
沖本クリニック	沖本　俊明	外、内、整、リハ	旭町 23-38	31-3380
おづ眼科クリニック	金子　吉彦	眼、形	旭町 17-1 エキフロントビル１階	92-8882
梶野耳鼻咽喉科医院	梶野　朋子	耳鼻咽	旭町 18-3 アルザ泉大津	21-0882
片岡泌尿器科クリニック	片岡喜代徳	泌	寿町 3-34 ジョイフル 102 号	20-5123
上條診療所	武本　優次	内、児	森町 2-3-8	32-1271
かわい病院	河合長兵衛	整、児、リハ、内、外、放、麻、リ	豊中町 2-6-5	21-6222

機　関　名	氏　名	診療科目	所　在　地	電　話
かやのき内科医院	栢木　善朗	内、消、児	上之町 6-23	22-0378
川口クリニック	川口　　真	内、児、ア	なぎさ町 6-1-503 きららセンタービル５Ｆ	32-0050
川﨑眼科	川﨑　善和	眼	清水町 1-50	32-0272
川島クリニック	川島　　聡	整、リ、リハ、婦	池浦町 4-5-41	23-5600
川知内科クリニック	川知　雅典	内	池浦町 4-5-10	20-6800
川端医院	川端　　徹	内、神内	戎町 5-9	32-2580
きむら耳鼻咽喉科クリニック	木村　忠司	耳、ア	東助松町 2-6-2-1	20-0181
けいこ皮ふ科クリニック	細原　圭子	皮	二田町 1-13-11	33-0220
塩田内科医院	塩田　正明	内	東豊中町 1-12-6	45-1391
柴谷内科	柴谷　孝夫	内	昭和町 1-1	32-2384
清水レディースクリニック	清水　　廣	産婦	東雲町 3-8	20-0170
下出眼科	木村　　綾	眼	東助松町 2-6-2	21-2556
杉本医院	杉本　貴昭	外、内	本町 4-17	32-3251
杉本クリニック	杉本憲志郎	外、内、消、児	助松町 1-2-15	20-1585
助松団地診療所	吉本　佳子	内、児	助松団地 3-11	32-5776
高橋内科歯科クリニック	高橋　典章	内、リハ、歯	寿町 9-30	23-3432
竹原医院	竹原　繁芳	内、リハ	下条町 18-17	22-2255
楯整形外科	楯　憲一郎	整、リハ	田中町 3-17	33-8625
田中耳鼻咽喉科	田中　悦子	耳	松之浜町 2-7-28	21-6831
田中内科クリニック	田中　一雄	内、消、神、リハ	松之浜町 2-7-28	33-2671
寺本医院	寺本　和弘	内、呼	旭町 12-12	32-1848
中医院	中　　透	内、児、循	田中町 9-16	32-1578

機　関　名	氏　名	診療科目	所　在　地	電　話
中瀬クリニック	中瀬　吉美	内、外、消、肛	楠町東 1-1	21-2501
中谷クリニック	中谷　忠勝	耳鼻咽	二田町 2-3-23	23-3311
永野医院	永野　隆浩	内、児、婦	上之町 7-34	32-1075
長野クリニック	長野　正広	循、内、児	二田町 1-12-8	32-3234
長本医院	長本　一成	内、児	東助松町 1-12-9	32-1280
西本医院	西本　直光	泌、内	田中町 4-24	23-0070
原病院	田川　善啓	内、外、整、肛、リハ	東助松町 1-7-1	21-6616
ふじいクリニック	藤井　　真	内、整、リハ、皮、	池園町 14-3	20-0224
前田整形外科	前田　邦雄	整、リ、リハ	二田町 1-1-28	33-1311
三浦クリニック	三浦　浩介	内、神内、リハ	松之浜町 2-2-8	21-6081
三瀬医院	三瀬　　徹	泌、内、腎、漢方内科	東豊中町 3-18-1	44-3104
宮崎耳鼻咽喉科	宮崎　和浩	耳、ア	池浦町 2-6-26	20-0888
村上クリニック	村上　信伍	外、内、胃、呼、リハ	旭町 18-3 アルザ泉大津	31-2202
持田皮フ科	持田　和伸	皮	旭町 18-3 アルザ泉大津	31-2830
森内脳神経クリニック	森内　秀祐	脳神、神内	池浦町 1-9-1	90-7777
東雲八木診療所	八木　高秀	内、循	東雲町 2-13	32-7776
山路皮膚科医院	山路　雅己	皮	東助松町 1-12-7	32-0619
やまだクリニック	山田　　忍	内、外、消、肛	曽根町 3-9-33	33-8882
吉川病院	吉川　秀明	外、内、整	春日町 2-10	32-3666
よしだ乳腺ホームクリニック	吉田　秀行	乳、内、外	我孫子 113-11	32-5776

歯科医院

（令和元年 10 月 1 日現在）

機　関　名	所　在　地	電　話	備　考
岩月歯科医院泉大津診療所	旭町 7-27	31-2212	
タケヤマ歯科	旭町 16-4 ブランミュールＩＭＡＩ　２Ｆ	33-8049	
中南歯科医院	旭町 23-44	20-1234	
中村歯科医院	旭町 21-27	21-8361	
中森歯科診療所	旭町 18-3 アルザ１Ｆ	23-1180	
濱田歯科医院	旭町 20-5	32-0913	
ヤマダ矯正歯科	旭町 18-3 アルザ２Ｆ	22-8558	
わたなべ歯科医院	旭町 1-24 旭ヒルズ１Ｆ	90-5454	
小滝歯科医院	我孫子 160-5	21-1160	
高橋歯科	我孫子 68 小柴ビル	22-3194	
としな歯科医院	池浦町 2-6-29	22-4182	
医療法人 和州会 和州会クリニック	池浦町 4-6-35	33-2000	
浜本歯科医院	池園町 5-24	32-5556	
青木歯科医院	戎町 3-21	32-3259	
木下デンティスト木下歯科医院	北豊中町 2-14-21 ハイム北豊中１Ｆ	33-8711	
高橋こども歯科	寿町 9-30	21-9526	
高橋内科歯科クリニック	寿町 9-30	23-3432	
じんや歯科クリニック	東雲町 14-47	22-3222	
杉岡歯科医院	条南町 9-21	22-6471	
あかさき歯科医院	神明町 3-22	21-1909	
下出歯科	末広町 1-8-10	33-8118	
かじ歯科医院	助松町 1-1-23-202 清音ビル２Ｆ	31-0888	
中田歯科医院	曽根町 3-1-7	22-0661	
おくくぼ歯科	田中町 10-1 千百松ビル２Ｆ	58-6482	
柿本歯科	田中町 1-6	21-8148	
クロダ歯科クリニック	田中町 8-21	32-7585	
みやざき歯科	豊中町 1-4-7	23-0501	
八木歯科クリニック	豊中町 1-8-8	23-0252	
磯田歯科医院	東助松町 2-9-3	21-1041	

機　関　名	所　在　地	電　話	備　考
貫野歯科医院	東助松町 1-2-10	21-0651	
ほりぐち歯科医院	東助松町 4-2-33	31-1010	
まごころ歯科	東助松町 2-10-8	31-8556	
小西デンタルクリニック	東豊中町 1-8-7	43-8055	
西村歯科	東豊中町 1-5-55 サンストア府中２Ｆ	44-7788	
村田歯科	二田町 3-3-10	21-2151	
あさくま歯科医院	二田町 1-13-2 あすと松之浜２Ｆ	32-5350	
木下歯科医院	本町 1-6	21-7733	
多田歯科医院	松之浜町 2-7-28	31-4730	
むらかみ歯科	松之浜町 1-1-15-1	23-7888	
杉山歯科	虫取町 1-5-1-106	23-0034	
片山歯科医院	森町 1-13-13	23-1182	
坂下歯科	森町 1-4-32	31-2500	
黒田歯科医院	若宮町 6-3	32-3752	
洪歯科医院	若宮町 1-12 ジョリエビル２Ｆ	33-4182	

（泉大津市歯科医師会ホームページより）

資料３３　医療救護班編成表

33-1　医療救護班編成表（医師会）

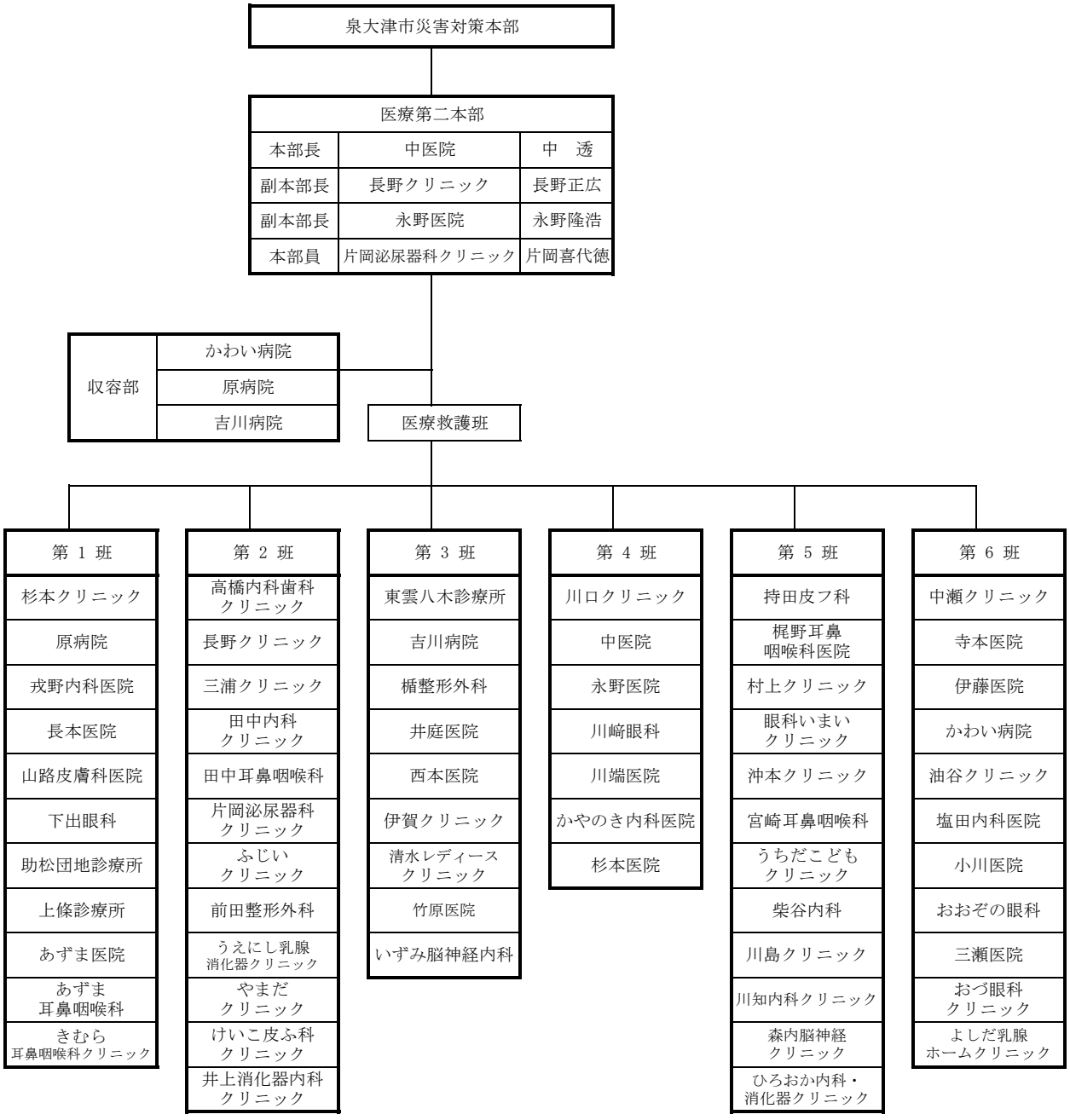

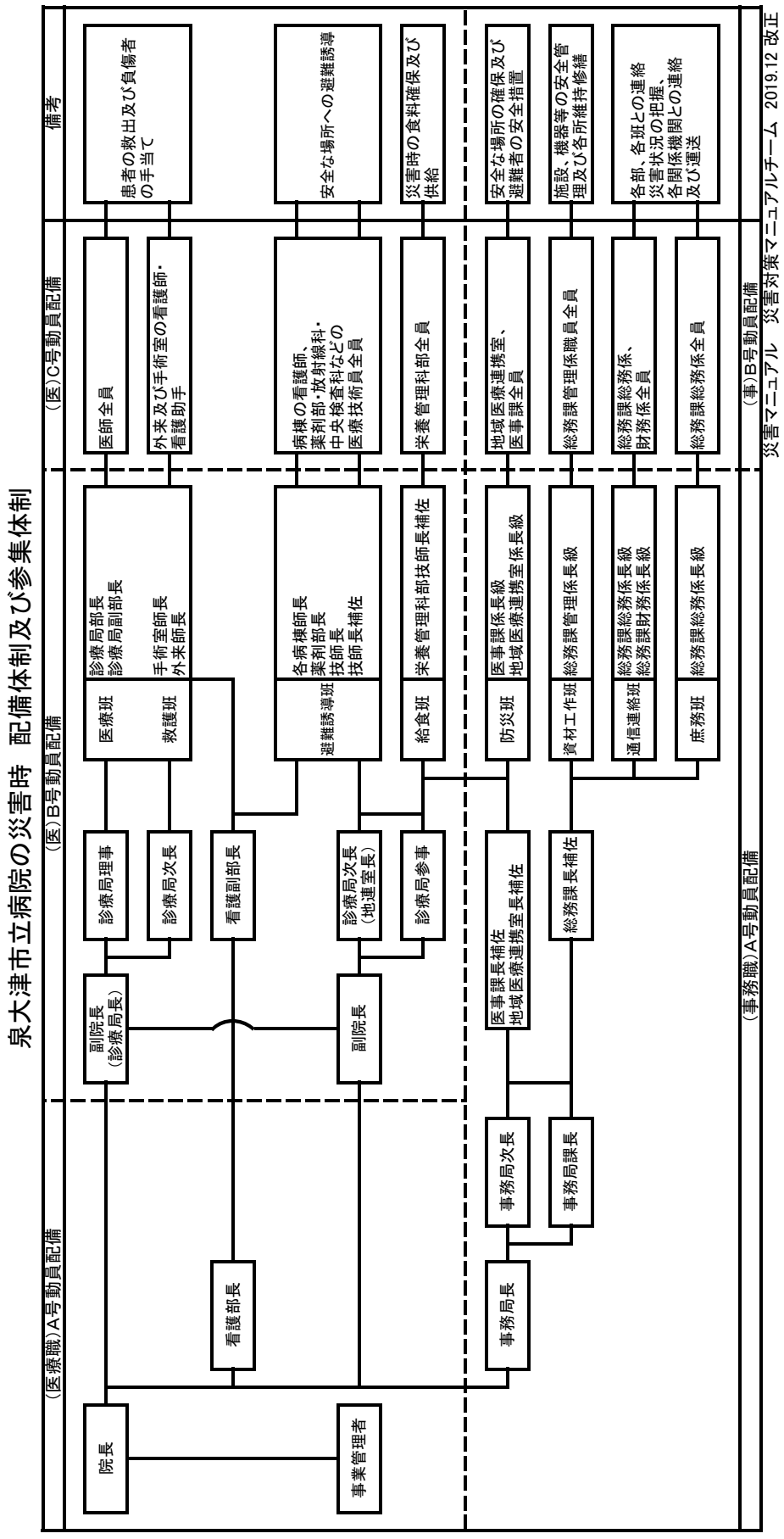
泉大津市立病院の災害時　配備体制及び参集体制
（医療職）A号動員配備
（医）B号動員配備
（医）C号動員配備
（事務職）A号動員配備
（事）B号動員配備
備考
院長
事業管理者
副院長（診療局長）
副院長
看護部長
事務局長
事務局次長
事務局課長
診療局理事
診療局次長
看護副部長
診療局次長（地連室長）
診療局参事
医事課長補佐 地域医療連携室長補佐
総務課長補佐
診療局部長 診療局副部長
手術室師長 外来師長
各病棟師長 薬剤部長 技師長 技師長補佐
栄養管理科部長補佐
医事課係長級 地域医療連携室係長級
総務課管理係長級
総務課総務係長級 総務課財務係長級
総務課総務係長級
医療班
救護班
避難誘導班
給食班
防災班
資材工作班
通信連絡班
庶務班
医師全員
外来及び手術室の看護師・看護助手
病棟の看護師、薬剤部・放射線科・中央検査科などの医療技術員全員
栄養管理科部全員
地域医療連携室、医事課全員
総務課管理係職員全員
総務課総務係、財務係全員
総務課総務係全員
患者の救出及び負傷者の手当て
安全な場所への避難誘導
災害時の食料確保及び供給
安全な場所の確保及び避難者の安全措置
施設、機器等の安全管理及び各所維持修繕
各部、各班との連絡 災害状況の把握、各関係機関との連絡及び運送
災害マニュアル　災害対策マニュアルチーム　2019.12 改正

資料３４　無線施設

34-1　泉大津市防災行政無線(同報系)

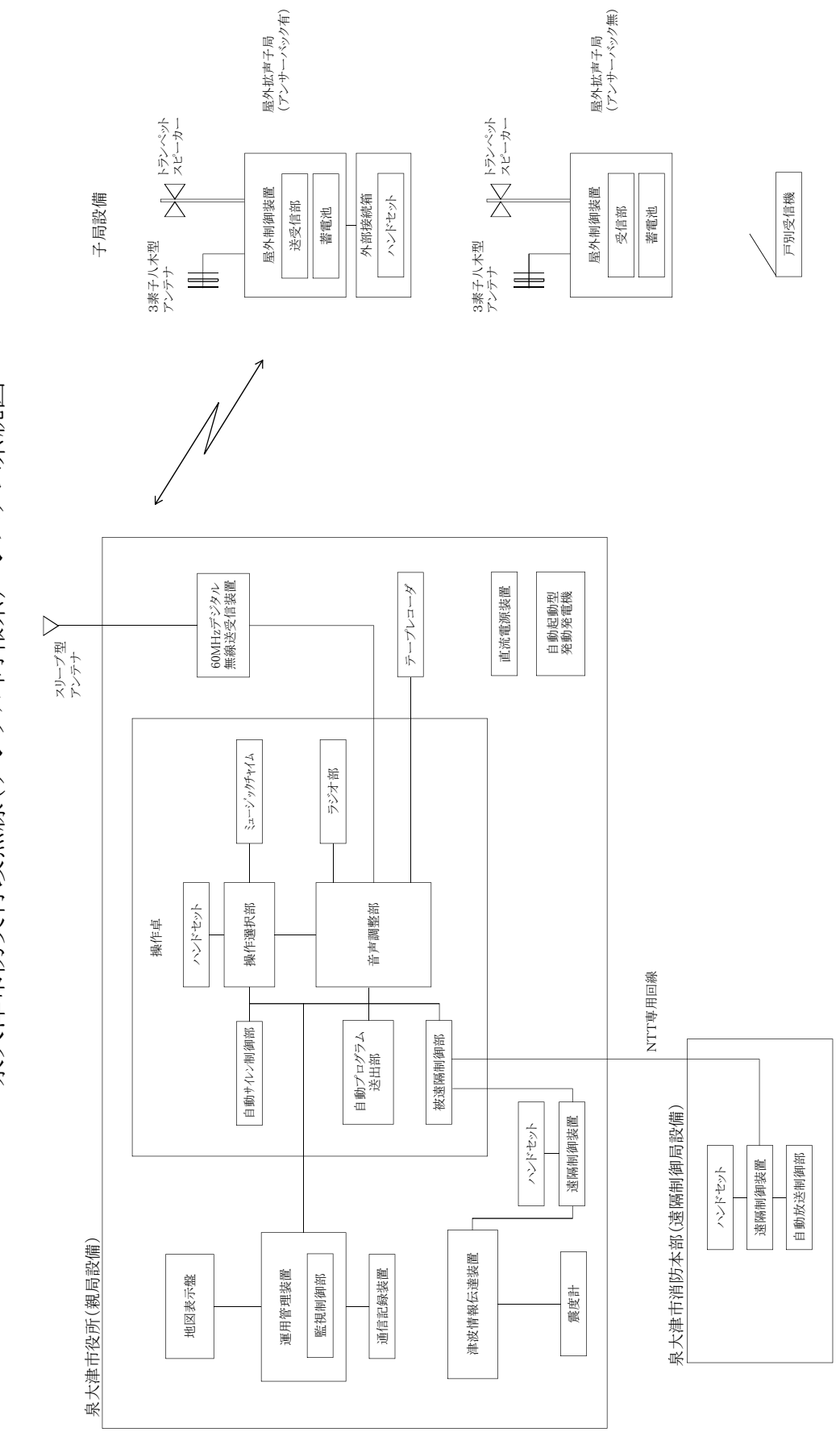

泉大津市防災行政無線（同報系）設置場所

泉大津市設置分			
1	泉大津市役所	28	板原 4 号公園
2	小津中学校	29	板原 1 号公園
3	浜小学校	30	三十合池公園
4	教育支援センター	31	板原ちびっこ老人憩いの広場
5	戎小学校	32	穴師公園
6	助松プール	33	豊中南児童遊園
7	浜児童遊園	34	豊中加茂児童公園
8	耐震貯水槽用地	35	池浦 1 号公園
9	東港公園	36	市営住宅二田
10	えびす認定こども園	37	泉大津高校
11	清水町児童公園	38	曽根町 1 号公園
12	河原町児童公園第 3	39	池園町公園
13	松之浜長寿園	40	条南 1 号公園
14	楠小学校	41	条東保育所
15	旭小学校	42	助松団地公園
16	誠風中学校	43	小津島町
17	穴師小学校	44	臨海町一丁目
18	要保育所	45	臨海町二丁目
19	市立病院	46	虫取地内溜池
20	条南幼稚園		
21	条南小学校		
22	上條小学校		
23	条東小学校		
24	昭和町 1 号公園		
25	さつき団地		
26	板原 7 号公園		
27	板原公園		

大阪府港湾局設置分			
1	助松埠頭 5 号岸壁付近		
2	助松埠頭 3 号岸壁付近		
3	助松埠頭 2 号岸壁付近		
4	小松埠頭 2 号岸壁付近		
5	小松埠頭 6 号物揚場付近		
6	小松埠頭 1 号岸壁付近		
7	きららタウン泉大津付近		
8	汐見埠頭 6 号岸壁付近		
9	八軒川排水機場付近		
10	小松埠頭 1 号物揚場付近		
11	松の浜埠頭 2 号岸壁付近		
12	汐見埠頭 5 号岸壁付近		
13	汐見埠頭 5 号岸壁付近		
14	汐見公園内		
15	汐見埠頭 2 号岸壁付近		
16	汐見福祉センター付近		
17	大津川河口付近		
18	汐見配水場付近		
19	大津川右岸大津川大橋下流		
20	大津川右岸楯並橋下流		
21	大津川右岸楯並橋付近		

34-2　泉大津市防災行政無線（移動系）

周波数帯　400MHｚ帯

区分		呼出名称		設置場所
基地局	統制局	ぼうさいいずみおおつ		危機管理課
	子制御局 1			子育て応援課
	子制御局 2			土木課
移動局	車載型		1	土木課
	〃		2	土木課（分室）
	〃		3	土木課（分室）
	〃		4	土木課（分室）
	〃		5	土木課
	携帯型		6	下水道課（汐見ポンプ場）
	〃		7	下水道課（堅川ポンプ場）
	〃		8	下水道課
	〃		9	危機管理課
	〃		10	消防本部
	〃		11	危機管理課
	〃		12	危機管理課
	車載型		13	下水道課（汐見ポンプ場）
	〃		22	環境課（分室）
	携帯型		23	子育て応援課
	車載型		24	土木課
	〃		30	資産活用課
	〃		31	下水道課
	携帯型		32	水道課（中央配水場）
	車載型	ぼうさいいずみおおつ	40	資産活用課
	〃		50	消防本部
	〃		51	消防署
	携帯型		60	危機管理課
	〃		61	土木課
	〃		62	危機管理課
	〃		63	危機管理課
	〃		64	下水道課（八軒川ポンプ場）
	〃		65	水道課
	車載型		70	資産活用課
	携帯型		201	戎小学校
	〃		202	旭小学校
	〃		203	穴師小学校
	〃		204	上條小学校
	〃		205	浜小学校
	〃		206	条東小学校
	〃		207	条南小学校
	〃		208	楠小学校
	〃		209	東陽中学校
	〃		210	誠風中学校
	〃		211	小津中学校

34-3　大阪府防災行政無線

〈系統図〉（多重系周波数帯）

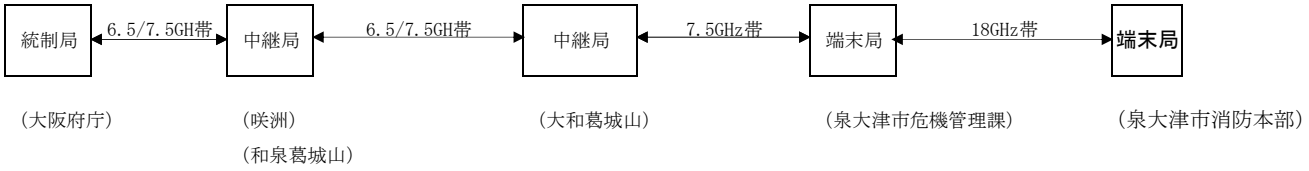

34-4　堺泉北地域防災相互無線（泉大津市所管分）

〈系統図〉

周波数帯　150MHz帯

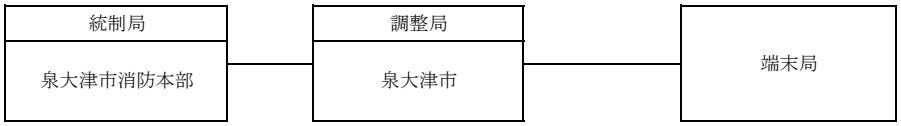

〈設置箇所〉

局区分	種別	局名（呼出名称）		設置場所
統制局		せんだいしょうほんぶ		消防本部
調整局		ぼうさいいずみおおつ		危機管理課
端末局	携帯型	ぼうさいせんぼく	4	大阪府和泉保健所
〃	〃	ぼうさいせんぼく	6	泉大津市立病院
〃	〃	ぼうさいせんぼく	13	泉大津警察署
〃	〃	ぼうさいせんぼく	16	関西電力㈱岸和田配電営業所
〃	〃	ぼうさいせんぼく	19	危機管理課
〃	〃	ぼうさいせんぼく	24	泉大津市医師会
〃	〃	ぼうさいせんぼく	30	南海電鉄㈱泉大津駅
〃	〃	ぼうさいいずみおおつ	101	危機管理課
〃	〃	ぼうさいいずみおおつ	102	消防本部
〃	〃	ぼうさいいずみおおつ	103	環境課
〃	車載型	ぼうさいいずみおおつ	104	資産活用課

資料３５　大阪府防災情報システムの概要

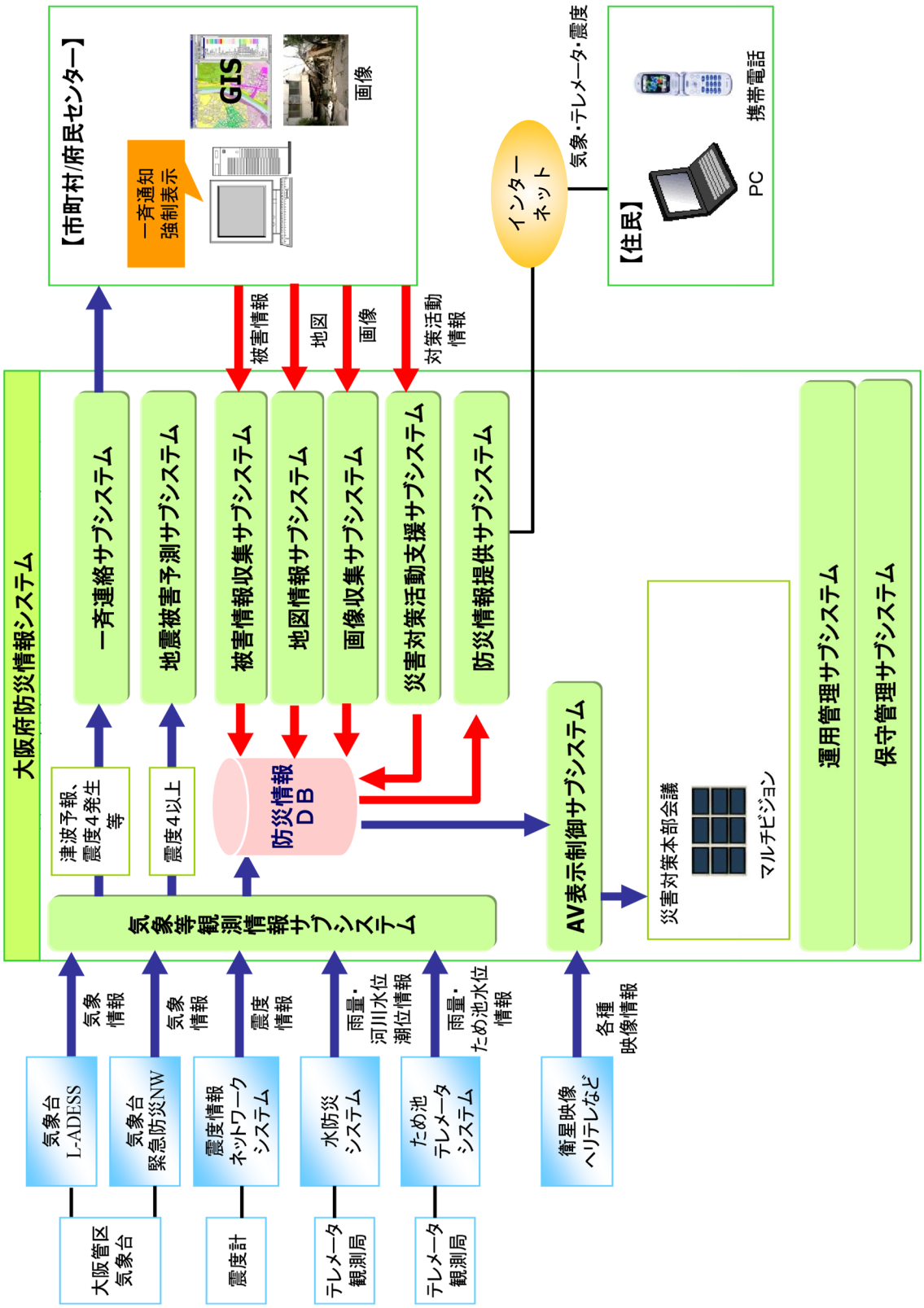

資料３６　防災備蓄一覧表

36-1　食料等保有及び配備一覧表

（令和元年10月1日現在）

品　名	現有数	備蓄倉庫												
		防災倉庫（教育支援センター）	防災倉庫（北豊中町倉庫）	消防本部	市役所	戎小学校	旭小学校	穴師小学校	上條小学校	浜小学校	条東小学校	条南小学校	楠小学校	誠風中学校
アルファ化米（5年保存）	46,500　食	18,900		5,000		14,100	8,500							
栄養補助食品	1,980　個				100	200	200	200	200	200	200	200	200	280
粉ミルク	31　缶	31												

36-2　日常生活用品等保有及び配備一覧表

（令和元年10月1日現在）

品　名	現有数	備蓄倉庫												
		防災倉庫（教育支援センター）	防災倉庫（北豊中町倉庫）	消防本部	市役所	戎小学校	旭小学校	穴師小学校	上條小学校	浜小学校	条東小学校	条南小学校	楠小学校	誠風中学校
ほ乳瓶	190　本	190												
発泡スチロール容器	2,000　個	2,000												
毛布	5,995　枚	1,875	2,740	300		120	120	120	120	120	120	120	120	120
ひざかけ毛布	123　枚	123												
夜着	122　着	122												
Tシャツ	3,000　着		3,000											
アルミブランケット	5,550　枚	1,950				400	400	400	400	400	400	400	400	400
小児用おむつ	4,648　枚	4,648												
大人用おむつ	776　枚	776												
生理用品	5,800　枚	5,800												
担架	14　台	3			1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
担架（チェアー型）	2　台	1				1								
簡易担架	47　台	47												
車椅子	2　台	1				1								
車椅子用スロープ	2　台	1				1								
救急箱	18　箱	6				3	1	1	1	1	1	1	1	2
簡易トイレ	186　台	156				3	3	3	3	3	3	3	3	6
マンホール型トイレ	11　台	7				4								
トイレ処理セット	2,100　個	300				200	200	200	200	200	200	200	200	200
トイレットペーパー	2,310　個	2,310												
防塵マスク	430　個				230	200								
水袋（10ℓ）	4,250　枚	4,250												
軍手	1,056　組	984			72									
ケブラー手袋	90　組	90												
長靴	34　足	15			19									
雨衣	72　着	51			21									
ポケット雨衣	358　着	230			128									
ヘルメット	314　個	48			156	20	10	10	10	10	10	10	10	20
バケツ	58　個	58												
簡易トイレ用テント	45　個	15				3	3	3	3	3	3	3	3	6
ポータブルラジオ	14　台				14									
避難所用仕切りパネルセット	65　セット	2	54			1	1	1	1	1	1	1	1	1
避難所用ロールマット	195　巻	32	105			3	33	3	3	3	3	3	3	4
避難所用たたみ	132　枚	24				12	12	12	12	12	12	12	12	12
納体袋	25　枚	25												
折りたたみ式リヤカー	21　台	3				2	2	2	2	2	2	2	2	2
赤外線暖房機	5　台	5												
カセットコンロ	20　台	2				2	2	2	2	2	2	2	2	2
移動かまど	2　台	2												
鋳物ガスコンロ ＴＳ－３３０Ｐ	2　台	2												
アルミ寸胴鍋（45Ｌ）	2　台	2												

36-3　防災資機材等保有及び配備一覧表

（令和元年10月1日現在）

品　名	現有数	備蓄倉庫										
		防災倉庫（教育支援センター）	市役所	戎小学校	旭小学校	穴師小学校	上條小学校	浜小学校	条東小学校	条南小学校	楠小学校	誠風中学校
水中ポンプ	1　台			1								
発電機	33　台	23		1	1	1	1	1	1	1	1	2
投光器	40　台	12		3	3	3	3	3	3	3	3	4
投光器用スタンド	40　台	12		3	3	3	3	3	3	3	3	4
コードリール	81　台	32	3	5	5	5	5	5	5	5	5	6
延長コード	33　本	3		3	3	3	3	3	3	3	3	6
ハンドマイク	27　台	9	8	1	1	1	1	1	1	1	1	2
サーチライト	23　個	1	12	10								
懐中電灯	63　個	40	23									
ランタン	12　個	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
バルーン投光器	2　基	2										
ジャッキ	35　本	19	6	1	1	1	1	1	1	1	1	2
ツルハシ	126　本	77	29	2	2	2	2	2	2	2	2	4
ハンマー	68　本	34	4	3	3	3	3	3	3	3	3	6
クリッパー	48　本	36	12									
ショベル	164　本	116	18	3	3	3	3	3	3	3	3	6
ガソリン缶	26　缶	16		1	1	1	1	1	1	1	1	2
のこぎり	114　本	91	3	2	2	2	2	2	2	2	2	4
バール	109　本	76	1	3	3	3	3	3	3	3	3	8
鎌（かま）	41　本	41										
斧（おの）	2　本	2										
鋤簾（じょれん）	34　本	34										
鍬（くわ）	4　本	4										
掛矢（かけや）	10　本	10										
ばち鍬（ばちすき）	11　本	11										
脚立	11　台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ロープ	108　巻	44	23	4	3	3	3	3	3	3	3	6
土のう袋	780　枚	780										
ブルーシート	1,020　枚	986		3	3	3	3	3	3	3	3	10
テント	5　張	5										
イージーアップテント（小）	7　張	7										
イージーアップテント（大）	7　張	7										

資料３７　市内薬局・薬店一覧表

市内薬局・薬店一覧表

（令和元年 10 月 1 日現在）

薬局・薬店名	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
アイセイ薬局いずみファミリー店	池園町 15-36	33-7072	33-7073
あい薬局	旭町 18-3	20-2115	202180
共創未来薬局泉大津店（あさひ）	下条町 12-12	20-5691	20-5092
アベリア薬局	旭町 17-1	31-1200	31-1201
いるか薬局松之浜店	松之浜町 2-4-8	22-7077	22-7078
ウエルシア薬局泉大津寿店	寿町 8-30	32-1022	32-1030
エコ薬局	戎町 5-10	58-7550	58-7550
泉大津　エミ薬局	旭町 22-55	22-8380	22-8381
エンジェル薬局	東助松町 2-6-4	20-0615	20-0616
おづ薬局	池浦町 4-5-8	20-5120	20-5125
オリーブ薬局	池浦町 4-5-1	20-3883	21-2526
上条薬局	二田町 2-14-13	33-2477	33-2477
キヌ川薬局	東豊中町 1-4-13	43-5553	44-4474
サエラ薬局	春日町 2-11	20-5560	22-5561
サンヨウ薬局	二田町 1-12-6-3	31-0351	31-0331
すみれ薬局	東助松町 1-12-7	23-3501	23-3501
つばさ薬局	二田町 1-13-12	33-1193	33-0932
データボックス薬局	東助松町 1-14-5	20-5223	20-5212
原田薬局	東助松町 2-6-6	33-1660	33-1660
バーム薬局	菅原町 2-28	23-1193	23-1193
阪神調剤薬局	田中町 3-18	20-0730	20-0731

薬局・薬店名	所　在　地	電　話	ＦＡＸ
ひまわり薬局	田中町 9-18	23-2202	23-2262
百薬堂薬局	東助松町 1-8-2	33-0012	33-0013
ふじ薬局アルザ通り店	池浦町 1-9-1	20-0977	20-0978
ふじ薬局上之町店	上之町 6-22	23-5566	23-6677
府中リブス薬局	東豊中町 1-5-55	46-3201	46-1621
フラワー薬局	池浦町 4-5-2	21-3987	21-3987
ペンギン薬局	森町 2-3-9	20-0023	20-0053
松ノ浜薬局	松之浜町 1-2-1	32-0723	32-0869
みのり薬局	豊中町 2-6-3	32-9011	32-9130
みらい薬局　泉大津店	田中町 5-26	23-2101	23-2102
ミルキー薬局	旭町 22-64	22-3233	22-3293
メイプル薬局	豊中町 2-8-8	21-9040	21-9050
メロディー薬局	池園町 14-14	22-7575	22-8020
りんご薬局	東助松町 1-6-3	33-6655	33-6622

（泉大津薬剤師会ホームページより）

資料３８　大阪広域水道震災対策相互応援協定書

38-1　大阪広域水道震災対策相互応援協定書

大阪広域水道震災対策相互応援協定書

（目的）
第１条　本協定は、大阪府域に地震が発生し水道施設に被害が生じた場合、大阪府地域防災計画に基づき、大阪府域の市町村（大阪市を除く。）の水道事業者、泉北水道企業団、大阪広域水道企業団（以下「各水道事業者」という。）及び大阪府が相互に協力して、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（相互応援体制）
第２条　各水道事業者及び大阪府は、震災時に迅速かつ適切な応急対策を実施するための相互応援体制として、大阪広域水道震災対策中央本部（以下「中央本部」という。）、大阪広域水道震災対策ブロック本部（以下「ブロック本部」という。）、大阪広域水道震災対策現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を組織し、相互に協力するものとする。
２　中央本部は、大阪府と連絡を取り合い、協議を行い、相互に協力するものとする。
３　第一項の相互応援体制は、別図１及び２のとおりとする。

（中央本部）
第３条　中央本部は、大阪広域水道企業団震災対策本部の構成員、大阪広域水道企業団運営協議会（以下「運営協議会」という。）議長、運営協議会各ブロックの代表者、大阪府健康医療部環境衛生課長、及び中央本部長が指名する者をもって構成する。
２　中央本部長には大阪広域水道企業団副企業長を、中央副本部長には運営協議会議長及び大阪広域水道企業団事業管理部長をもって充てる。
３　中央本部長は中央本部を統括し、中央副本部長はこれを補佐する。

（ブロック本部）
第４条　ブロック本部は、運営協議会各ブロックの委員（大阪広域水道企業団規約別表第２に掲げる市町村の委員は除く）、大阪広域水道企業団の水道事業所（以下「事業所」という。）の所長、次長及び各課長、水道センター所長並びにブロック本部長が指名する者をもって構成する。
２　ブロック本部長には運営協議会各ブロックの代表者を、ブロック副本部長には事業所長を、ブロック本部班長には事業所次長をもって充てる。
３　ブロック本部長はブロック本部を統括し、ブロック副本部長はこれを補佐する。

（現地連絡本部）
第５条　現地連絡本部は、大阪広域水道企業団及び市町村水道等の職員の中から現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。
２　現地連絡本部長は中央本部長が指名する。
３　現地連絡本部長は現地連絡本部を統括する。

（中央本部等の設置）
第６条　中央本部及びブロック本部は、大阪府域に震度５弱以上の地震が発生した場合は自動的に設置され、中央本部長又はブロック本部長がそれぞれ必要と認めた場合に参集するものとする。また、現地連絡本部は、中央本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。
２　前項の場合のほか、震度４以下の地震その他災害の発生又は他府県への応援派遣等に当たり、中央本部は大阪広域水道企業団企業長が、ブロック本部及び現地連絡本部は中央本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

３　中央本部は大阪広域水道企業団本庁舎に、ブロック本部は事業所に、現地連絡本部は適宜必要な箇所に設置するものとする。

（応援要請）

第７条　応援の要請は、中央本部に対し、応援を受ける水道事業者（以下「被応援事業者」という。）が口頭、電話、電信その他の情報通信手段により行うものとする。

２　前項の場合のほか、被災地が混乱している状況にあって、中央本部会議において応援が必要と判断した場合は、被応援事業者から応援要請があったものとみなす。

３　被応援事業者は、後日速やかに中央本部に文書を送付するものとする。

（費用負担）

第８条　応援に要した費用の負担については、当事者間においてそれぞれ別途協議するものとする。

（実施要領）

第９条　本協定に基づく具体的な震災対策相互応援等の実施については、別途実施要領の定めるところによる。

（情報交換）

第１０条　各水道事業者及び大阪府は、震災対策に留まらず、大規模な事故等想定されるすべての危機について相互に協力し、情報交換を行うものとする。

（その他）

第１１条　本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、各水道事業者及び大阪府で協議するものとする。

本協定の締結を証するため本書 36 通を作成し、記名押印の上、各１通を保有する。

平成 31 年４月１日

１）	大阪広域水道企業団企業長	竹山　修身
２）	豊中市上下水道事業管理者	吉田　久芳
３）	高槻市水道事業管理者	吉里　泰雄
４）	吹田市水道事業管理者	前田　聡
５）	茨木市水道事業管理者職務代理者水道部長	福岡　俊孝
６）	箕面市公営企業管理者	栢本　貴男
７）	池田市上下水道事業管理者	長尾　伊織
８）	摂津市長	森山　一正
９）	島本町上下水道事業　島本町長	山田　紘平
10）	能勢町水道事業　能勢町長	上森　一成
11）	東大阪市上下水道事業管理者	植田　洋一

12)	枚方市上下水道事業管理者	池水　秀行
13)	八尾市水道事業管理者	森　孝之
14)	寝屋川市上下水道事業管理者	池　利昭
15)	守口市水道事業管理者	南野　哲廣
16)	門真市上下水道事業管理者職務代理者門真市上下水道局長	大矢　宏幸
17)	大東市上下水道事業管理者	松本　剛
18)	交野市水道事業管理者	堀上　等史
19)	松原市上下水道事業　松原市長	澤井　宏文
20)	富田林市水道事業　富田林市長	多田　利喜
21)	河内長野市上下水道事業　河内長野市長	島田　智明
22)	羽曳野市水道事業　羽曳野市長	北川　嗣雄
23)	柏原市水道事業　柏原市長	冨宅　正浩
24)	藤井寺市水道事業管理者職務代理者水道局長	吉田　重孝

25)	大阪狭山市長	古川　照人
26)	河南町水道事業　河南町長	武田　勝玄
27)	堺市上下水道事業管理者	出耒　明彦
28)	岸和田市長	永野　耕平
29)	和泉市長	辻　宏康
30)	泉佐野市水道事業管理者	真瀬　三智広
31)	貝塚市長	藤原　龍男
32)	泉大津市水道事業　泉大津市長	南出　賢一
33)	高石市水道事業　高石市長	阪口　伸六
34)	熊取町水道事業　熊取町長	藤原　敏司
35)	泉北水道企業団企業長	辻　宏康
36)	大阪府　健康医療部長	藤井　睦子

「大阪広域水道震災対策中央本部」組織図

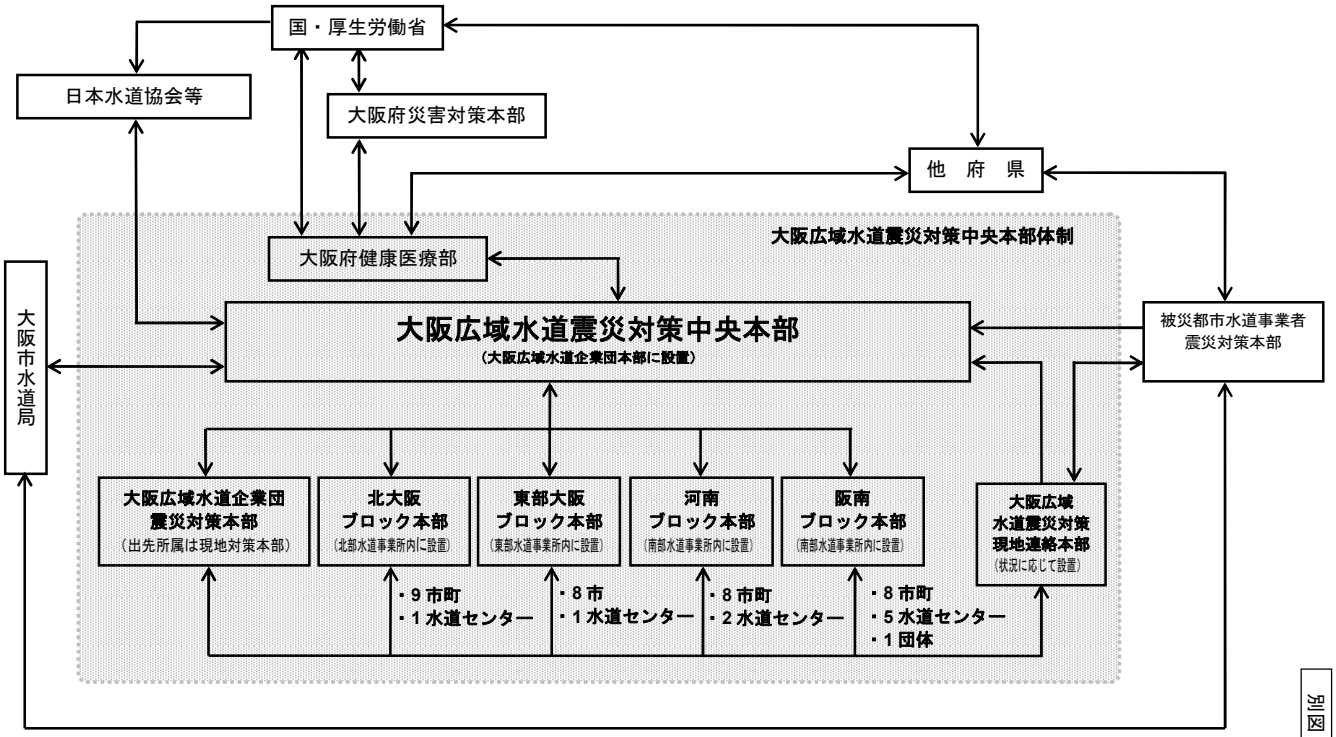

別図１

発災直後※の連絡体系フロー図

（※中央本部及びブロック本部への参集前）

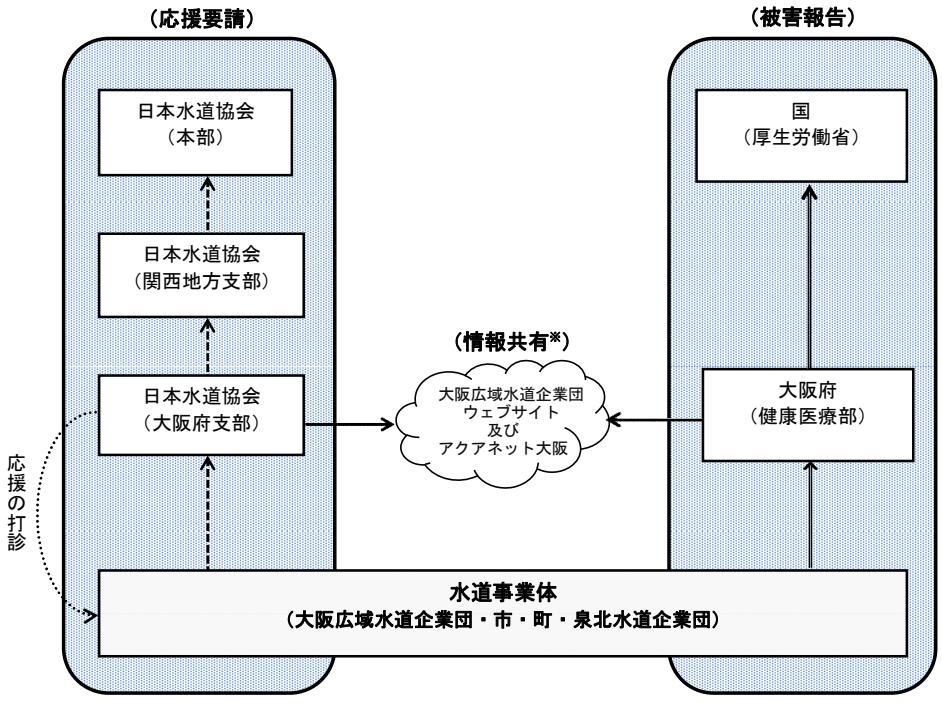

※日本水道協会及び大阪府から得た情報について、大阪広域水道企業団がウェブサイト及びアクアネット大阪へ掲載

別図２

資料３９　災害時応援協定等一覧表

（令和元年 10 月 1 日現在）

○行政機関

名称	締結先	締結年月日
避難場所の利用に関する協定	和泉市	平成 8 年 9 月 27 日
泉大津高等学校の避難場所に関する覚書	大阪府立泉大津高等学校	平成 9 年 11 月 1 日
信太高等学校の避難場所に関する覚書	大阪府立信太高等学校	平成 9 年 11 月 1 日
災害時における相互応援に関する協定書	愛知県知多市	平成 10 年 10 月 23 日
市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定	岐阜県可児市、愛知県刈谷市、滋賀県野洲市、京都府八幡市、兵庫県高砂市、奈良県大和郡山市、和歌山県橋本市、岡山県玉野市、高知県香南市、福岡県行橋市、福岡県苅田町、三重県亀山市、島根県益田市、宮崎県日向市、静岡県磐田市、佐賀県神埼市、山口県柳井市、山梨県甲府市、愛媛県四国中央市、茨城県那珂市、鹿児島県阿久根市	平成 21 年 1 月 13 日 ～平成 29 年 6 月 5 日
石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	室蘭市、釧路市、苫小牧市、伊達市、石狩市、北斗市、青森市、八戸市、秋田市、男鹿市、久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市、多賀城市、北茨城市、千葉市、市川市、船橋市、市原市、袖ヶ浦市、横浜市、横須賀市、新潟市、富山市、金沢市、半田市、碧南市、東海市、知多市、四日市市、堺市、松原市、高石市、海南市、有田市、倉敷市、玉野市、坂出市、松山市、大竹市、下関市、宇部市、周南市、防府市、岩国市、山陽小野田市、和木町、北九州市、中間市、唐津市、大分市、八代市、鹿児島市、うるま市	平成 23 年 7 月 12 日

名称	締結先	締結年月日
一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定	堺市、高石市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉南清掃事務組合	平成 25 年 3 月 22 日
し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定	高石市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合	平成 25 年 3 月 22 日
泉州地域災害時相互応援協定	堺市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	平成 25 年 9 月 10 日
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	平成 26 年 7 月 7 日
防災行政無線を活用した犯罪発生情報の提供に関する覚書	泉大津警察署	平成 28 年 10 月 7 日
災害発生時における福祉避難所としての施設利用に関する覚書	和泉市・大阪府和泉支援学校	平成 29 年 4 月 1 日
安全・安心なまちづくりに関する包括的な連携に関する協定書	忠岡町・泉大津警察署	令和元年 9 月 4 日

○民間企業等

名称	締結先	締結年月日
災害発生時における泉大津市と泉大津市内郵便局の協力に関する協定	泉大津市内郵便局	平成 11 年 9 月 1 日（平成 27 年 11 月 18 日）
災害時における救援物資提供に関する協定書	コカ・コーラウエスト株式会社	平成 18 年 1 月 17 日
災害時における応援に関する協定書	NPO 法人泉大津自主防災会	平成 18 年 11 月 2 日
災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定	イズミヤ株式会社	平成 19 年 2 月 27 日

名称	締結先	締結年月日
民間保育所の避難場所に関する覚書	社会福祉法人夢らんど二田	平成 19 年 8 月 21 日
民間保育所の避難場所に関する覚書	社会福祉法人豊中福祉会	平成 19 年 8 月 21 日
民間保育所の避難場所に関する覚書	社会福祉法人南海福祉事業会	平成 19 年 8 月 21 日
民間保育所の避難場所に関する覚書	社会福祉法人因明会	平成 19 年 8 月 21 日
民間保育所の避難場所に関する覚書	社会福祉法人女子慈教寮	平成 22 年 11 月 15 日
災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	一般社団法人大阪府 LP ガス協会和泉泉大津支部	平成 20 年 2 月 1 日
災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人百楽福祉会	平成 20 年 4 月 1 日（平成 26 年 7 月 29 日）
災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人サポートハウス	平成 20 年 4 月 1 日（平成 26 年 7 月 31 日）
災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人覚寿園	平成 20 年 4 月 1 日（平成 26 年 8 月 1 日）
災害時の応急対策業務に関する協定書	大阪府タグ事業協同組合	平成 21 年 3 月 30 日
災害時における応援及び防災活動への協力に関する協定書	セコム株式会社	平成 21 年 5 月 20 日
災害時等における協力に関する協定	株式会社シャルコーポレーション（シティホール泉大津）	平成 22 年 7 月 14 日
災害時等における協力に関する協定	株式会社セルビス	平成 22 年 7 月 14 日
大規模災害時における協力に関する協定	株式会社本家さぬきや（きらら・りぞーと　ホテルサンルート関空、ホテルレイクアルスター　アルザ泉大津）	平成 24 年 3 月 31 日
災害時における応援に関する協定	泉大津環境衛生事業協同組合	平成 24 年 4 月 11 日

名称	締結先	締結年月日
災害時における物品の供給協力に関する協定	大阪いずみ市民生活協同組合	平成 24 年 4 月 20 日
災害時等の緊急放送における協定	株式会社ジェイコムウエスト	平成 24 年 9 月 24 日
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社	平成 25 年 4 月 10 日
防災情報表示付き電柱広告に関する覚書	関電サービス株式会社	平成 25 年 10 月 2 日
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	平成 26 年 6 月 16 日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人泉大津みなと会	平成 26 年 6 月 18 日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	平成 26 年 6 月 20 日
減災を目的とした防災 AR に関する協定	一般社団法人全国防災共助協会	平成 26 年 6 月 20 日
災害時における物資の自動車輸送に関する協定書	赤帽大阪府軽自動車運送協同組合	平成 26 年 7 月 7 日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人穴師福祉会	平成 26 年 7 月 9 日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人豊中福祉会	平成 26 年 7 月 30 日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 28 年 1 月 12 日
災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定書	大阪府電気工事工業組合	平成 28 年 12 月 9 日
災害時における報道要請等に関する協定	株式会社エフエム泉大津	平成 29 年 12 月 22 日
災害時等における協力に関する協定	南海グリーフサポート株式会社	平成 29 年 12 月 22 日
災害時等における救援物資等の提供に関する協定	堺ヤクルト販売株式会社	平成 30 年 3 月 30 日
災害時における情報提供に関する協定	大阪ガス株式会社	平成 30 年 12 月 7 日

名称	締結先	締結年月日
災害時等における無人航空機の活用に関する協定	株式会社岸和田グランドホール	令和元年 7 月 18 日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人まほろば	令和元年 8 月 1 日
災害時における医療救護活動に関する協定	泉大津薬剤師会	令和元年 11 月 28 日
災害時における医療救護活動に関する協定	泉大津市歯科医師会	令和元年 11 月 28 日

○その他

名称	締結先	締結年月日
災害時における応援に関する協定書	福岡県行橋市、福岡県苅田町、阪九フェリー株式会社（四者協定）	平成 19 年 7 月 6 日
災害時における応援に関する協定書	宮崎県日向市、八興運輸株式会社（三者協定）	平成 23 年 10 月 17 日
大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定	大阪府泉州農と緑の総合事務所、光明池土地改良区（三者協定）	平成 26 年 5 月 26 日

資料４０　災害時協力井戸

大阪府への「災害時協力井戸」登録状況

（令和元年 10 月 1 日現在）

泉大津市	井戸数 117

（内訳）

地　区　名	井　戸　数
戎小学校区	18
旭小学校区	4
穴師小学校区	14
上條小学校区	32
浜小学校区	17
条東小学校区	16
条南小学校区	7
楠小学校区	9

※災害時協力井戸…大規模な地震等の災害が発生し、水道の給水が停止した場合に、近隣の被災者へ飲料水以外の生活用水として井戸水を提供いただける井戸

資料４１　広報の文例

1. 津波の文例等

［例文 1］　津波注意報（J アラート）

【サイレン：10 秒吹鳴、2 秒休止、10 秒吹鳴】
こちらは、防災泉大津市、泉大津市役所です。
津波注意報が発表されました。海岸付近の方は、注意してください。
（繰り返し）
・・・・・・・・・・

［例文 2］　津波警報（J アラート）

【サイレン：5 秒吹鳴、6 秒休止、5 秒吹鳴】
こちらは、防災泉大津市、泉大津市役所です。
津波警報が発表されました。
海岸付近の方は、高台に避難してください。
（繰り返し）
・・・・・・・・・・

［例文 3］　大津波警報（J アラート）

【サイレン：3 秒吹鳴、2 秒休止、3 秒吹鳴、2 秒休止、3 秒吹鳴】
こちらは、防災泉大津市、泉大津市役所です。
大津波警報が発表されました。
海岸付近の方は、高台に避難してください。
（繰り返し）
・・・・・・・・・・

［例文 4］　津波警報・大津波警報（避難指示音声）

【サイレン：3 秒吹鳴、2 秒休止、3 秒吹鳴、2 秒休止、3 秒吹鳴】
こちらは、防災泉大津市、泉大津市役所です。
津波警報（大津波）が発表されました。
まずは身の回りの火を消してください。
津波が来る恐れがあります。
直ちに南海本線より東側か、津波避難ビルなど、高いところに避難してください。
（繰り返し）
・・・・・・・・・・

［例文 5］　津波解除

こちらは、防災泉大津市、泉大津市役所です。
津波警報（大津波警報・津波注意報）が解除されました。
（繰り返し）
・・・・・・・・・・

2. 地震の文例

［例文 1］　震度 4

こちらは、防災泉大津市、泉大津市役所です。
ただいま泉大津市内で地震が観測されました。
震源が沿岸の場合は津波の危険がありますので、海岸や河川から離れてください。
（繰り返し）
・・・・・・・・・・

［例文 2］　震度 5 弱

こちらは、防災泉大津市、泉大津市役所です。
ただいま泉大津市内で強い地震が観測されました。
津波の恐れがありますので、海岸や河川にいる方は、安全な高台に避難してください。
（繰り返し）
・・・・・・・・・・

［例文 3］ 震度 5 強

こちらは、防災泉大津市、泉大津市役所です。
ただいま泉大津市内で強い地震が観測されました。
津波の危険がありますので、海岸や河川にいる方は、至急安全な高台に避難してください。
（繰り返し）
・・・・・・・・・・

［例文 4］ 震度 6 以上

こちらは、防災泉大津市、泉大津市役所です。
ただいま泉大津市内で大変強い地震が観測されました。
大津波の危険がありますので、海岸や河川にいる方は、至急安全な高台に避難してください。
（繰り返し）
・・・・・・・・・・

3. 高潮の文例

［例文 1］ 高潮避難

こちらは、防災泉大津市、泉大津市役所です。
○○地域に高潮に関する「警戒レベル４」避難勧告を発令しました。
高潮の危険性が高まっています。
○○地域の方は、速やかに避難してください。
避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所へ避難するか、屋内の高い所に避難してください。
（繰り返し）
・・・・・・・・・・

4.港湾不審者の文例

［例文 1］　港湾不審者

こちらは、防災泉大津市、泉大津市役所です。 港湾地域に、不審者がいます。着岸中の船舶は、出入口を閉鎖してください。 （繰り返し） ・・・・・・・・・・

5.その他

［例文 1］　異常潮位

こちらは、防災泉大津市、泉大津市役所です。 異常潮位が予想されます。十分に注意してください。 （繰り返し） ・・・・・・・・・・

［例文 2］　災害時緊急情報

危険です。避難してください。 （その他文例は、情報内容により別途協議する。）

資料４２　災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間

（大阪府災害救助法施行細則、令元規則六・一部改正）

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所	1　災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 2　学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して実施する。 3　設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日につき320円以内とする。 4　福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、3の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。 5　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	災害発生の日から７日以内
	応急仮設住宅	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住宅を得ることができないものに、次に揚げる住宅を供与する。 1　建設型仮設住宅（次に揚げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。） イ　設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 ロ　一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百六十一万円以内とする。 ハ　同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。 ニ　福祉仮設住宅(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する二人以上のものに供与する施設をいう。)を建設型仮設住宅として設置することができる。 ホ　災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。 ヘ　供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。 2　借上型仮設住宅(次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。) イ　一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて一ロに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 ロ　災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。	完成の日から２年以内

炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与	1　避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者（以下この項において「被災者」という。）に対して行う。 2　被災者が直ちに食することができる現物による。 3　支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日につき1,040円以内とする。	災害発生の日から7日以内
	飲料水の供給	1　災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。 2　支出できる費用は、水の購入並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から7日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1　住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）又は全島避難等（一定の地域の全ての居住者等が避難等をすることをいう。）により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 2　被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲において現物をもって行う。 イ　被服、寝具及び身の回り品 ロ　日用品 ハ　炊事用具及び食器 ニ　光熱材料 3　支出できる費用は、季別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲とする。	災害発生の日から10以内

区　分	季　別	世帯区分					
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 18,500	円 23,800	円 35,100	円 40,200	円 53,200	円 7,800
	冬季	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
	冬季	9,800	12,800	18,100	20,150	27,100	3,500

備考　「夏季」とは4月1日から9月30日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは10月1日から翌年3月31日までに災害が発生した場合をいう。

医療及び助産	医療	1　災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。 2　救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）が、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。）において行うことができる。 3　次の範囲内において行う。 イ　診療 ロ　薬剤又は治療材料の支給 ハ　処置、手術その他の治療及び施術 二　病院若しくは診療所又は施術所への収容 ホ　看護 4　支出できる費用は、次のとおりとする。 イ　救護班による場合　使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 ロ　病院又は診療所による場合　国民健康保険の診療報酬の額以内 ハ　施術所による場合　協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内
	助産	1　災害発生の日以前 7 日以内又は当該日以後 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。 2　次の範囲内において行う。 イ　分べんの介助 ロ　分べん前及び分べん後の処置 ハ　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 3　支出できる費用は、次のとおりとする。 イ　救護班等による場合　使用した衛生材料等の実費 ロ　助産師による場合　慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
被災者の救出	1　災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。 2　支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から 3 日以内
被災した住宅の応急修理	1　災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 2　居室、炊事場、便所等の日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 3　支出できる費用は、1 世帯につき 584,000 円以内とする。	災害発生の日から 1 月以内
生業に必要な資金の貸与	1　住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 2　生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。 3　貸与することができる金額は、次の範囲内とする。 イ　生業費　1 件につき 3 万円 ロ　就職支度費　1 件につき 15,000 円 4　貸付期間は 2 年以内で、利子は無利子とする。	災害発生の日から 1 月以内
学用品の給与	1　住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び	災害発生の日から､教科書については 1 月以内､その他の学用品につい

	特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等の生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。)に対して行う。 2　被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。 イ　教科書 ロ　文房具 ハ　通学用品 3　支出できる費用は、次の額の範囲内とする。 イ　教科書代 (1)　小学校の児童及び中学校の生徒　教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (2)　高等学校等の生徒等　正規の授業で使用する教材を給与するための実費 ロ　文房具費及び通学用品費 (1)　小学校の児童　1人につき　4,400円 (2)　中学校の生徒　1人につき　4,700円 (3)　高等学校等の生徒等　1人につき　5,100円	ては15日以内
埋葬	1　災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。 2　次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。 イ　棺(附属品を含む。) ロ　埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ハ　骨つぼ及び骨箱 3　支出できる費用は、1体につき大人211,300円以内、小人168,900円以内とする。	災害発生の日から10日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
死体の捜索	1　災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 2　支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から10日以内
死体の処理	1　災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。 2　次の範囲内において行う。 イ　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ロ　検索 ハ　死体の一時保存 3　検索は、原則として救護班によって行う。 4　支出できる費用は、次のとおりとする。 イ　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1体につき　3,400円以内 ロ　死体の一時保存のための費用 (1)　既存建物を利用する場合　当該施設の借上費について通常の実費 (2)　既存建物を利用できない場合　1体につき5,300円以内 (3)　ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合　当該地域における通常の実費を加算することができる。 ハ　救護班により検索ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内

災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	1　居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 2　支出できる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1 世帯につき 135,400 円以内とする。	災害発生の日から 10 日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1　次の範囲内において行なう。 イ　被災者の避難に係る支援 ロ　医療及び助産 ハ　被災者の救出 ニ　飲料水の供給 ホ　死体の捜索 ヘ　死体の処理 ト　救助用物資の整理配分 2　支出できる費用は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる期間以内

備考　救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

災害従事者の救助実費弁償の範囲

救助業務従事者の区分		実費弁償の額		
		日当	時間外勤務手当	旅費
政令第 4 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者	医師及び歯科医師	22,500 円	日当の額を 7.75 で除して得た額を勤務時間 1 時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和 40 年大阪府条例第 35 号)第 21 条第 2 項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例（昭和 40 年大阪府条例第 37 号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	薬剤師	17,100 円		
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	17,600 円		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	17,100 円		
	救命救急士	14,000 円		

救助業務従事者の区分		実費弁償の額		
		日当	時間外勤務手当	旅費
政令第 4 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者	土木技術者及び建築技術者	15,500 円	日当の額を 7.75 で除して得た額を勤務時間 1 時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和 40 年大阪府条例第 35 号)第 21 条第 2 項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例（昭和 40 年大阪府条例第 37 号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	大工	20,900 円		
	左官	22,500 円		
	とび職	24,300 円		
政令第 4 条第 5 号から第 10 号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその 100 分の 3 の額を加算した額以内		

扶助金の支給基礎額

対象者	支給基礎額
政令第 8 条第 2 項第 2 号に規定する労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に規定する労働者でない者	事故発生の日前 1 年間におけるその者の所得(通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。）の額を 365 で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から 1 年間の所得の平均額を 365 で除して得た額（以下「標準収入額」という。）

	を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
政令第 8 条第 2 項第 3 号に規定する救助に関する業務に協力した者	1　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和 27 年政令第 429 号。以下「警察協力者令」という。）第 5 条第 2 項に規定する額に相当する額とする。 2　事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第 8 条第 2 項第 3 号に規定する協力者（以下「協力者」という。）の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、1 の金額に警察協力者令第 5 条第 3 項に定める額を加算する。

資料４３　激甚災害及び局地激甚災害指定基準

43-1　激甚災害指定基準

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準

（昭和 37 年 12 月 7 日、中央防災会議決定指定基準）

激甚災害指定基準	適　用　す　べ　き　措　置
激甚法 2 章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 （A 基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100 分の 0.5 （B 基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100 分の 0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100 分の 25 2　一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100 分の 5
激甚法 5 条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 （A 基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.5 （B 基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの 1　一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100 分の 4 2　一の都道府県内の事業費査定見込額＞10 億円
激甚法 6 条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の 1 又は 2 の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額 5,000 万円以下と認められる場合は除外 1　激甚法 5 条の措置が適用される激甚災害 2　農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得額推定×100 分の 1.5 であることにより激甚法 8 条の措置が適用される激甚災害
激甚法 8 条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状態によりその必要なしと認められるものは除外。 （A 基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.5 （B 基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.15 かつ次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100 分の 3

激甚災害指定基準	適　用　す　べ　き　措　置
激甚法 11 条の 2(森林災害復旧事業に対する補助)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 5 (B 基準) 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの 1　一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 60 2　一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 1
激甚法 12 条､13 条､15 条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第 2 次産業および第 3 次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ。）×100 分の 0.2 (B 基準) 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100 分の 0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100 分の 2 ただし、火災の場合または激甚法 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
激甚法 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、17 条、18 条（私立学校施設災害復旧事業の補助等)、19 条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)	激甚法 2 章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
激甚法 22 条（罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 滅失住宅戸数＞被災地全域で 4,000 戸 (B 基準) (1)　滅失住宅戸数＞被災地全域で 2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの 1　一市町村の区域内で 200 戸以上 2　その区域内の住宅戸数の 10%以上 (2)　滅失住宅戸数＞被災地全域で 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの 1　一市町村の区域内で 400 戸以上 2　その区域内の住宅戸数の 20%以上 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。

激甚災害指定基準	適　用　す　べ　き　措　置
激甚法 24 条（公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等）	1　公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法 2 章の措置が適用される災害 2　農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法 5 条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のつど被害の実情に応じ個別に考慮

（大阪府地域防災計画関連資料集平成 31 年 3 月修正）

43-2　局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の深度の深い災害について、激甚災害として指定する場合の指定基準（昭和 43 年 11 月 22 日、中央防災会議決定指定基準）

局地激甚災害指定基準	適　用　す　べ　き　措　置
（公共施設災害関係） (1) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 14 号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の 50%を超える市町村（当該査定事業費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。	1　激甚法 3 条 1 項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法 4 条 5 項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法 2 章の措置 2　左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法 24 条 1 項、3 項および 4 項の措置
（農地、農業用施設等災害関係） (2) 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業(法第 5 条第 1 項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の 10%を超える市町村（当該経費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。	1　左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法 5 条、6 条の措置 2　左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法 24 条 2 項から第 4 項までの措置
（林業災害関係） (3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該（3）年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の 1.5 倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね 300ha を超える市町村、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工に係るものに限る。）	左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法 11 条の 2 の措置

局地激甚災害指定基準	適　用　す　べ　き　措　置
のおおむね 25%を超える市町村が 1 以上ある災害。	
(中小企業施設災害関係) (4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の 10%を超える市町村（当該被害額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。	左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法 12 条、13 条および 15 条の措置

（大阪府地域防災計画関連資料集平成 31 年 3 月修正）

資料４４　被害状況等報告

第１号様式（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※特定の事故を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時（覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名（代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	
焼損程度	焼損棟数　全焼　棟／半焼　棟／部分焼　棟／ぼや　棟　計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第２号様式（特定の事故）

第　　報

事故名
1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分（**月　日　時　分**）
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.ＲＩ等 7.その他（　　）	物質名	
施設の区分	1．危険物施設　2．高危混在施設　3．高圧ガス施設　4．その他（　　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者　（性別・年齢）　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部（署）		台 人	
		消防団		台 人	
		消防防災ヘリコプター		機 人	
		海上保安庁		人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊		人	
	使用停止命令　月　日　時　分	その他		人	
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

（注）第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注)　負傷者等欄の（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注)　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その１）

〔災害概況即報〕

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

災害の概況	発生場所					発生日時	月　日　時　分							
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人					半壊		棟	床上浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		（都道府県）			（市町村）								
	消防機関等の活動状況		（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部などについて、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注)　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注)　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その２）

〔被害状況即報〕

都道府県				区分				被害
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）			その他	田	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
					畑	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
報告者名					学校		箇所	
区分			被害		病院		箇所	
人的被害	死者		人		道路		箇所	
	うち災害関連死者		人					
	行方不明者		人		橋りょう		箇所	
	負傷者	重傷	人		河川		箇所	
		軽傷	人		港湾		箇所	
住家被害	全壊		棟		砂防		箇所	
			世帯		清掃施設		箇所	
			人		崖くずれ		箇所	
	半壊		棟		鉄道不通		箇所	
			世帯		被害船舶		隻	
			人		水道		戸	
	一部破損		棟		電話		回線	
			世帯		電気		戸	
			人		ガス		戸	
	床上浸水		棟		ブロック塀等		箇所	
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟		り災世帯数		世帯	
			世帯		り災者数		人	
			人	火災発生	建物		件	
非住家	公共建物		棟		危険物		件	
	その他		棟		その他		件	

<table>
<tr><td colspan="3">区　　分</td><td>被　　害</td><td rowspan="2">災等害の設置状況本部況</td><td>都道府県</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公立文教施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="11">市町村</td><td rowspan="11"></td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小計</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共施設被害市町村数</td><td>団体</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">その他</td><td>農業被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>林業被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="2">災害救助法適用市町村名</td><td colspan="2" rowspan="2">計　　団体</td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="2">１１９番通報件数　　件</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>千円</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">被害総額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>災害の概況</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">応急対策の状況</td><td>消防機関等の活動状況</td><td colspan="5">（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を、記入すること。）</td></tr>
<tr><td colspan="3">自衛隊の災害派遣</td><td colspan="3">その他</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

※１ 被害額は省略することができるものとする。

※２ 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

資料４５　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく復旧事業及び府の関係部局

復　旧　事　業　名	根拠条項	関　係　部　局
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助		
・公共土木施設災害復旧事業	3 条①	環境農林水産部、都市整備部
・公共土木施設災害関連事業	3 条②	環境農林水産部、都市整備部
・公立学校施設災害復旧事業	3 条③	教育庁
・公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業	3 条④	住宅まちづくり部
・生活保護施設災害復旧事業	3 条⑤	福祉部
・児童福祉施設災害復旧事業	3 条⑥	福祉部
・老人福祉施設災害復旧事業	3 条⑥の 2	福祉部
・身体障害者更生援護施設災害復旧事業	3 条⑦	福祉部
・知的障害者厚生・授産施設災害復旧事業	3 条⑧	福祉部
・婦人保護施設災害復旧事業	3 条⑨	福祉部
・感染症指定医療機関災害復旧事業	3 条⑩	健康医療部
・感染症予防事業	3 条⑪	健康医療部
・堆積土砂排除事業（公共施設区域内）	3 条⑫	環境農林水産部、都市整備部
・堆積土砂排除事業（公共施設区域外）	3 条⑬	環境農林水産部、都市整備部
・湛水排除事業	3 条⑭	環境農林水産部、都市整備部
農林水産業に関する特別の助成		
・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	5 条	環境農林水産部
・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	6 条	環境農林水産部
・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	7 条	環境農林水産部
・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	8 条	環境農林水産部
・森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助	9 条	環境農林水産部
・土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	10 条	環境農林水産部
・共同利用小型漁船の建造費の補助	11 条	環境農林水産部
・森林災害復旧事業に対する補助	11 条の 2	環境農林水産部
中小企業に関する特別の助成		
・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	12 条	商工労働部
・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	13 条	商工労働部
・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	14 条	商工労働部
・中小企業者に対する融資に関する特例	15 条	商工労働部

復　旧　事　業　名	根拠条項	関　係　部　局
その他の財政援助及び助成		
・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	16 条	教育庁
・私立学校施設災害復旧事業に対する補助	17 条	教育庁
・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	19 条	健康医療部
・母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	20 条	福祉部
・水防資機材費の補助の特例	21 条	都市整備部
・罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	22 条	住宅まちづくり部
・産業労働者住宅建設資金融通の特例	23 条	
・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	24 条	総務部、教育庁、都市整備部、環境農林水産部
・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	25 条	商工労働部

（大阪府地域防災計画関連資料集平成 31 年 3 月修正）

資料４６　自衛隊派遣要請書式等

知事への依頼書様式

文書番号
年　月　日

大阪府知事　様

市町村長等

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

1　災害の状況及び派遣を要請する事由
2　派遣を希望する期間
3　派遣を希望する区域及び活動内容
4　その他参考となるべき事項

文書番号
年　月　日

大阪府知事　様

市町村長等

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について

年　月　日付第　号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要求を依頼します。

記

1　撤収要請日時
2　派遣された部隊
3　派遣人員及び従事作業の内容
4　その他参考となるべき事項

資料４７　洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

（令和元年 10 月 1 日現在）

	名称	住所
1	戎小学校	河原町３－７
2	旭小学校	昭和町２－27
3	浜小学校	小松町５－６
4	旭幼稚園	昭和町４－38
5	浜保育所	菅原町13－29
6	戎保育所	高津町３－19
7	えびす認定こども園	下之町４－７
8	認定こども園ぱる	西港町９－７
9	南海かもめ認定こども園	戎町３－４
10	特別養護老人ホーム　オズ	菅原町10－33
11	オズデイサービスセンター	菅原町10－33
12	デイサービス　あずさ	戎町６－14
13	シニアハウスあずさ（老人ホーム）	戎町６－23
14	ローズ若宮の杜	若宮町４－32
15	デイサービスさくら泉大津	昭和町３－29
16	デイサービス CoCo どりーむ	田中町７－20
17	ドリームデイサービスセンター	神明町３－24
18	アーサーテックス（老人ホーム）	神明町３－24
19	デイサービス　喜楽	旭町４－１
20	さん SUN デイサービス泉大津	清水町１－40
21	さん SUN アフタースクール泉大津（障がい児通所支援事業）	清水町１－40
22	弥生桜　壱番館（サービス付き高齢者住宅）	虫取町２－９－12
23	ゆかりの郷　逢喜苑（サービス付き高齢者住宅）	式内町３－24
24	ワークさつき（障がい者福祉サービス事業所）	春日町23－３
25	カモメ（障がい者福祉サービス事業所）	河原町２－13
26	みなと（障がい者福祉サービス事業所）	汐見町85－１
27	あこや（障がい者福祉サービス事業所）	汐見町85－１
28	ほたる作業所（障がい者福祉サービス事業所）	昭和町８－12－103
29	特別養護老人ホーム　美休	河原町11－６